

第三期長野市農業振興アクションプラン (素々案)

【本素々案をご覧くださいにあたって留意いただきたい事項】

- ・個別の事業ごとの調書（No.1～No.42）に、当該事業に係る参考データ等を記載していますが、令和7年度分のデータのうち、本検討案作成時点において算定・収集中、国・県の統計情報の公表待ち等の事情により、数値を記載できず、空欄等としているものがあります。
- ・長野市総合計画に関する記載内容は、現時点での暫定の内容のため、今後、内容が修正・変更となる場合があります。

令和8年7月

第1 長野市農業振興アクションプランの位置づけ

長野市総合計画は、長野市の最上位計画であり、まちの将来像、長期展望を市民と共有し、総合的かつ計画的な市政運営を行うための指針となるものです。

次期計画である第六次長野市総合計画では、まちの将来像を「ひと分野」、「まち分野」、「産業分野」、の3分野で構成しており、このうち、農業関連施策は「産業分野」に分類され、以下の未来像が示されています。

【第六次長野市総合計画における「産業分野」の未来像及び方針】

未来像：創造と挑戦が“産業”を育み、進化し続けるまち

方針：長野市の特色ある風土に親しみをもち、スポーツや文化・芸術に触れ、楽しむ個人の活動が産業の裾野を広げ、先進技術により創造性が高まり、市内の各産業の枠を超えた取り組みと掛け合わされて、にぎわいを創出する「創造と挑戦が“産業”を育み、進化し続けるまち」を目指します。

これを踏まえ、長野市農業振興アクションプランを、次期総合計画を補完し、具体化する個別計画として位置づけ、本プランの中で各種の個別施策を展開するとともに、本プランにおいて各施策の進捗を管理するものとします。

第2 長野市農業振興アクションプラン

1 将来像等

(1) 将来像

本市農業の「将来像」を次のように定めます。

三実^み一体で実現する力強い長野市農業

「実り1」 未来につなぐ！ 豊かな大地に根ざした 誇りある農業

「実り2」 魅力アップ！ 新たな発想に基づき 発展する農業

「実り3」 みんなが主役！ 市民が共に支え育む 人をつなぐ農業

恵まれた自然、豊かな大地に生まれ、先人が築き上げた伝統ある本市農業を受け継ぎ、愛着ある農地、豊かな食文化を、次の世代へ誇りをもって着実に引き継いでいくこと、さらには時代の変化に対応し、新たな発想も加えながら農業の魅力を高め、若者が将来の農業に夢を抱くことができるようにしていくことが大切です。

そして、市民一人ひとりが、農業及び農村の大切さを理解し、地域農業を共に支え合い、応援し、育てていくことが必要となっています。

一人ひとりの小さな実りは、一本の木に実を結び、すべての実りが三実一体（三位一体）で支え合って大木になることで、力強い長野市農業を実現していくことを表しています。

(2) 持続可能な開発目標（SDGs）との関連

農業は、その持続的な発展により、飢餓の終結、経済成長と雇用、技術革新など、SDGsのゴールに直接的に貢献することが期待されます。

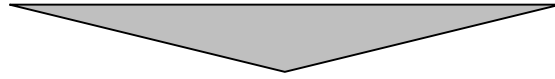
関連する主なゴール

ゴール	内容
 2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進します。
 8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進します。
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図ります。
 11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現します。
 12 つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保します。
 15 陸の豊かさも守ろう	陸上生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止します。
 16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築します。
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化します。

2 施策展開の方向性と重点施策

背景

- ・本市の農業就業人口は、年々減少するとともに、平均年齢は上昇しており、後継者不足及び高齢化が進んでいます。一方で、自給的農家数が多く、元気な高齢の農業者が多いと言えます。
- ・農業の後継者不足及び高齢化に伴い、**遊休農地は増加しており**、その発生抑制と解消が課題となっています。



方向性 1 農業者や新たな就農者が、生き生きと輝き、夢と誇りの持てる農業を実現します。

方向性 2 農家のみならず小規模農家や兼業農家、農業に参入する企業、農福連携など、多様な担い手により将来にわたり継続できる農業を実現します。

方向性 3 地域農業の中で中心経営体を育成し、農地を集積・集約するという国の農業政策、特に地域計画に基づく取組を踏まえつつ、主力である果樹生産を中心に本市農業の実態に沿った施策を展開します。



重点施策 1 多様な担い手づくりと農地の有効利用の推進

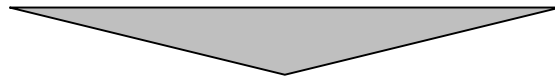
認定農業者など中心的な担い手を育成するとともに、地域計画に基づく取組や、新規就農者、定年帰農者、農業に参入する企業、農福連携に取り組む障害者就労事業所など多様な担い手の確保を通じて、農地の有効利用を推進します。

また、国連「家族農業の10年」(2019-2028)の決議を踏まえ、多様な家族経営の農業が持続的に営まれるよう、引き続き支援します。



背景

- ・主力である果樹を中心に、地域特性を活かした多品目の農産物が生産されています。
- ・人口減少に伴い国内市場の縮小が見込まれるほか、情報通信技術の進展、法人化や企業の農業参入による大規模経営の展開、外食産業の回復や中食需要の増加による業務用食材の需要拡大・多様化など、生産・販売環境等が変化しています。
- ・ライフスタイルの多様化に伴い、食に対する消費者嗜好が変化してきているほか、食品に対する安全・安心意識が高まっています。また、田園回帰志向の動きがみられる中、改めて農業及び農村の良さが見直されています。
- ・本市では直売所の数が多いほか、学校給食では県内産の食材が多く使用されています。また、おやきや味噌を使った料理など伝統的な食文化を継承する活動のほか、学習旅行の農家民泊受入れや農業体験など農業及び農村への理解を促進する活動が行われています。



- 方向性 4** 中山間地域をはじめ地形や気候など地域の特長を活かした消費者に魅力的な農産物の生産により農業者と市民の暮らしを支える農業を振興します。
- 方向性 5** 確立されたブランドや伝統を活かしつつ、観光や商工業など他産業と連携し、既存の農業生産基盤を活用した企業的発想に基づく農業経営を実現します。
- 方向性 6** 農村の景観や文化を継承し「農」のある暮らしの豊かさを感じつつ、多様な担い手により時代の変化に対応し災害に耐えられる「産業としての農業」の持続的発展を目指します。



重点施策 2 地域特性を活かした生産振興と販売力強化の促進

主力である果樹を中心に、中山間地域をはじめとし地形や気候などの地域特性を活かした多品目の農産物の生産と、販売力の強化を推進するとともに、地産地消の取組や農業体験活動などを通じて農業及び農村に対する市民の理解を促進し、すべての市民が長野市農業の応援隊となることを目指します。



3 計画期間

令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間

第 3 計画の目標

1 指標及び目標値

指標名	内容	現状値 (R 7)	目標値 (R13)
農業を担う者の総数 (人)	各年度末時点で、地域計画に掲載されている地域内の農業を担う者の総数	1,166 人	2,070 人
農地の 利用権設定面積 (ha)	各年度末時点の農業委員会農地台帳（農業委員会サポートシステム）登録面積	1,023ha	1,300ha
認定農業者の 果樹栽培面積 (ha)	各年度末時点における認定農業者の果樹栽培面積の合計値	29.2ha	28.0ha
農業生産額（億円）	市全体の農業生産額の令和 9 年度から令和 13 年度まで（5 年間）の累積	(第二期目標値) 1,020 億円	1,200 億円

2 関連指標

第三期アクションプランでは、4 指標それぞれについて、新たに「関連指標」を設定し、関連指標とともに、個々の関連する施策の実施状況等を踏まえて、4 指標の目標達成に向けた進捗を検証します。

新指標	関連指標（例）	
	項目	単位
①農業を担う者の総数（人）	認定農業者数	人
	認定農業者の耕作面積	ha
	農業機械化補助金（共同）件数	件
	〃 事業費	千円
	〃 補助額	千円
	新規就農者数（各給付金対象者）	人
	農業研修センター 担い手育成コース 受講者数	人
	長野市農業青年協議会 会員数	人
	〃 新規会員数	人
②農地の利用権設定面積 (ha)	農業研修センター 企業育成コース 受講社数	社
	企業等農業参入支援事業補助金 活用事業数	件
	補助金を活用して耕作放棄地から再生した面積	ha
	農地流動化助成金 交付額	円
	〃 交付人数	人

【関連指標（例）】

新指標	項目	単位
③認定農業者の 果樹栽培面積 (ha)	認定農業者数	人
	認定農業者の耕作面積	ha
	品種別栽培面積（りんご）	ha
	〃（もも）	ha
	〃（ぶどう）	ha
	〃（その他果樹）	ha
	〃（ヘーゼルナッツ）	ha
	ヘーゼルナッツ苗木補助件数	件
④計画期間の市農 業生産額の累積 (億円)	（上記の果樹関係の指標＋以下の指標）	
	野菜作付面積	ha
	花き作付面積	ha
	きのこ生産量（長野市推計）	t
	水稻作付面積	ha
	認定農業者数	人
	農業を担う者の総数	人
	農地の利用権設定面積	ha
	スマート農業用機械等導入支援件数	件
	果樹ブランド化（売れる農業）の推進	活動状況

第4 長野市農業振興アクションプラン 体系表及び個別事業シート

重点施策	大項目	中項目	No.	小項目（個別事業シート）
施策1 多様な担い手 農づくりの 有効利用の 推進	①農業の多様な担い手の確保と育成	ア 中心的な担い手となる農業者の育成 イ 新たな担い手の確保 ウ 農業者を支える団体の活動支援	1 2 3 4 5 6 7 8	認定農業者 農業者の組織化 農作業支援 新規就農者 農業研修センター 企業の農業参入 農業協同組合 農業者の任意団体等への活動支援
	②農地の有効利用と農業生産基盤の整備	ア 優良農地の確保と農地の有効利用 イ 農業生産基盤の整備と維持管理	9 10 11 12 13 14	優良農地の確保 耕作放棄地対策 農地流動化対策 農業生産基盤整備 湛水防除（農業用排水機場の整備） 農地・水路等の適切な保全管理
施策2 地域の特性を 活かした生産 振興と販売力 強化の促進	③地域の特性を活かした生産振興	ア 主要農畜産物の生産振興 イ 中山間地域の生産振興 ウ 安全・安心な農産物づくり エ 災害対策・野生鳥獣対策	15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32	果樹振興（りんご） 果樹振興（もも） 果樹振興（ぶどう） 果樹振興（その他） 果樹振興（ヘーゼルナッツ） 野菜振興 花き振興 きのこと振興 水稻振興 地域奨励作物 畜産振興（牛・豚など） めん羊振興（サフォーク） 中山間地域の農地維持 中山間地域の生産振興 環境にやさしい農業の推進 災害対策 野生鳥獣被害防除対策 ジビエの活用
	④農産物の販売力強化と他産業との連携	ア 販路の拡大 イ 付加価値の向上	33 34 35 36 37	農業協同組合による販売活動 売れる農業の推進 6次産業化、農商工連携 スマート農業 農福連携
	⑤農業・農村に対する理解の促進	ア 地産地消 イ 都市と農村の交流	38 39 40 41 42	地産地消の推進 地域食文化の伝承 農業体験交流 小中学生農家民泊誘致 市民農園（市民菜園）

① 農業の多様な担い手の確保と育成

ア 中心的な担い手となる農業者の育成

No. 1

項 目 (担 当)	認定農業者 農業政策課農政担当																														
事 業 内 容	認定農業者制度に基づいて、中心的な担い手となる農業者を育成するもの。 認定農業者制度とは、農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする5年間の計画を市が認定するもので、認定を受けた農業者に対して重点的に支援するもの。 ○認定の基準となる農業経営の目標（主たる農業従事者1人当たり） ・年間農業所得 500 万円程度（中山間地域 300 万円程度） ・年間労働時間 2,000 時間程度 ○主な支援 (1) 国の制度 ・農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）…貸付当初5年間の無利子化 ・農業者年金の保険料補助…35 歳未満 6 千円～1 万円/月、 35 歳以上 4 千円～6 千円/月 ・経営所得安定対策…畑作物の直接支払交付金、米・畑作物の収入減少影響緩和対策 (2) 市の支援 ・農業専門指導員 市農業政策課に配置し、経営改善計画の審査・指導などするもの。 ・農地流動化助成金 地域計画の地域内の農業を担う認定農業者等に対し、新たに農用地の賃借権を3年以上設定した場合、市が助成金を交付するもの。 ・農業機械化補助金（補助率 1/2 以内、限度額 50 万円） ・スマート農業用機械等導入支援（補助率 1/2 以内、限度額 200 万円）																														
策 定 時 (R 7) ま で の デ ー タ の 推 移 ・ 現 況 等	○認定農業者の推移（人） <table><tr><td>区分</td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>認定農業者</td><td>310 (6)</td><td>308 (7)</td><td>305 (7)</td><td>326 (9)</td><td>320 (12)</td></tr><tr><td>新規認定</td><td>20</td><td>29</td><td>26</td><td>30</td><td>35</td></tr><tr><td>再認定</td><td>55</td><td>40</td><td>34</td><td>18</td><td>46</td></tr><tr><td>未継続</td><td>50</td><td>31</td><td>29</td><td>9</td><td>41</td></tr></table> ※カッコは内数で女性の人数 ○認定農業者の耕作面積 ・926ha（R8. 3. 31 現在） ※1 人当たり平均 3ha ○地区別認定農業者数 ・平坦地 238 人 中山間地 82 人（R8. 3. 31 現在）	区分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	認定農業者	310 (6)	308 (7)	305 (7)	326 (9)	320 (12)	新規認定	20	29	26	30	35	再認定	55	40	34	18	46	未継続	50	31	29	9	41
区分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																										
認定農業者	310 (6)	308 (7)	305 (7)	326 (9)	320 (12)																										
新規認定	20	29	26	30	35																										
再認定	55	40	34	18	46																										
未継続	50	31	29	9	41																										

① 農業の多様な担い手の確保と育成

ア 中心的な担い手となる農業者の育成

No. 1

実施状況 (令和7年度)	・認定農業者の候補者及び再認定者に対して、認定のメリットや各種補助金制度を説明し、認定農業者の掘起しを図った。 ・認定後3年目の者を対象に、書面によるフォローアップ22人と面談によるフォローアップを29人実施した。
策定時(R7)の評価	・新たに認定される認定農業者がいるものの、高齢等の理由で再認定を受けない農業者も多く、認定農業者総数については大幅な増減はない。 ・認定農業者の数は、地域により偏りがあり、平坦地が多く、中山間地が少ない。
第三期計画の取組方針	・認定農業者の増加に向けて取り組む。 ・経営規模の拡大に向けて取り組む。
第三期計画の具体的取組 (アクションプラン)	・認定農業者制度のメリットの啓発を強化する。 ・農地集積化やスマート農業機械等の導入を支援する。 ・地域計画に基づき、認定農業者などの担い手への農用地集積を支援する。 ・県農業農村支援センター等と連携しながら、市の農業専門指導員を中心に、認定農業者へ技術支援を行う。 ・認定農業者認定後のフォローアップをする。

① 農業の多様な担い手の確保と育成

ア 中心的な担い手となる農業者の育成

No. 2

項 目 (担 当)	農業者の組織化 農業政策課農政担当・生産振興担当・長野市農業公社																																																
事 業 内 容	生産性向上と地域における営農活動の継続を図るため、地域の実情を勘案し、集落営農による農業生産の組織化を支援するもの。																																																
	○主な支援																																																
	(1) 集落営農への支援（交付金） 組織の規約を有し、共同販売経理を行う集落営農組織化に対して、国の経営所得安定対策（価格低下による収入の補填や生産費と販売価格の差額の直接交付）の対象として支援するもの。																																																
	(2) 農業機械化補助金（共同） 営農組織化又は法人化を目指す団体（受益戸数5戸）が共同購入する農業機械に対して補助するもの。 ・補助率3/10以内、限度額300万円																																																
	(3) スマート農業用機械等導入支援（共同） 5戸以上の農業者で組織された団体及び法人経営の認定農業者・認定新規就農者に対して補助するもの。 ・補助率 5/10 以内、限度額 200 万円																																																
	(4) 農業法人化事業（農業公社） 農業者グループの法人化に際し、設立及び増資に対する出資又は助成するもの。 ・出資：法人の出資総額又は資本金の 1/2 未満で、限度額 500 万円 ・助成：法人の出資総額又は資本金の 1/2 未満で、限度額 250 万円																																																
	策 定 時 (R 7)	○集落営農数（経営所得安定対策の対象となるもの）																																															
	ま で の	<table><tr><td>項 目</td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>件数</td><td>13</td><td>12</td><td>11</td><td>11</td><td>10</td></tr></table>	項 目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	件数	13	12	11	11	10																																			
	項 目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																											
	件数	13	12	11	11	10																																											
デ ー タ の 推 移	○農業機械化補助金（共同）																																																
・ 現 況 等	<table><tr><td>項 目</td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>件数</td><td>2</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>1</td></tr><tr><td>事業費（千円）</td><td>8,210</td><td>6,300</td><td>29,981</td><td>32,939</td><td>11,820</td></tr><tr><td>補助額（千円）</td><td>2,463</td><td>1,890</td><td>7,962</td><td>9,881</td><td>3,000</td></tr></table> ○スマート農業用機械等導入支援（共同） <table><tr><td>項 目</td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>件数</td><td>1</td><td>0</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>事業費（千円）</td><td>2,980</td><td>0</td><td>5,268</td><td>1,193</td><td>2,146</td></tr><tr><td>補助額（千円）</td><td>2,086</td><td>0</td><td>3,687</td><td>596</td><td>1,073</td></tr></table>	項 目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	件数	2	1	3	4	1	事業費（千円）	8,210	6,300	29,981	32,939	11,820	補助額（千円）	2,463	1,890	7,962	9,881	3,000	項 目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	件数	1	0	3	1	1	事業費（千円）	2,980	0	5,268	1,193	2,146	補助額（千円）	2,086	0	3,687	596	1,073
項 目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																												
件数	2	1	3	4	1																																												
事業費（千円）	8,210	6,300	29,981	32,939	11,820																																												
補助額（千円）	2,463	1,890	7,962	9,881	3,000																																												
項 目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																												
件数	1	0	3	1	1																																												
事業費（千円）	2,980	0	5,268	1,193	2,146																																												
補助額（千円）	2,086	0	3,687	596	1,073																																												

① 農業の多様な担い手の確保と育成

ア 中心的な担い手となる農業者の育成

No. 2

	※R3 から R5 までは、補助率が 7/10 以内 ○農業法人化事業 <table><tr><th>項 目</th><th>R 3</th><th>R 4</th><th>R 5</th><th>R 6</th><th>R 7</th></tr><tr><td>件数</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>出資・助成（千円）</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>	項 目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	件数	0	0	0	0	0	出資・助成（千円）	0	0	0	0	0
項 目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7														
件数	0	0	0	0	0														
出資・助成（千円）	0	0	0	0	0														
策 定 時（R 7） の 評 価	・法人化についての相談は年に数件程度あるが、法人化には至らない。（農業法人化事業） ・集落営農や共同利用の機械化補助の実績は、一定数を維持している。																		
実 施 状 況 （令和 7 年度）	・経営所得安定対策の対象として、10 組織の集落営農が継続的に活動に取り組めるよう支援した。 ・共同利用の農業機械（トラクター）、スマート農業用機械（ドローン）の導入に対し支援した。																		
第三期計画の 取 組 方 針	・法人化又は集落の多様な農業者が参画して農作業等を補完する体制を整備し、農業生産を維持する、集落営農の増加に向けて取り組む。																		
第三期計画の 具 体 的 取 組 （アクションプラン）	・組織化の意向のある農業者グループに対して、法人化の支援制度について周知する。 ・集落営農を目指す農業者に対し、経営所得安定対策や多面的機能支払などの制度を周知する。																		

① 農業の多様な担い手の確保と育成

ア 中心的な担い手となる農業者の育成

No. 3

項 目 (担 当)	農作業支援 長野市農業公社																																			
事 業 内 容	市内の農業協同組合（ＪＡ）が実施していた機械作業や繁忙期の農作業支援事業を引き継ぎ、平成 19 年度から長野市農業公社が実施している事業。 ○主な事業 （１）機械作業事業 農家から申し込みを受けた機械作業を、各地区の受託組合や機械を所有するオペレーターへ仲介・あっ旋し、農家を支援している。 （２）農作業お手伝いさん事業 農作業お手伝いさんにより繁忙期の果樹作業等を支援している。 （３）専門作業事業 農家から申し込みを受けた剪定作業を、専門作業員へ仲介・あっせんし、農家を支援している。 （４）農福連携推進事業 農業分野の労働力不足と福祉分野の就労機会不足など、双方の課題解決に向けて農福連携に取り組む。																																			
策 定 時 (R 7) ま で の デ ー タ の 推 移 ・ 現 況 等	○機械作業事業 <table><tr><th>作業内容</th><th>作業料金</th><th>機械作業委託料</th></tr><tr><td>耕起（水田）</td><td>970～1,240 円/a</td><td>940～1,202 円/a</td></tr><tr><td>代かき</td><td>970～1,600 円/a</td><td>940～1,552 円/a</td></tr><tr><td>田植え</td><td>970～1,680 円/a</td><td>940～1,629 円/a</td></tr><tr><td>米収穫（コンバイン）</td><td>2,710～3,600 円/a</td><td>2,628～3,492 円/a</td></tr><tr><td>籾運搬</td><td>401～540 円/a</td><td>388～523 円/a</td></tr><tr><td>そば収穫</td><td>900 円/a</td><td>873 円/a</td></tr></table> ※単価は、地域やほ場等の条件により異なる。 ○お手伝いさん事業・専門作業事業 <table><tr><th>作業内容</th><th>作業料金</th><th>賃金</th></tr><tr><td>一般作業（果樹・野菜）</td><td>1,252 円/時</td><td>1,088 円/時</td></tr><tr><td>早朝作業</td><td>1,305 円/時</td><td>1,154 円/時</td></tr><tr><td>専門作業（剪定）</td><td>1,500～2,300 円/時</td><td>1,455～2,231 円/時</td></tr></table> ※専門作業（剪定）の単価は、地域やほ場等の条件により異なる。			作業内容	作業料金	機械作業委託料	耕起（水田）	970～1,240 円/a	940～1,202 円/a	代かき	970～1,600 円/a	940～1,552 円/a	田植え	970～1,680 円/a	940～1,629 円/a	米収穫（コンバイン）	2,710～3,600 円/a	2,628～3,492 円/a	籾運搬	401～540 円/a	388～523 円/a	そば収穫	900 円/a	873 円/a	作業内容	作業料金	賃金	一般作業（果樹・野菜）	1,252 円/時	1,088 円/時	早朝作業	1,305 円/時	1,154 円/時	専門作業（剪定）	1,500～2,300 円/時	1,455～2,231 円/時
作業内容	作業料金	機械作業委託料																																		
耕起（水田）	970～1,240 円/a	940～1,202 円/a																																		
代かき	970～1,600 円/a	940～1,552 円/a																																		
田植え	970～1,680 円/a	940～1,629 円/a																																		
米収穫（コンバイン）	2,710～3,600 円/a	2,628～3,492 円/a																																		
籾運搬	401～540 円/a	388～523 円/a																																		
そば収穫	900 円/a	873 円/a																																		
作業内容	作業料金	賃金																																		
一般作業（果樹・野菜）	1,252 円/時	1,088 円/時																																		
早朝作業	1,305 円/時	1,154 円/時																																		
専門作業（剪定）	1,500～2,300 円/時	1,455～2,231 円/時																																		

① 農業の多様な担い手の確保と育成

ア 中心的な担い手となる農業者の育成

No. 3

策定時（R7） ま　で　の データの推移 ・　現　況　等	○機械作業事業 （ha・戸）									
	項目	春				秋				利用 農家数 （戸）
		耕起	代かき	田植え	水稻 防除	耕起	米 収穫	籾 運搬	そば 収穫	
	R3	57.4	72.1	79.4	33.2	21.4	114.5	571.6t	0	2,191
	R4	51.0	69.7	66.9	34.9	18.9	116.2	536.0t	0.9	2,260
	R5	57.1	71.0	66.8	25.2	23.4	108.2	447.0t	1.3	2,159
	R6	49.3	66.9	54.2	21.8	21.3	94.8	437.2t	1.4	1,998
	R7	54.6	73.1	61.0	23.1	21.6	108.2	514.4t	1.6	2,059
	○農作業お手伝いさん事業・専門作業事業 （人・時間）									
	項目	一般作業		小計 （時間）	利用 農家数	お手伝い さん 人数	専門作業 （剪定）			
		春	秋							
	R3	56,681	29,040	85,721	359	195	4,783			
R4	66,188	32,154	98,342	393	199	4,394				
R5	57,472	27,385	84,857	297	191	4,286				
R6	56,690	28,610	85,300	343	158	3,723				
R7	51,051	25,452	76,503	315	160	4,119				
実　施　状　況 （令和7年度）	・お手伝いさん事業における雇用契約者数は160人だった。 ・お手伝いさん募集は、「広報ながの」で年2回周知するとともに、複数の民間新聞にも募集広告を掲載した。また、市の関係施設（約50）でのチラシ配置や、ホームページ、SNSも活用して、広く情報発信を行った。 ・農作業時の安全衛生管理の徹底と農作業技術向上に向けて研修会（延べ参加者数は394人）や圃場巡回（春9回、秋10回）を実施した。									
策定時（R7） の　評　価	・お手伝いさん事業の利用希望農家数は高齢化等により増加しているが、お手伝いさん人数（雇用契約者数）は減少している。お手伝いさんも高齢化が進んでおり、労働日数の減少等が課題である。									
第三期計画の 取　組　方　針	・お手伝いさん事業の繁忙期における人数不足の解消を図る。 ・農業公社に農福連携コーディネーターを配置し、障害者就労支援施設等と連携しながら農作業お手伝いさんを育成し、農家へ派遣する仕組みをつくる。									
第三期計画の 具　体　的　取　組 （アクションプラン）	・関係機関と協力し、お手伝いさんの募集強化に取り組む。 ・農家の要望に応えるために、技術力及び事故防止意識の向上のためお手伝いさんの研修を充実する。 ・障害者を対象とした農作業技術講習会の企画や、農作業の依頼に対する障害者の派遣調整（マッチング）を行う。									

① 農業の多様な担い手の確保と育成

イ 新たな担い手の確保

No. 4

項 目 (担 当)	新規就農者 農業政策課農政担当
事業内容	農業者の高齢化、担い手不足が深刻化する中、新規就農者を支援するもの。 ○主な支援 (1)研修・営農資金に対する助成（50歳未満^{※1}） ・国 農業次世代人材投資資金（H29～R3） 年間最大150万円（準備型2年間、経営開始型5年間） 経営開始型の令和3年度採択者から、経営開始1年目～3年目150万円/年、 経営開始4年目～5年目120万円/年（新規受付は令和3年度で停止） ※1 令和元年度から年齢要件を45歳未満から50歳未満へ引き上げ ・国 新規就農者育成総合対策（R4～） 年間最大165万円^{※2}（就農準備資金2年間、経営開始資金3年間） ※2 令和8年度から年間最大150万円から165万円へ引き上げ 経営発展支援事業 ・通常枠（限度額750万円又は375万円 補助率3/4） ・地域計画早期実現支援枠^{※3} - ア 経営資源の有効利用に向けた取組（農業用機械等の修繕等） - イ 円滑な経営移譲に向けた取組（農業経営の移譲にかかる経費） - ウ 経営発展に向けた取組（通常枠と同じく農業機械等の取得等） （国県費限度額900万円、ア・イは補助率1/2、ウは補助率3/4） ※3 令和7年度から経営発展支援事業へ新たに追加されたもの (2)その他新規就農者への支援制度（全て市単独） ・親元就農者支援事業（50歳未満の親元就農者 年間120万円 3年間） ※平成30年度創設 ※令和6年度から年齢要件を45歳未満から50歳未満へ引き上げ ・農業機械化補助金（認定新規就農者：補助率1/2以内 限度額80万円 その他新規就農者：補助率3/10以内 限度額30万円） ※令和8年度からその他新規就農者を追加 ・研修生の受け入れ里親農家への指導謝金（経費負担：1年目県、2年目市） ○新規就農者の募集 ・「新・農業人フェア」への就農相談ブース出展 ・長野県・市町村・JA合同就農相談会へのブース出展 ・県等が主催する就農相談会への参加 ・国や県の新規就農者向けWEBサイト、市WEBサイト等への情報掲載 ・新規就農者の確保に向け、就農支援制度や農業体験受入事業等に関する情報を、SNSなどを活用して効果的に発信する。 ○農業体験受入事業

① 農業の多様な担い手の確保と育成

イ 新たな担い手の確保

No. 4

	参加資格：市内に就農を希望する 18 歳以上で 60 歳以下の者 ・「農×食」体験ツアー ※令和 7 年度創設 本市農業の維持発展や移住につなげるため、本市農業や食文化、地域の魅力を知ってもらう「農×食」体験ツアーを開催 補助：参加費補助金 2 万円／人 ・就農希望者の農業体験事業 ※令和 3 年度創設 市長が認める農業者又は農業団体の指導により、3 日間以内の農作業を体験する事業 補助：交通費・宿泊費・傷害保険料の助成 2 万円／回 ○新規就農者へのフォローアップ ・主に給付金受給者に対して、ほ場調査、面接等を行う。																																																																											
策 定 時 (R 7) ま で の デ ー タ の 推 移 ・ 現 況 等	○新規就農者数の推移 (人) <table><tr><th colspan="2">項目</th><th>R 3</th><th>R 4</th><th>R 5</th><th>R 6</th><th>R 7</th></tr><tr><td colspan="2">新規就農者</td><td>47</td><td>48</td><td>67</td><td>67</td><td>52</td></tr><tr><td colspan="7">■新規就農者のうち給付金活用状況の内訳</td></tr><tr><td colspan="2">給付金等対象者</td><td>9</td><td>7</td><td>7</td><td>9</td><td>5</td></tr><tr><td rowspan="3">給付金種類</td><td>農業次世代人材投資事業</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>新規就農者育成総合対策</td><td></td><td>3</td><td>3</td><td>4</td><td>1</td></tr><tr><td>親元就農者支援事業</td><td>5</td><td>4</td><td>4</td><td>5</td><td>4</td></tr><tr><td colspan="2">給付金を受けない新規就農者</td><td>38</td><td>41</td><td>60</td><td>58</td><td>47</td></tr><tr><td colspan="7">■新規就農者のうち参入形態の内訳</td></tr><tr><td colspan="2">農家子弟</td><td>6</td><td>4</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td></tr><tr><td colspan="2">新規参入</td><td>41</td><td>44</td><td>62</td><td>62</td><td>47</td></tr></table> ※各事業において、初めて給付を受けた年度に計上	項目		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	新規就農者		47	48	67	67	52	■新規就農者のうち給付金活用状況の内訳							給付金等対象者		9	7	7	9	5	給付金種類	農業次世代人材投資事業	4					新規就農者育成総合対策		3	3	4	1	親元就農者支援事業	5	4	4	5	4	給付金を受けない新規就農者		38	41	60	58	47	■新規就農者のうち参入形態の内訳							農家子弟		6	4	5	5	5	新規参入		41	44	62	62	47
項目		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																																																						
新規就農者		47	48	67	67	52																																																																						
■新規就農者のうち給付金活用状況の内訳																																																																												
給付金等対象者		9	7	7	9	5																																																																						
給付金種類	農業次世代人材投資事業	4																																																																										
	新規就農者育成総合対策		3	3	4	1																																																																						
	親元就農者支援事業	5	4	4	5	4																																																																						
給付金を受けない新規就農者		38	41	60	58	47																																																																						
■新規就農者のうち参入形態の内訳																																																																												
農家子弟		6	4	5	5	5																																																																						
新規参入		41	44	62	62	47																																																																						
実 施 状 況 (令 和 7 年 度)	・新規就農希望者に対して農業専門指導員や長野農業農村支援センターの就農コーディネーターとともに随時、相談に対応し、本人の適性や希望する就農形態等に応じて提案を行った。 ・長野地域就農相談会に 12 回参加し、就農希望者の相談に 17 件応じた。農業体験を勧めるなど研修及び就農につながるように対応した。 ・長野県市町村・J A 合同就農相談会、マイナビ農林水産 FEST、新・農業人フェア各 1 回に出展し、就農希望者の相談に 27 件応じた。 ・50 歳未満で退職等を伴い親元就農する認定農業者の子（孫）の親元就農者 4 人を支援した。 ・ももとりんごの「農×食」体験ツアーに 7 人が参加し、果樹生産者や農産物加工事業者などと交流を行った。 ・就農希望者の農業体験事業では、延べ 9 人を受け入れ農作業体験を行った。																																																																											

① 農業の多様な担い手の確保と育成

イ 新たな担い手の確保

No. 4

策定時(R7)の評価	・国の新規就農者育成総合対策の対象者は、県外相談会等への参加や県・JA等関係機関との連携により事業開始の令和4年度以降で平均3人程度を確保できている。 ・平成30年度に創設した親元就農者支援事業では、認定農業者等への周知を毎年実施したことにより、令和7年度までに40人を支援した。 ・新たに実施した「農×食」体験ツアーでは、参加者と受入農家が交流しながら農業の現状、地域の魅力や食文化など知ってもらうことにより、本市農業への理解が深まり、就農や移住への関心を高めてもらう事業となった。
第三期計画の取組方針	・新規就農者の増加に向けて取り組む。 ・定年帰農者など様々な担い手を確保・育成する。
第三期計画の具体的取組 (アクションプラン)	・新規就農希望者に対する効果的な募集方法を検討する。 ・新規就農者のうち、Iターン者・Uターン者などに対して、必要に応じて空き家情報を提供する。 ・農業をミッションとする地域おこし協力隊員が就農に結び付くよう、受入環境の整備やサポート体制の強化を図る。 ・生産振興、販売支援等の施策を総合的に進め、農業所得向上により農業への就業意欲を高める。 ・自営農業者だけでなく農業法人へ就職する「雇用就農」を増やす。 ・農業研修センターにおける研修コースや講座の実施により、定年帰農者など多様な担い手に対して農業技術の習得支援を進める。 ・専業農家だけでなく兼業農家を育成する取組を研究する。 ・「農×食」体験ツアーなど気軽に農業体験できる事業から、本格的に農業を経験できる事業まで、ニーズに応じ農業体験事業を拡充させ、多様な人材を受け入れることにより、新規就農につなげていく。

① 農業の多様な担い手の確保と育成

イ 新たな担い手の確保

No. 5

項 目 (担 当)	農業研修センター 農業政策課農政担当																																				
事 業 内 容	農業研修センターを開設し、定年帰農者、農業に関心のある市民、農業への参入を希望する企業など多様な人材を農業の担い手として育成するもの。																																				
	○施設概要																																				
	・ 設置 平成 29 年 4 月																																				
	・ 全体面積 12,801 m ² 内訳：研修センター（駐車場合）用地 2,249 m ² 、研修農園用地 10,552 m ²																																				
	・ 建物 2 棟 内訳：研修・休憩棟 152 m ² 、倉庫 76 m ²																																				
	・ 研修内容																																				
	<table><tr><th>コース</th><th>期間</th><th>定員</th></tr><tr><td>担い手育成（野菜）コース</td><td>1 年間</td><td>15 名</td></tr><tr><td>野菜づくり中級コース</td><td>1 年間</td><td>16 名</td></tr><tr><td>野菜づくり初級コース</td><td>4 月～12 月</td><td>48 名</td></tr><tr><td>企業育成コース</td><td>1 年間</td><td>2 社</td></tr><tr><td>りんご栽培コース</td><td>1 年間</td><td>5 名</td></tr></table>	コース	期間	定員	担い手育成（野菜）コース	1 年間	15 名	野菜づくり中級コース	1 年間	16 名	野菜づくり初級コース	4 月～12 月	48 名	企業育成コース	1 年間	2 社	りんご栽培コース	1 年間	5 名																		
	コース	期間	定員																																		
	担い手育成（野菜）コース	1 年間	15 名																																		
	野菜づくり中級コース	1 年間	16 名																																		
野菜づくり初級コース	4 月～12 月	48 名																																			
企業育成コース	1 年間	2 社																																			
りんご栽培コース	1 年間	5 名																																			
(令和 8 年度募集時)																																					
※りんご栽培コースは令和 7 年度から開講																																					
策 定 時 (R 7) ま で の デ ー タ の 推 移 ・ 現 況 等	○受講者数																																				
	・ 研修コース																																				
	<table><tr><th> 年度 コース </th><th>R 3</th><th>R 4</th><th>R 5</th><th>R 6</th><th>R 7</th></tr><tr><td>担い手育成（野菜）コース</td><td>14 名</td><td>19 名</td><td>11 名</td><td>20 名</td><td>19 名</td></tr><tr><td>野菜づくり中級コース</td><td>20 名</td><td>21 名</td><td>18 名</td><td>14 名</td><td>16 名</td></tr><tr><td>野菜づくり初級コース</td><td>36 名</td><td>63 名</td><td>51 名</td><td>51 名</td><td>55 名</td></tr><tr><td>企業育成コース</td><td>2 社</td><td>1 社</td><td>1 社</td><td>1 社</td><td>2 社</td></tr><tr><td>りんご栽培コース</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>6 名</td></tr></table>	年度 コース	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	担い手育成（野菜）コース	14 名	19 名	11 名	20 名	19 名	野菜づくり中級コース	20 名	21 名	18 名	14 名	16 名	野菜づくり初級コース	36 名	63 名	51 名	51 名	55 名	企業育成コース	2 社	1 社	1 社	1 社	2 社	りんご栽培コース	—	—	—	—	6 名
	年度 コース	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																															
	担い手育成（野菜）コース	14 名	19 名	11 名	20 名	19 名																															
	野菜づくり中級コース	20 名	21 名	18 名	14 名	16 名																															
	野菜づくり初級コース	36 名	63 名	51 名	51 名	55 名																															
	企業育成コース	2 社	1 社	1 社	1 社	2 社																															
	りんご栽培コース	—	—	—	—	6 名																															
	・ 特別講座																																				
<table><tr><th> 年度 講座 </th><th>R 3</th><th>R 4</th><th>R 5</th><th>R 6</th><th>R 7</th></tr><tr><td>市民向け講座</td><td>5 名</td><td>46 名</td><td>36 名</td><td>28 名</td><td>22 名</td></tr><tr><td>農業者向け講座</td><td>12 名</td><td>43 名</td><td>45 名</td><td>29 名</td><td>40 名</td></tr></table>	年度 講座	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	市民向け講座	5 名	46 名	36 名	28 名	22 名	農業者向け講座	12 名	43 名	45 名	29 名	40 名																			
年度 講座	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																
市民向け講座	5 名	46 名	36 名	28 名	22 名																																
農業者向け講座	12 名	43 名	45 名	29 名	40 名																																

① 農業の多様な担い手の確保と育成

イ 新たな担い手の確保

No. 5

実施状況 (令和7年度)	・ 農業者向け講座や市民向け講座の実施等、通年講座の他に開催している農業経営に役立つ特別講座の充実を図った。 ・ 受講生に今後の農業へのかかわり方などを聴くアンケートを実施し、研修内容の改善に生かすとともに、農地の取得や借入の希望者に情報を提供した。
策定時(R7)の 評価	・ 各研修コースの受講者、特別講座は、一定数を維持している。 ・ 長野地域連携中枢都市圏の連携事業として、連携市町村でも募集チラシを配布し、市外からの受講者を受け入れている。
第三期計画の 取組方針	・ 農業の担い手の育成や、農業への関心を高める。
第三期計画の 具体的取組 (アクションプラン)	・ 広報ながのやホームページ等を活用し、受講者を確保する。 ・ 担い手や企業育成コースのほか、特別講座の農業経営に関するセミナー等の開催を通じて、就農希望者や企業の農業参入を促進する。 ・ 県、JA、農業委員会や農業公社等の関係機関と連携して、就農に向け営農相談や農地あっ旋等の支援をする。 ・ 農業者向けの農業簿記講座や市民向けの野菜づくり講座等の特別講座を実施し、農業経営の知識や農業への関心を高める。

① 農業の多様な担い手の確保と育成

イ 新たな担い手の確保

No. 6

項 目 (担 当)	企業の農業参入 農業政策課農政担当・農業戦略企画室				
事業内容	企業の農業参入を促進するため、各種の支援策を展開するもの。 ○主な市の支援 (1) 農業経営相談 農業専門指導員等による技術指導や農業公社による農地あっ旋などにより、農業参入を希望している企業に対して、企業からの農業経営相談に総合的に対応している。 (2) 企業等農業参入支援事業費補助金 市内で新たに農業に参入しようとする企業等及び農業法人に対して、参入経費の一部を補助する事業（令和7年度創設） ・補助率 1/2 以内、上限：農地等の賃借料 20 万円、農地等の購入費 100 万円、土壌改良費 100 万円、施設機械整備費 1,000 万円 ○企業参入の法制度 ・企業の農業参入方法については、農地を利用する方法と農地を利用しない方法（植物工場等）がある。 ・農地を利用する方法については、農地法の要件を満たし、農地所有が可能な農業生産法人に加え、平成 21 年 12 月の改正農地法により、農業生産法人以外の一般法人についても、貸借であれば農業参入が可能となり、新規参入の要件が大幅に緩和された。 農業生産法人は、平成 28 年 4 月から農地所有適格法人に名称変更になり、要件が緩和された。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>要件（農地法）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地所有適格法人 (H28.4.1～)</td><td> ・法人形態…株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、合名・合資・合同会社 ・事業内容…主たる事業が農業（農産物の加工、販売など関連事業を含む。）であること。 ・構 成 員…農業関係者以外の総議決権が 2 分の 1 未満であること。 ・役 員…役員过半が農業に常時従事する構成員であり、役員又は重要な使用人のうち 1 人以上が原則年間 60 日以上農作業に従事すること。 </td></tr> </tbody> </table>	区分	要件（農地法）	農地所有適格法人 (H28.4.1～)	・法人形態…株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、合名・合資・合同会社 ・事業内容…主たる事業が農業（農産物の加工、販売など関連事業を含む。）であること。 ・構 成 員…農業関係者以外の総議決権が 2 分の 1 未満であること。 ・役 員…役員过半が農業に常時従事する構成員であり、役員又は重要な使用人のうち 1 人以上が原則年間 60 日以上農作業に従事すること。
区分	要件（農地法）				
農地所有適格法人 (H28.4.1～)	・法人形態…株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、合名・合資・合同会社 ・事業内容…主たる事業が農業（農産物の加工、販売など関連事業を含む。）であること。 ・構 成 員…農業関係者以外の総議決権が 2 分の 1 未満であること。 ・役 員…役員过半が農業に常時従事する構成員であり、役員又は重要な使用人のうち 1 人以上が原則年間 60 日以上農作業に従事すること。				

① 農業の多様な担い手の確保と育成

イ 新たな担い手の確保

No. 6

	農業参入可能な一般法人 ・貸借契約に、農地を適正に利用していないと認められる場合に解除する条件が付されていること。 ・地域における適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業を行うと認められること。 ・業務執行役員が1人以上農業に常時従事すると認められること。
内 容	○農業経営体（法人）の数（R8.3.31現在）※農地を利用するものに限る。 ・農地所有適格法人 20 法人（うち農事組合法人3、その他の法人17） ・一般法人 48 法人（うち農事組合法人2、その他の法人46）
実 施 状 況 （令和7年度）	・農業研修センターの企業育成コースを2社が受講した。 ・農業に関する相談対応や助言を行うなど総合的に対応した。
策 定 時（R7） の 評 価	・農地を利用する一般法人48のうち、農家の協業組織である農事組合法人を除いたその他の法人（農業参入企業）は46法人であり、アクションプラン策定時（平成29年度）より24法人増加している。 ※当時の農業参入企業：22法人（H28.3.31現在）
第三期計画の 取 組 方 針	・農業に参入する企業等の増加に向けて取り組む。
第三期計画の 具 体 的 取 組 （アクションプラン）	・既存の農地・農業情報を一元化・可視化する「農業プラットフォーム」を整備し、農業参入を希望する企業等に、利用可能な農地等の情報などを提供する。 ・農業研修センターの企業育成コースにおいて人材育成や技術習得を支援する。

① 農業の多様な担い手の確保と育成
ウ 農業者を支える団体の活動支援

No. 7

項 目 (担 当)	農業協同組合（ＪＡ） 農業政策課生産振興担当																																																															
事 業 内 容	農業協同組合（ＪＡ）は、農業協同組合法に基づく法人で、本市には２つの総合農協（グリーン長野農業協同組合・ながの農業協同組合）と１つの専門農協（共和園芸農業共同組合）がある。 ＪＡの営農技術員が行う営農指導活動は、長野市の農業生産力の増進と農業者の経済的、社会的地位の向上を担っており、この営農指導活動の実践をより効果的なものにするため、２つの総合農協に対して支援するもの。																																																															
策 定 時（Ｒ７） ま で の デ ー タ の 推 移 ・ 現 況 等	○農業協同組合正組員戸数 (戸) <table><tr><td></td><td>R 2</td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>グリーン長野</td><td>6,014</td><td>5,673</td><td>5,371</td><td>5,147</td><td>4,908</td><td>4,718</td></tr><tr><td>ながの</td><td>7,857</td><td>7,874</td><td>8,399</td><td>8,213</td><td>7,743</td><td>7,796</td></tr></table> ※ながの農協は、長野市外の組員を除く。 ○農業協同組合営農指導員数推移 (人) <table><tr><td></td><td>R 2</td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>グリーン長野</td><td>23</td><td>21</td><td>21</td><td>22</td><td>22</td><td>22</td></tr><tr><td>ながの</td><td>17</td><td>16</td><td>17</td><td>17</td><td>18</td><td>17</td></tr></table> ※ながの農協は市内外の正組員の割合で按分 ○農業協同組合販売品販売高 (億円) <table><tr><td></td><td>R 2</td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>グリーン長野</td><td>55.3</td><td>52.4</td><td>54.8</td><td>56.8</td><td>62.3</td><td>58.4</td></tr><tr><td>ながの</td><td>53.9</td><td>49.9</td><td>54.7</td><td>54.5</td><td>59.1</td><td>59.0</td></tr></table> ※ながの農協は、信濃町、飯綱町、小川村分含む。		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	グリーン長野	6,014	5,673	5,371	5,147	4,908	4,718	ながの	7,857	7,874	8,399	8,213	7,743	7,796		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	グリーン長野	23	21	21	22	22	22	ながの	17	16	17	17	18	17		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	グリーン長野	55.3	52.4	54.8	56.8	62.3	58.4	ながの	53.9	49.9	54.7	54.5	59.1	59.0
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																																										
グリーン長野	6,014	5,673	5,371	5,147	4,908	4,718																																																										
ながの	7,857	7,874	8,399	8,213	7,743	7,796																																																										
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																																										
グリーン長野	23	21	21	22	22	22																																																										
ながの	17	16	17	17	18	17																																																										
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																																										
グリーン長野	55.3	52.4	54.8	56.8	62.3	58.4																																																										
ながの	53.9	49.9	54.7	54.5	59.1	59.0																																																										
実 施 状 況 (令和７年度)	・ＪＡと市で農業振興アクションプランに係るワーキンググループを１回開催し、農産物の生産及び販売状況に関する情報交換を行った。 ・ＪＡが栽培講習会、税務相談など各種講習会等を開催し、農家の栽培技術及び経済的地位の向上を支援した。																																																															
策 定 時（Ｒ７） の 評 価	・組員戸数及び販売高が減少傾向にある。 ・ＪＡの営農指導活動は、農業生産力の増進と農業者の経済的地位の向上に貢献している。																																																															
第三期計画の 取 組 方 針	・市は、県の農業農村支援センターの営農指導活動と連携し、ＪＡへの支援を通じて農家の技術力、所得の向上を目指す。																																																															
第三期計画の 具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・ＪＡと市との情報交換を定期的に行い、農家の実情を把握するとともに、ＪＡの営農活動推進を支援する。 ・災害などにより、農作物への影響が発生した場合や影響が見込まれる場合は、ＪＡ等と協力して被害把握、対策に取り組む。																																																															

① 農業の多様な担い手の確保と育成

ウ 農業者を支える団体の活動支援

No. 8

項 目 (担 当)	農業者の任意団体等への活動支援 農業政策課農政担当・農業戦略企画室																										
事 業 内 容	農業の担い手となっている青年農業者で構成する団体の活動の活性化を図り、地域農業の発展を図るもの。また、農を通じた食の在り方を基本に置いた団体の研修会・情報交換会をとおり、市内の伝統的食文化の継承につなげるもの。 ○長野市農業青年協議会の主な活動 (1) 各種研修事業 ・農業関係制度研修会、会員は場視察研修、先進的事例視察研修、長野地域農業青年プロジェクト・意見発表大会への参加 など (2) 新規就農者への加入勧誘、激励会開催及び新規就農者等の交流会 (3) 農産物の販売イベント、展示会などでのPR ・長野市農業フェア、長野市農産物PRイベント ほか ○長野市農と食のネットワークの主な活動 (1) 食文化と農の啓発活動 ・食農講座（小学校でのみそ作り指導など）の開催 ・市民向け講座「食農ときめき講座」の開催 ・地産地消料理教室の実施 (2) 各種イベント、研修会への参加 ○家族経営協定 家族一人ひとりが尊重される家庭づくりに向け、魅力ある農業と暮らしを営んでいくための一つの方法として、家族で話し合い、役割分担、休日、労働報酬、労働時間等、一定のルールをつくる取組み。																										
策 定 時 (R 7) ま で の デ ー タ の 推 移 ・ 現 況 等	○長野市農業青年協議会の状況 (人) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R 2</th><th>R 3</th><th>R 4</th><th>R 5</th><th>R 6</th><th>R 7</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業青年協議会会員数</td><td>81</td><td>85</td><td>86</td><td>85</td><td>89</td><td>95</td></tr> <tr> <td>新規加入者数</td><td>3(2)</td><td>4(3)</td><td>3(0)</td><td>4(0)</td><td>4(0)</td><td>10(4)</td></tr> </tbody> </table> ※ () 内は新規就農者育成総合対策・親元就農者支援事業・農業次世代人材投資事業の支援受給者							R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	農業青年協議会会員数	81	85	86	85	89	95	新規加入者数	3(2)	4(3)	3(0)	4(0)	4(0)	10(4)
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																					
農業青年協議会会員数	81	85	86	85	89	95																					
新規加入者数	3(2)	4(3)	3(0)	4(0)	4(0)	10(4)																					

① 農業の多様な担い手の確保と育成
ウ 農業者を支える団体の活動支援

No. 8

	○長野市農と食のネットワークの状況 (人) <table><tr><td></td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>会員数</td><td>57</td><td>57</td><td>41</td><td>44</td><td>39</td></tr><tr><td>ときめき講座参加者数</td><td>15</td><td>14</td><td>16</td><td>17</td><td>15</td></tr></table> ○家族経営協定 (戸) <table><tr><td></td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>家族経営協定</td><td>277</td><td>280</td><td>282</td><td>285</td><td>291</td></tr></table> ○女性起業グループ <table><tr><td></td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>女性起業グループ数</td><td>18</td><td>17</td><td>9</td><td>8</td><td>7</td></tr></table> ○J Aの女性理事 (人) <table><tr><td></td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>J Aグリーン長野</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>J Aながの</td><td>3</td><td>3</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td></tr></table> ※ながの農協は、長野市管内のみの人数		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	会員数	57	57	41	44	39	ときめき講座参加者数	15	14	16	17	15		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	家族経営協定	277	280	282	285	291		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	女性起業グループ数	18	17	9	8	7		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	J Aグリーン長野	3	3	3	3	3	J Aながの	3	3	6	6	6
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																																								
会員数	57	57	41	44	39																																																								
ときめき講座参加者数	15	14	16	17	15																																																								
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																																								
家族経営協定	277	280	282	285	291																																																								
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																																								
女性起業グループ数	18	17	9	8	7																																																								
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																																								
J Aグリーン長野	3	3	3	3	3																																																								
J Aながの	3	3	6	6	6																																																								
実 施 状 況 (令和 7 年度)	長野市農業青年協議会 ・ 6 月に新規就農者激励会を開催し、新規就農者と会員との交流を図った。 ・ 10 月に長野市農業フェアに出展し、市内産農産物の P R ・販促活動を行った。 ・ 長野市及び関係団体が市内外で開催するイベントに農産物の出品及び対面販売を行い、市内産農産物の P R に協力した。 ・ 長野市農と食のネットワークの事業の企画立案、実施を支援。 長野市農と食のネットワーク ・ 10 月に長野市農業フェアに出展し、地域や家庭で受け継がれてきた郷土食である「にらせんべい」、「こねつけ」の調理・試食体験を実施した。 ・ 4 月から 1 月にかけて地産地消料理講習会を 13 回実施したほか、12 月から 1 月にかけて 6 回小学生の味噌づくり教室を実施した。 ・ 市民向け講座「食農ときめき講座」は、4 月から 1 月までに 7 回実施した。																																																												
策 定 時 (R 7) の 評 価	・ 給付金の対象となる新規就農者の中には、長野市農業青年協議会に未加入者がいる。 ・ 長野市農と食のネットワークは、一定の会員数を維持し、積極的に食や農の伝統や文化を地域に伝える活動を行っている。																																																												
第三期計画の 取 組 方 針	・ 長野市農業青年協議会への新規就農者へ加入を働きかけるとともに、会員相互の連携を強化する。 ・ 長野市農と食のネットワークの会員数を維持し、現在の活動を継続・拡大していく。																																																												

① 農業の多様な担い手の確保と育成

ウ 農業者を支える団体の活動支援

No. 8

第三期計画の 具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・新規就農者を中心に協議会が開催する各種研修会やイベントへの参加を呼びかけ、活動を知ってもらうことにより長野市農業青年協議会への加入を促す。 ・また長野市と連携し、消費地での長野市農産物PR・販売イベント活動を強化する。 ・長野市農と食のネットワークの事業の企画立案に農業専門指導員が助言するなど支援する。 ・地域や学校で、農や食文化を伝える学習会を開催する。
-----------------------------------	--

② 農地の有効利用と農業生産基盤の整備

ア 優良農地の確保と農地の有効利用

No. 9

項 目 (担 当)	優良農地の確保 農業政策課農政担当																					
事 業 内 容	農業振興地域整備計画において、農用地区域を設定し、農業投資を重点化するとともに農地転用を制限することにより、優良農地の確保と保全を図るもの。 概ね5年ごとに農業情勢、農用地の利用状況及び今後の農業生産基盤の整備計画等に対応するために基礎調査を行い、その結果に基づき総合的な見直しを行うほか、農家住宅の建設など必要がある場合は、随時、見直しを行うもの。																					
策 定 時 (R 7) ま で の デ ー タ の 推 移 ・ 現 況 等	○農用地区域面積の推移 (ha) <table><tr><th>年度</th><th>面積</th><th>備考</th></tr><tr><td>S49</td><td>7,337</td><td>計画当初</td></tr><tr><td>H12</td><td>7,313</td><td>平成11年見直し後</td></tr><tr><td>H17</td><td>9,846</td><td>豊野、戸隠、鬼無里、大岡合併後</td></tr><tr><td>H20</td><td>9,767</td><td>平成19年見直し後</td></tr><tr><td>H22</td><td>11,046</td><td>信州新町、中条合併後</td></tr><tr><td>H27</td><td>8,513</td><td>見直し後</td></tr></table>	年度	面積	備考	S49	7,337	計画当初	H12	7,313	平成11年見直し後	H17	9,846	豊野、戸隠、鬼無里、大岡合併後	H20	9,767	平成19年見直し後	H22	11,046	信州新町、中条合併後	H27	8,513	見直し後
年度	面積	備考																				
S49	7,337	計画当初																				
H12	7,313	平成11年見直し後																				
H17	9,846	豊野、戸隠、鬼無里、大岡合併後																				
H20	9,767	平成19年見直し後																				
H22	11,046	信州新町、中条合併後																				
H27	8,513	見直し後																				
実 施 状 況 (令和7年度)	・農振農用地への編入申請に対して、編入を行った。(6a) ・農家住宅等の建設にかかる農振除外の申請に対して、周辺農地に影響を及ぼさない範囲内において除外を行った(96.9a)。 ・農業用倉庫等の建設にかかる軽微変更の申請に対して、周辺農地に影響を及ぼさない範囲内において軽微変更を行った(26.1a)。 ・令和8年4月1現在の農用地区域面積は8,486haである。																					
策 定 時 (R 7) の 評 価	・優良農地を保全して、市街地の外延的な拡大を抑制し、農地の持つ多面的機能の維持増進を図る上で、農振計画は重要な役割を果たしている。																					
第三期計画の 取 組 方 針	・農地の有効利用を図り、農用地区域面積の維持を目指す。 ・将来にわたって維持すべき農地については、農業振興地域整備計画に基づき、優良農地として確保する。 ・市産業立地ビジョンとの連携を図りつつ、土地の有効活用を進めるとともに、農業の持続可能な発展を目指す。																					
第三期計画の 具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・GIS(地理情報システム)や農業委員会による農地の利用状況調査を活用し、農地の現況を把握する。 ・基盤整備事業や、企業・担い手農業者等の参入による農業団地形成などに活用可能なエリアについては、将来にわたり維持すべき優良農地として確保・保全することを目的に、転用を規制する。 ・市産業立地ビジョンに基づき、新たな産業団地開発を政策的に誘導していく候補エリアにおいて、農地と産業団地開発用地との土地利用調整が必要とな																					

② 農地の有効利用と農業生産基盤の整備

ア 優良農地の確保と農地の有効利用

No. 9

	った場合には、周辺地域の農業者及び関係団体等の理解を得るとともに、必要な対策を講じ、農業振興を図りながら土地の有効活用を進める。
--	--

② 農地の有効利用と農業生産基盤の整備

ア 優良農地の確保と農地の有効利用

No. 10

項 目 (担 当)	耕作放棄地対策 農業政策課生産振興担当・農業委員会事務局					
事 業 内 容	利用状況調査（農地法第 30 条に基づく農地の利用状況調査）による令和 7 年度の遊休農地の面積は、前年に比べ約 18.8ha 増加している。 伐根等により再生利用が可能な農地については、中山間地域農業活性化事業補助金（優良農地復元事業）を活用して、再生を行っている。 ○主な支援 優良農地復元事業 10 分の 5 以内					
策 定 時 (R 7) ま で の デ ー タ の 推 移 ・ 現 況 等	○利用状況調査結果 (ha)					
		耕作中	遊休農地	再生困難	その他	合 計
	R 5	8,052.3	42.7	2,269.0	209.9	10,573.9
	R 6	7,867.2	82.6	2,253.6	213.2	10,416.6
	R 7	7,761.6	101.4	2,265.7	214.5	10,343.2
	○補助金を活用して遊休農地から再生した面積					
	年度	復元事業(ha)				
R 3	0.84					
R 4	0.73					
R 5	1.38					
R 6	1.17					
R 7	2.22					
実 施 状 況 (令和 7 年度)	・ 令和 3 年度から令和 7 年度までの再生面積は、年平均 1ha 程度である。 ・ 令和 3 年度から令和 7 年度までの被災地区荒廃農地利活用補助金による復元は 13 件 (4.6ha) であった。					
策 定 時 (R 7) の 評 価	・ 農地再生の取組は継続して行われているが、令和 3 年度から令和 7 年度までの再生面積は 6.34ha であり、遊休農地の令和 7 年度 101.4 ha に比べ、その再生が追い付いてない状況である。					
第三期計画の 取 組 方 針	・ 遊休農地の発生を抑制するとともに、遊休農地から優良農地への再生を進める。					
第三期計画の 具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・ 平坦地域では、大規模な生産者への農地の集積により遊休農地の発生を抑制する。 ・ 中山間地域では、地域の特性に合った作物の生産拡大により、遊休農地から優良農地への再生を進める。					

② 農地の有効利用と農業生産基盤の整備

ア 優良農地の確保と農地の有効利用

No. 11

項 目 (担 当)	農地流動化対策 農業政策課農政担当・農業戦略企画室																																										
事 業 内 容	農地の流動化を促進し、担い手の経営規模の拡大を支援するもの。 ○市の取組等 (1) 農地中間管理事業 長野県農地中間管理機構（公益財団法人長野県農業開発公社）から長野市農業公社が業務委託を受け、農地を借り受け、借受希望者を公募し、マッチングなどの取組を展開するもの。 (2) 農地流動化助成金 新たに農用地の賃借権を3年以上設定した借受人（地域計画の地域内の農業を担う者、認定農業者、認定新規就農者）に対して、市が助成金を交付するもの。 (3) 実効性のある地域計画へ 市とJA、農業者、農業委員、農業公社等の農業関係者による実効性のある地域計画を目指した協議や、首都圏で開催される就農相談会への共同参加のほか、果樹園地の円滑な継承を支援するための貸出希望のある園地の詳細情報や営農技術支援の可否、譲渡・貸与が可能な農機具の情報を提供する「未来へつなぐ樹園地バンク」の積極的な運用に向けた情報交換等を進めるもの。 (4) 農業情報連携プラットフォーム（ながのアグリみらいマップ）の構築 農地の集積・集約化を加速させるため、農業情報連携プラットフォーム（通称：ながのアグリみらいマップ）を活用し、農地情報や担い手の状況、地域計画（目標地図）等の情報を地図上で一元管理・可視化することで、効率的なマッチングと実効性の高い地域農業を推進するもの。																																										
策 定 時 (R 7) ま で の デ ー タ の 推 移 ・ 現 況 等	○農地流動化の取組状況 (1) 農地中間管理事業 (ha) <table><tr><th>年度</th><th>利用権設定面積</th></tr><tr><td>R 3</td><td>211.6</td></tr><tr><td>R 4</td><td>99.9</td></tr><tr><td>R 5</td><td>79.6</td></tr><tr><td>R 6</td><td>92.8</td></tr><tr><td>R 7</td><td>93.4</td></tr></table> (2) 農地流動化助成金 (千円、人) <table><tr><th>年度</th><th>交付額</th><th>交付人数</th></tr><tr><td>R 3</td><td>4,785</td><td>90</td></tr><tr><td>R 4</td><td>5,726</td><td>107</td></tr><tr><td>R 5</td><td>5,642</td><td>88</td></tr><tr><td>R 6</td><td>8,057</td><td>115</td></tr><tr><td>R 7</td><td>6,857</td><td>137</td></tr></table> 令和7年度利用権設定面積（新規分）の用途内訳 (ha、%) <table><tr><th></th><th>田</th><th>畑</th><th>合計</th></tr><tr><td>面積</td><td>31.5</td><td>61.9</td><td>93.4</td></tr><tr><td>比率</td><td>33.7</td><td>66.3</td><td>100.0</td></tr></table>	年度	利用権設定面積	R 3	211.6	R 4	99.9	R 5	79.6	R 6	92.8	R 7	93.4	年度	交付額	交付人数	R 3	4,785	90	R 4	5,726	107	R 5	5,642	88	R 6	8,057	115	R 7	6,857	137		田	畑	合計	面積	31.5	61.9	93.4	比率	33.7	66.3	100.0
年度	利用権設定面積																																										
R 3	211.6																																										
R 4	99.9																																										
R 5	79.6																																										
R 6	92.8																																										
R 7	93.4																																										
年度	交付額	交付人数																																									
R 3	4,785	90																																									
R 4	5,726	107																																									
R 5	5,642	88																																									
R 6	8,057	115																																									
R 7	6,857	137																																									
	田	畑	合計																																								
面積	31.5	61.9	93.4																																								
比率	33.7	66.3	100.0																																								

② 農地の有効利用と農業生産基盤の整備

ア 優良農地の確保と農地の有効利用

No. 11

	○地域計画の策定状況 ・策定地区…33地区
実施状況 (令和7年度)	・「地域計画」の実現に向けた話し合いを行い、地域内の農業の担い手（目標地区に位置付ける者）への農地集約を進めている。 ・農業委員会が農家相談会を47回開催し、農地の流動化を促進した。 ・農業情報連携プラットフォームの本格運用に向けたデータ整備及び関係機関による情報連携体制を構築した。 ・農業情報連携プラットフォームを活用した実証を行い、農地情報の可視化によるマッチングの効率化における有効性を検証した。
策定時(R7)の 評価	・農地中間管理事業により、年に100ha程の農地が新たに担い手に集約されており、農地の流動化について一定の成果が上がっている。 ・農業情報連携プラットフォームの実証を通じて、デジタル地図上で情報を共有することが、現場の合意形成や迅速な意思決定に寄与することが確認された。今後は、このプラットフォームの展開により、農地情報の精度向上とマッチングの加速化を図る。
第三期計画の 取組方針	・農地の流動化を促進し、地域農業の中心となる担い手への農地の集約化を促進する。 ・農業情報連携プラットフォームを活用し、農地情報の可視化と共有を推進することで、データに基づいた効率的な農地管理と流動化施策を展開する。 ・市産業立地ビジョンとの連携を図りつつ、土地の有効活用を行うとともに、農業の持続可能な発展を目指す。
第三期計画の 具体的取組 (アクションプラン)	・農地の受け皿となる認定農業者に対する働きかけの仕組みを検討する。 ・各地区で策定した地域計画に沿って、農地中間管理事業による地域内の農業を担う者への農地の集約化を進めるとともに、計画の定期的な見直しによるフォローアップを行う。 ・農業情報連携プラットフォームを運用し、農地情報や地域計画（目標地図）をデジタル管理することで、出し手・受け手の迅速なマッチングや将来の農地利用パターンのシミュレーションを行う。 ・農家相談会を通じて収集した農地の情報を、認定農業者や新規就農者へ提供して農地の流動化に努める。 ・「未来へつなぐ樹園地バンク」を運用し、樹園地の流動化と規模拡大を進める。 ・市産業立地ビジョンに基づき、新たな産業団地開発を政策的に誘導していく候補エリアにおいて、農地と産業団地開発用地との土地利用調整が必要となった場合には、周辺地域の農業者及び関係団体等の理解を得るとともに、必要な対策を講じ、農業振興を図りながら土地の有効活用を図る。

② 農地の有効利用と農業生産基盤の整備

イ 農業生産基盤の整備と維持管理

No. 12

項 目 (担 当)	農業生産基盤整備 農地整備課																																																				
事業内容	○持続可能で生産性の高い農業経営の実現を図るため、農道やほ場、かんがい施設などの整備・更新を行い、農業生産基盤の強化を進める。 ○土地改良施設の防災減災対策として、農業用ため池について計画的に対策工事等を実施する。 ○地域に身近な施設の改修等について、地区の要望に基づき、緊急性や優先順位などを考慮して効率的に整備を実施する。 事業実施に当たっては、国や県の補助などを積極的に活用し、事業の進捗を図る。																																																				
策定時（R7） までの データの推移 ・ 現 況 等	○県営土地改良事業（排水機場整備に関するものは除く） 単位：千円 <table><tr><th>年 度</th><th>R 3</th><th>R 4</th><th>R 5</th><th>R 6</th><th>R 7</th><th>R 8（計画）</th></tr><tr><td>実施箇所</td><td>5箇所</td><td>4箇所</td><td>5箇所</td><td>7箇所</td><td>7箇所</td><td>5箇所</td></tr><tr><td>事業費</td><td>655,510</td><td>987,538</td><td>473,566</td><td>693,444</td><td>621,970</td><td>539,126</td></tr><tr><td>市負担金</td><td>114,241</td><td>172,180</td><td>68,348</td><td>115,494</td><td>98,407</td><td>106,006</td></tr></table> ○土地改良農地防災事業 単位：千円 <table><tr><th>年 度</th><th>R 3</th><th>R 4</th><th>R 5</th></tr><tr><td>事業概要</td><td> ・ため池ハザードマップ作成 29箇所 ・ため池改修ほか ・柳原1号幹線排水路改修ほか </td><td> ・ため池ハザードマップ作成 21箇所 ・ため池改修ほか ・柳原1号幹線排水路改修ほか </td><td> ・ため池地震耐性評価 5箇所 ・ため池改修ほか ・柳原1号幹線排水路改修ほか </td></tr><tr><td>事業費</td><td>164,825</td><td>299,354</td><td>290,001</td></tr></table> <table><tr><th>年 度</th><th>R 6</th><th>R 7</th><th>R 8（計画）</th></tr><tr><td>事業概要</td><td> ・ため池地震耐性評価 9箇所 ・ため池改修ほか ・柳原1号幹線排水路改修ほか </td><td> ・ため池地震耐性評価 9箇所 ・ため池改修ほか ・大安寺大池廃止ほか </td><td> ・ため池廃止工事実施設計業務ほか ・ため池廃止ほか ・田野口地区基盤整備ほか </td></tr><tr><td>事業費</td><td>300,010</td><td>96,669</td><td>181,540</td></tr></table>	年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8（計画）	実施箇所	5箇所	4箇所	5箇所	7箇所	7箇所	5箇所	事業費	655,510	987,538	473,566	693,444	621,970	539,126	市負担金	114,241	172,180	68,348	115,494	98,407	106,006	年 度	R 3	R 4	R 5	事業概要	・ため池ハザードマップ作成 29箇所 ・ため池改修ほか ・柳原1号幹線排水路改修ほか	・ため池ハザードマップ作成 21箇所 ・ため池改修ほか ・柳原1号幹線排水路改修ほか	・ため池地震耐性評価 5箇所 ・ため池改修ほか ・柳原1号幹線排水路改修ほか	事業費	164,825	299,354	290,001	年 度	R 6	R 7	R 8（計画）	事業概要	・ため池地震耐性評価 9箇所 ・ため池改修ほか ・柳原1号幹線排水路改修ほか	・ため池地震耐性評価 9箇所 ・ため池改修ほか ・大安寺大池廃止ほか	・ため池廃止工事実施設計業務ほか ・ため池廃止ほか ・田野口地区基盤整備ほか	事業費	300,010	96,669	181,540
年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8（計画）																																															
実施箇所	5箇所	4箇所	5箇所	7箇所	7箇所	5箇所																																															
事業費	655,510	987,538	473,566	693,444	621,970	539,126																																															
市負担金	114,241	172,180	68,348	115,494	98,407	106,006																																															
年 度	R 3	R 4	R 5																																																		
事業概要	・ため池ハザードマップ作成 29箇所 ・ため池改修ほか ・柳原1号幹線排水路改修ほか	・ため池ハザードマップ作成 21箇所 ・ため池改修ほか ・柳原1号幹線排水路改修ほか	・ため池地震耐性評価 5箇所 ・ため池改修ほか ・柳原1号幹線排水路改修ほか																																																		
事業費	164,825	299,354	290,001																																																		
年 度	R 6	R 7	R 8（計画）																																																		
事業概要	・ため池地震耐性評価 9箇所 ・ため池改修ほか ・柳原1号幹線排水路改修ほか	・ため池地震耐性評価 9箇所 ・ため池改修ほか ・大安寺大池廃止ほか	・ため池廃止工事実施設計業務ほか ・ため池廃止ほか ・田野口地区基盤整備ほか																																																		
事業費	300,010	96,669	181,540																																																		

② 農地の有効利用と農業生産基盤の整備

イ 農業生産基盤の整備と維持管理

No. 12

	○市単土地改良事業 単位：千円 <table><tr><td>年度</td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td></tr><tr><td>農 道</td><td>71 箇所 L=2, 560m</td><td>90 箇所 L=2, 224m</td><td>59 箇所 L=1, 729m</td></tr><tr><td>水 路</td><td>123 箇所 L=1, 427m</td><td>123 箇所 L=1, 612m</td><td>113 箇所 L=2, 271m</td></tr><tr><td>事業費</td><td>127, 830</td><td>145, 184</td><td>144, 520</td></tr></table> <table><tr><td>年度</td><td>R 6</td><td>R 7</td><td>R 8（計画）</td></tr><tr><td>農 道</td><td>54 箇所 L=1, 746m</td><td>63 箇所 L=1, 785m</td><td>70 箇所 L=1, 800m</td></tr><tr><td>水 路</td><td>148 箇所 L=2, 572m</td><td>142 箇所 L=2, 109m</td><td>150 箇所 L=2, 200m</td></tr><tr><td>事業費</td><td>161, 155</td><td>162, 006</td><td>180, 200</td></tr></table>	年度	R 3	R 4	R 5	農 道	71 箇所 L=2, 560m	90 箇所 L=2, 224m	59 箇所 L=1, 729m	水 路	123 箇所 L=1, 427m	123 箇所 L=1, 612m	113 箇所 L=2, 271m	事業費	127, 830	145, 184	144, 520	年度	R 6	R 7	R 8（計画）	農 道	54 箇所 L=1, 746m	63 箇所 L=1, 785m	70 箇所 L=1, 800m	水 路	148 箇所 L=2, 572m	142 箇所 L=2, 109m	150 箇所 L=2, 200m	事業費	161, 155	162, 006	180, 200
年度	R 3	R 4	R 5																														
農 道	71 箇所 L=2, 560m	90 箇所 L=2, 224m	59 箇所 L=1, 729m																														
水 路	123 箇所 L=1, 427m	123 箇所 L=1, 612m	113 箇所 L=2, 271m																														
事業費	127, 830	145, 184	144, 520																														
年度	R 6	R 7	R 8（計画）																														
農 道	54 箇所 L=1, 746m	63 箇所 L=1, 785m	70 箇所 L=1, 800m																														
水 路	148 箇所 L=2, 572m	142 箇所 L=2, 109m	150 箇所 L=2, 200m																														
事業費	161, 155	162, 006	180, 200																														
実 施 状 況 （令和 7 年度）	・ 県営土地改良事業では、綿内東町地区のほ場整備事業など 7 地区において、事業実施者である県と地元との調整及び事業費に対する規定額を負担した。 ・ 土地改良農地防災事業では、若槻新池外のため池地震耐性評価及び、大安寺大池外 1 池の廃止工事などを実施した。 ・ 市単土地改良事業では、農道や水路等、地区要望に基づいた現地調査を行ったうえで、関係者の意見を考慮した設計に努め、緊急性の高い箇所から整備を実施した。																																
策 定 時（R 7） の 評 価	・ 農業生産基盤施設（農道、用排水路、ため池等）の老朽化が進んでいる。 ・ 農業生産に影響がある緊急性の高い箇所を優先して実施することで、農地の保全と経営の安定化が図られている。また、防災や環境保全機能の向上にも寄与している。																																
取 組 方 針	・ 農業生産基盤施設の整備によって生産性を向上させ、意欲ある農業者の営農を支援する。また、老朽化した施設の更新等により、災害を未然に防止する。																																
具 体 的 取 組 （アクションプラン）	・ 農業生産基盤施設の規模や事業内容に応じ、農業者に有利なメニューを提案することで経営の安定と効率化を支援する。 ・ 松代、信更地区における、ほ場整備や施設更新による耕作条件の改善の他、関係課と連携した農地基盤整備事業を推進し、農地中間管理機構による担い手への農地集積を支援する。 ・ 耐性評価により早急な対策が必要な 50 箇所の防災重点農業用ため池について、計画的に廃止及び改修を実施する。 ・ 農業生産に支障がないよう、地区や農業者の要望に基づき、機能不全施設の改修を進める。 ・ 農業者の高齢化を踏まえ、利用者の意見を反映した設計を行い、利便性の高い施設となるよう整備を実施する。																																

② 農地の有効利用と農業生産基盤の整備

イ 農業生産基盤の整備と維持管理

No. 13

項 目 (担 当)	たんすい 湛水防除（農業用排水機場の整備） 農地整備課																																																											
事 業 内 容	農地や住宅地を、大雨など河川の増水による水害から守るため、24箇所 ¹ の排水機場の管理を適正に行う。（浅川第一排水機場、令和4年6月27日、長野県より引受け） 建設から30～40年を経過し老朽化が進んでいる排水機場が多いため、緊急性の高いものから機器の改修、更新を実施する。 各排水機場では、地元住民に日常管理や河川増水時の運転を依頼しており、市は運転従事者の環境整備や運転技術指導などを実施する。																																																											
策 定 時（R7） ま で の デ ー タ の 推 移 ・ 現 況 等	○改修、更新の状況 単位：千円 <table><tr><td>年 度</td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td></tr><tr><td>概 要</td><td>・浅川第二排水機場 電気設備改修ほか ・県営湛水防除事業 (篠ノ井・松代・更北地区)</td><td>・小島田排水機場施 設改修ほか ・県営湛水防除事業 (篠ノ井・松代・更北地区)</td><td>・下堰2号排水樋管修 繕ほか ・県営湛水防除事業 (篠ノ井・松代・更北地区)</td></tr><tr><td>市単事業</td><td>10,743</td><td>25,675</td><td>6,928</td></tr><tr><td>補助事業</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>県営負担金</td><td>78,038</td><td>17,504</td><td>74,544</td></tr></table> <table><tr><td>年度</td><td>R 6</td><td>R 7</td><td>R 8（計画）</td></tr><tr><td>概要</td><td>・牛島第二排水樋管修 繕ほか ・県営湛水防除事業 (篠ノ井・松代・更北地区)</td><td>・長沼排水機場除塵機 整備ほか ・県営湛水防除事業 (更北地区)</td><td>・小森第一堤外樋門巻 上器等更新ほか ・布野北屋島排水機場 高圧受電設備改修 ・県営湛水防除事業 (更北地区)</td></tr><tr><td>市単事業</td><td>16,619</td><td>29,854</td><td>39,868</td></tr><tr><td>補助事業</td><td>0</td><td>0</td><td>30,000</td></tr><tr><td>県営負担金</td><td>39,642</td><td>54,880</td><td>45,600</td></tr></table> ○維持管理費 単位：千円 <table><tr><td>年度</td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td><td>R 8（計画）</td></tr><tr><td>事業費</td><td>32,547</td><td>26,539</td><td>32,532</td><td>37,771</td><td>39,587</td><td>42,888</td></tr></table>						年 度	R 3	R 4	R 5	概 要	・浅川第二排水機場 電気設備改修ほか ・県営湛水防除事業 (篠ノ井・松代・更北地区)	・小島田排水機場施 設改修ほか ・県営湛水防除事業 (篠ノ井・松代・更北地区)	・下堰2号排水樋管修 繕ほか ・県営湛水防除事業 (篠ノ井・松代・更北地区)	市単事業	10,743	25,675	6,928	補助事業	0	0	0	県営負担金	78,038	17,504	74,544	年度	R 6	R 7	R 8（計画）	概要	・牛島第二排水樋管修 繕ほか ・県営湛水防除事業 (篠ノ井・松代・更北地区)	・長沼排水機場除塵機 整備ほか ・県営湛水防除事業 (更北地区)	・小森第一堤外樋門巻 上器等更新ほか ・布野北屋島排水機場 高圧受電設備改修 ・県営湛水防除事業 (更北地区)	市単事業	16,619	29,854	39,868	補助事業	0	0	30,000	県営負担金	39,642	54,880	45,600	年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8（計画）	事業費	32,547	26,539	32,532	37,771	39,587	42,888
年 度	R 3	R 4	R 5																																																									
概 要	・浅川第二排水機場 電気設備改修ほか ・県営湛水防除事業 (篠ノ井・松代・更北地区)	・小島田排水機場施 設改修ほか ・県営湛水防除事業 (篠ノ井・松代・更北地区)	・下堰2号排水樋管修 繕ほか ・県営湛水防除事業 (篠ノ井・松代・更北地区)																																																									
市単事業	10,743	25,675	6,928																																																									
補助事業	0	0	0																																																									
県営負担金	78,038	17,504	74,544																																																									
年度	R 6	R 7	R 8（計画）																																																									
概要	・牛島第二排水樋管修 繕ほか ・県営湛水防除事業 (篠ノ井・松代・更北地区)	・長沼排水機場除塵機 整備ほか ・県営湛水防除事業 (更北地区)	・小森第一堤外樋門巻 上器等更新ほか ・布野北屋島排水機場 高圧受電設備改修 ・県営湛水防除事業 (更北地区)																																																									
市単事業	16,619	29,854	39,868																																																									
補助事業	0	0	30,000																																																									
県営負担金	39,642	54,880	45,600																																																									
年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8（計画）																																																						
事業費	32,547	26,539	32,532	37,771	39,587	42,888																																																						

② 農地の有効利用と農業生産基盤の整備

イ 農業生産基盤の整備と維持管理

No. 13

実 施 状 況 (令和7年度)	排水機場の建屋・構造物等について安全点検を実施した。 ・排水機場の改修、更新については、県営農村地域防災減災事業による大規模な改修を進めるとともに、市単独事業では、長沼排水機場除塵機整備、 塩崎排水機場ゲート開度計修繕 など、緊急性の高いものから9箇所実施した。 ・各排水機場における試運転時に管理人、地元関係者、市及びメンテナンス業者において打ち合わせを実施し、適正な操作及び維持管理に努めた。
策 定 時 (R 7) の 評 価	・多くの排水機場が老朽化していることから修繕箇所が年々増加しており、適正な稼動を維持するための改修整備が必要となっている。 ・ポンプの動力となる光熱費等の上昇が続いており、維持管理費が増加している。
取 組 方 針	・今後も増加が予想される改修、維持管理への対応を適切に行い、施設の長寿命化を図るとともに、河川増水による湛水、浸水被害を防止する。 ・排水機場を運転する管理人、補助員等の確保に努めるとともに、操作技術の向上を図る。 ・運転を依頼している地元住民と課題等を協議しながら、適正な維持管理に努める。
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・設備や機器の不具合など、故障に関する情報収集体制を充実することで修繕履歴を整備し、日頃から適正なメンテナンスを実施することで施設の長寿命化に取り組む。 ・県営土地改良事業など大規模かつ財政的に有利な補助事業導入により施設改修を推進する。 ・排水機場毎にメンテナンス事業者と排水機場技術指導等業務委託を締結し、管理人や補助員等の運転技術向上を図るための研修会を実施する。 ・管理人や補助員等と定期的な打ち合わせを開催するとともに、試運転や月例点検を実施する。

② 農地の有効利用と農業生産基盤の整備

イ 農業生産基盤の整備と維持管理

No. 14

項 目 (担 当)	農地・水路等の適切な保全管理（多面的機能支払交付金） 農業政策課生産振興担当																																
事 業 内 容	農業、農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るために地域資源の適切な保全管理活動を行う組織に対して支援する事業。 ○多面的機能支払交付金 負担割合：国 1/2・県 1/4・市 1/4 (1) 農地維持支払 ・多面的機能を支える共同活動（農地法面の草刈り、水路の泥上げ等）を支援する。 (2) 資源向上支払 ・地域資源（農用地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動（施設の補修、植栽等）を支援する。 ・老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援する。																																
策 定 時（R 7） ま で の デ ー タ の 推 移 ・ 現 況 等	○多面的機能支払交付金の対象面積等 <table><tr><th>年 度</th><th>区 分</th><th>組 織 数</th><th>面 積（ha）</th></tr><tr><td rowspan="2">R 4</td><td>農地維持支払</td><td>29</td><td>937</td></tr><tr><td>資源向上支払</td><td>(18)</td><td>(727)</td></tr><tr><td rowspan="2">R 5</td><td>農地維持支払</td><td>30</td><td>939</td></tr><tr><td>資源向上支払</td><td>(18)</td><td>(773)</td></tr><tr><td rowspan="2">R 6</td><td>農地維持支払</td><td>29</td><td>895</td></tr><tr><td>資源向上支払</td><td>(18)</td><td>(673)</td></tr><tr><td rowspan="2">R 7</td><td>農地維持支払</td><td>29</td><td>915</td></tr><tr><td>資源向上支払</td><td>(20)</td><td>(699)</td></tr></table> ※ 資源向上支払の（ ）は、農地維持支払の内数	年 度	区 分	組 織 数	面 積（ha）	R 4	農地維持支払	29	937	資源向上支払	(18)	(727)	R 5	農地維持支払	30	939	資源向上支払	(18)	(773)	R 6	農地維持支払	29	895	資源向上支払	(18)	(673)	R 7	農地維持支払	29	915	資源向上支払	(20)	(699)
年 度	区 分	組 織 数	面 積（ha）																														
R 4	農地維持支払	29	937																														
	資源向上支払	(18)	(727)																														
R 5	農地維持支払	30	939																														
	資源向上支払	(18)	(773)																														
R 6	農地維持支払	29	895																														
	資源向上支払	(18)	(673)																														
R 7	農地維持支払	29	915																														
	資源向上支払	(20)	(699)																														
実 施 状 況 (令和 7 年度)	・農地維持支払への取組組織は増減なし、面積は 20ha 増加した。 ・資源向上支払への取組組織は 2 組織増加、面積は 26ha 減少した。 ・活動組織の広域化による事業継続への課題解決事例を、市が実施した制度説明会において紹介した。																																
策 定 時（R 7） の 評 価	・多面的機能支払交付金を受けて活動する組織、対象面積は横ばいである。 ・活動組織のある地区では、共同活動により農地・水路等の保全管理が図られ農業の有する多面的機能が発揮される。																																
第 三 期 計 画 の 取 組 方 針	・多面的機能支払交付金を活用して農地・水路等の適切な保全管理を支援する。 ・気候変動に伴う干ばつなどへの事前対策として、水路、ため池機能の維持強化を図る。 ・広域化や事務の委託等、持続可能な活動組織の体制づくりの支援方法を検討する。																																

② 農地の有効利用と農業生産基盤の整備

イ 農業生産基盤の整備と維持管理

No. 14

第三期計画の 具体的取組 (アクションプラン)	・ホームページを活用し、農地・水路等の適切な保全管理を行っている市内の優良事例を紹介するとともに、活動組織のない地区へPRし取組を促進する。 ・活動組織が取り組みやすいように、交付金に関する事務を支援する。 ・活動組織の事業継続に向け、組織の広域化や課題対応の説明会を実施する。
-------------------------------	---

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 15

項 目 (担 当)	果樹振興（りんご） 農業政策課生産振興担当																																			
事 業 内 容	果樹栽培の普及推進及び各種支援をする事業。 ○現状 本市の果樹栽培は全国的にも盛んな地域であり、農業生産の中心的存在であり農業生産額全体の5割以上を占めている。 りんごは市町村別農業産出額で全国5位であり、本市の果樹栽培においても主要な地位を占めている。品種別の栽培面積は、晩生種であるふじに偏重していたが、労働力分散と販売体制の安定化のため、秋映、シナノスイート等の早生、中生種への改植が進められた結果、現在ふじは全体の6割弱となっている。 (1) 国・県の制度 ・国の果樹経営支援対策事業 ・県の需要に応える園芸産地育成事業 (2) 市の制度 ・りんごわい化栽培導入事業 3/10 以内 ・りんご新わい化栽培推進事業 5/10 以内、上限額 50 万円 ・振興果樹等苗木導入事業 3/10 以内 ・農業共済事業補助金（収入保険及び果樹共済・共済事務費への補助） (3) その他 ・J A独自の補助制度 ○主な取組 (1) 新しい栽培技術の導入 ・改植等にあたり、色づきの良い品種への変換を進めている。 (2) 気象及び災害に関する取組 ・気象条件に適応した品種の導入や品目の転換の検討・農業技術情報の発信と、防霜ファンや多目的ネットなど災害未然防止設備の導入促進をしている。 ・高温等による果実の障害発生に対応できる技術や品種開発・普及を行っている。																																			
策 定 時（R 7） ま で の デ ー タ の 推 移 ・ 現 況 等	○栽培面積及び現状 <table><tr><th rowspan="2">品 種</th><th colspan="5">栽培面積（ha）</th></tr><tr><th>R 4 年産</th><th>R 5 年産</th><th>R 6 年産</th><th>R 7 年産</th><th>R6/R7 比較</th></tr><tr><td>りんご（合計）</td><td>801.4</td><td>654.5</td><td>639.7</td><td>634.3</td><td>99.2</td></tr><tr><td>（早生）つがる</td><td>58.7</td><td>50.3</td><td>47.1</td><td>46.4</td><td>98.5</td></tr><tr><td>（中生）シナノスイート</td><td>12.0</td><td>8.8</td><td>10.1</td><td>9.4</td><td>93.1</td></tr><tr><td>（中生）秋映</td><td>106.4</td><td>76.3</td><td>73.0</td><td>73.1</td><td>100.1</td></tr></table>	品 種	栽培面積（ha）					R 4 年産	R 5 年産	R 6 年産	R 7 年産	R6/R7 比較	りんご（合計）	801.4	654.5	639.7	634.3	99.2	（早生）つがる	58.7	50.3	47.1	46.4	98.5	（中生）シナノスイート	12.0	8.8	10.1	9.4	93.1	（中生）秋映	106.4	76.3	73.0	73.1	100.1
品 種	栽培面積（ha）																																			
	R 4 年産	R 5 年産	R 6 年産	R 7 年産	R6/R7 比較																															
りんご（合計）	801.4	654.5	639.7	634.3	99.2																															
（早生）つがる	58.7	50.3	47.1	46.4	98.5																															
（中生）シナノスイート	12.0	8.8	10.1	9.4	93.1																															
（中生）秋映	106.4	76.3	73.0	73.1	100.1																															
策 定 時（R 7） ま で の																																				

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 15

データの推移 ・ 現 況 等	(中生)シナスイート	61.3	51.7	50.5	50.3	99.6
	(晩生)シナゴールト	59.8	37.4	36.0	35.8	99.4
	(晩生)ふじ	377.9	367.9	365.0	361.5	99.0
	その他	125.3	62.1	58.0	57.8	99.7
	※ J Aながの、J Aグリーン長野、共和園協の栽培面積推計を合算したもの					
実 施 状 況 (令和 7 年度)	・ 果樹経営支援対策事業（国）、りんご新わい化栽培推進事業（市）等の支援制度を利用し、新わい化栽培に 0.3ha（J Aグリーン長野 0.2ha、J Aながの 0.1ha）転換した。 ・ 高温対策として、着色しやすい品種の導入を推進した。（J Aグリーン長野、J Aながの） ・ りんご栽培が直面する着色不良や栽培面積の減少などの課題対策を踏まえた取組みとして、「2025 長野市果樹サミット」を令和 8 年 1 月に開催した。このサミットでは、長野県果樹試験場の研究員などから、気候変動に対応した栽培技術や品種などの情報を提供する取組みを行った。					
策 定 時 (R 7) の 評 価	・ りんごについてわい化及び新わい化の導入は進んでいるものの、栽培面積全体に対する導入割合は低い。					
第三期計画の 取 組 方 針	・ 災害や気候変動に伴う支援や栽培に関する各種支援の実施。 ・ 耕作の継続が難しくなった樹園地の継承促進を図り、安定した果樹生産を維持する。					
第三期計画の 具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・ 気候変動に対し、耐性がある品種や適した品種への変換促進や、農業組合による栽培指導を実施する。 ・ 災害に遭っても果樹栽培を維持できるように、収入保険や果樹共済への加入促進のため支援を実施する。 ・ 果樹栽培に関する設備導入や苗の購入について、国・県・市の最適な支援制度を活用し果樹振興を推進する。 ・ 耕作の継続が難しくなった樹園地を新たな担い手に引き継ぐ「未来へつなぐ樹園地継承事業」を活用し円滑な継承を促進する。					

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 16

項 目 (担 当)	果樹振興（もも） 農業政策課生産振興担当																																			
事 業 内 容	果樹栽培の普及推進及び各種支援をする事業。 ○現状 本市の果樹栽培は全国的にも盛んな地域であり、農業生産の中心的存在であり農業生産額全体の5割以上を占めている。 ももは、県下トップの農業産出額であり、りんごに次ぐ栽培面積となっている。本市の品種別の生産面積のうち、川中島白桃が4割弱を占め、あかつき、川中島白鳳、なつっこ、黄金桃など中生種から極晩生種まで多品種が生産されており、販売体制の安定化を図っている。 ○主な支援 (1) 国・県の制度 ・国の果樹経営支援対策事業 ・県の需要に応える園芸産地育成事業 (2) 市の制度 ・もも低樹高栽培推進事業 3/10 以内 ・振興果樹等苗木導入事業 3/10 以内 ・農業共済事業補助金（収入保険及び果樹共済・共済事務費への補助） (3) その他 ・J A独自の補助制度 ○主な取組 (1) 新しい栽培技術の導入 ・省力栽培のため、低樹高栽培への改植が行われている。（もも） (2) 気象及び災害に関する取組 ・気象条件に適応した品種の導入や品目の転換の検討・農業技術情報の発信と、防霜ファンや多目的ネットなど災害未然防止設備の導入促進をしている。 ・高温等による果実の障害発生に対応できる技術や品種開発・普及を行っている。																																			
策 定 時（R 7） ま で の デ ー タ の 推 移 ・ 現 況 等	○栽培面積及び現状 <table><tr><th rowspan="2">品 種</th><th colspan="5">栽培面積（ha）</th></tr><tr><th>R 4 年産</th><th>R 5 年産</th><th>R 6 年産</th><th>R 7 年産</th><th>R6/R7 比較</th></tr><tr><td>もも（合計）</td><td>170.7</td><td>177.7</td><td>187.8</td><td>190.6</td><td>101.4</td></tr><tr><td>（中生）あかつき</td><td>25.0</td><td>26.3</td><td>28.3</td><td>28.8</td><td>101.8</td></tr><tr><td>（中生）川中島白鳳</td><td>21.6</td><td>21.6</td><td>20.6</td><td>18.3</td><td>88.8</td></tr><tr><td>（中生）なつっこ</td><td>33.0</td><td>33.8</td><td>37.1</td><td>38.5</td><td>103.8</td></tr></table>	品 種	栽培面積（ha）					R 4 年産	R 5 年産	R 6 年産	R 7 年産	R6/R7 比較	もも（合計）	170.7	177.7	187.8	190.6	101.4	（中生）あかつき	25.0	26.3	28.3	28.8	101.8	（中生）川中島白鳳	21.6	21.6	20.6	18.3	88.8	（中生）なつっこ	33.0	33.8	37.1	38.5	103.8
品 種	栽培面積（ha）																																			
	R 4 年産	R 5 年産	R 6 年産	R 7 年産	R6/R7 比較																															
もも（合計）	170.7	177.7	187.8	190.6	101.4																															
（中生）あかつき	25.0	26.3	28.3	28.8	101.8																															
（中生）川中島白鳳	21.6	21.6	20.6	18.3	88.8																															
（中生）なつっこ	33.0	33.8	37.1	38.5	103.8																															

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 16

策定時(R7)までのデータの推移・現況等	(晩生) 川中島白桃	59.2	61.9	62.8	62.9	100.2
	(晩生) 黄金桃	7.0	7.0	7.7	7.2	93.1
	(極晩生) 白根白桃等	7.3	7.3	7.3	7.8	106.9
	その他もも	6.8	9.0	12.5	15.6	124.8
	ネクタリン	10.8	10.8	11.5	11.5	100
※ J A ながの、J A グリーン長野、共和園協の栽培面積推計を合算したもの						
実施状況(令和7年度)	・農協が低樹高栽培講習会を3回実施し、栽培技術の導入を推進し、低樹高導入面積の振興をした(J A グリーン長野)。 ・振興果樹等苗木導入事業(市)を活用し、苗木改植を11.2ha 実施した(J A グリーン長野9ha、J A ながの2.2ha)。					
策定時(R7)の評価	・ももについて中生種から極晩生種まで収穫時期の分散により、販売体制の安定化につながっている。					
第三期計画の取組方針	・災害や気候変動に伴う支援や、果樹主要品種であるもも栽培に関する各種支援の実施。 ・耕作の継続が難しくなった樹園地の継承促進を図り、安定した果樹生産を維持する。					
第三期計画の具体的取組(アクションプラン)	・気候変動に対し、耐性がある品種や適した品種への変換促進や、農業組合による栽培指導を実施する。 ・災害に遭っても果樹栽培を維持できるように、収入保険や果樹共済への加入促進のため支援を実施する。 ・果樹栽培に関する設備導入や苗の購入について、国・県・市の最適な支援制度を活用し果樹振興を推進する。 ・耕作の継続が難しくなった樹園地を新たな担い手に引き継ぐ「未来へつなぐ樹園地継承事業」を活用し円滑な継承を促進する。					

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 17

項 目 (担 当)	果樹振興（ぶどう） 農業政策課生産振興担当
事 業 内 容	果樹栽培の普及推進及び各種支援をする事業。 ○現状 本市の果樹栽培は全国的にも盛んな地域であり、農業生産の中心的存在であり農業生産額全体の5割以上を占めている。 ぶどうの市内生産面積は増加しており、消費者ニーズや市場評価が高い無核の比率が高く、シャインマスカットやナガノパープル、クイーンルージュ®等の県オリジナル品種の生産拡大が進んでいる。 ワイン用ぶどうについては、市内にワイナリーが開設され、栽培面積が拡大している。栽培講習の実施などにより、適地適作を基本とした高品質な原料用ぶどうの生産に向けた取組を進めている。 ○主な支援 (1) 国・県の制度 ・国の果樹経営支援対策事業 ・県の需要に応える園芸産地育成事業 (2) 市の制度 ・ぶどう新品種推進事業 5/10 以内 品種によって3/10、6/10 以内、上限額 50 万円 ・ワイン用ブドウ産地形成事業 5/10 以内 品種によって7/10 以内、中山間地上限額 150 万円、中山間地以外の地域上限額 50 万円 ・振興果樹等苗木導入事業 3/10 以内 ・農業共済事業補助金（収入保険及び果樹共済・共済事務費への補助） (3) その他 ・J A独自の補助制度 ○主な取組 (1) 新しい栽培技術の導入 ・管理作業が容易な平行整枝短梢せん定栽培が進められている。（ぶどう） (2) 気象及び災害に関する取組 ・気象条件に適応した品種の導入や品目の転換の検討・農業技術情報の発信と、防霜ファンや多目的ネットなど災害未然防止設備の導入促進をしている。 ・高温等による果実の障害発生に対応できる技術や品種開発・普及を行っている。

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 17

策定時(R7)までのデータの推移・現況等	○栽培面積及び現状					
	品 種	栽培面積				
		R4年産	R5年度	R6年産	R7年産	R6/R7 比較
	ぶどう (合計)	144.1	146.8	153.5	159.9	104.2
	巨峰	40.5	39.8	31.8	31.8	100
	うち有核巨峰	11.1	11.0	8.8	8.8	100
	無核巨峰	29.4	28.8	23.0	23.0	100
	シャインマスカット	70.4	72.0	83.3	87.4	104.9
	ナガノパープル	14.4	14.9	15.0	15.2	101.3
	クイーンルージュ®	8.0	9.5	15.7	18.4	117.2
	その他ぶどう	10.8	10.6	7.7	7.1	92.2
	無核化比率	84.8%	85.3%	89.2%	90.1	101
	ワイン用ぶどう	16.1	15.5	17.2	17.1	99.4
※ J Aながの、J Aグリーン長野、共和園協の栽培面積推計を合算したもの						
実施状況 (令和7年度)	・果樹経営支援対策事業(国)、ぶどう新品種推進事業・振興果樹等苗木導入事業(市)の支援制度を利用するなど、シャインマスカット等の栽培面積が7.5ha増加した(J Aグリーン長野6.6ha、J Aながの0.9ha)。 ・シャインマスカット等への転換に伴い、平行整枝短梢剪定栽培技術も推進された。 ・新規栽培者対象とした栽培講習会を4回開催した(J Aながの)。 ・ワイン用ぶどう産地形成事業(市)の支援制度により5戸0.6haの補助により、栽培者23戸、栽培面積17.1haとなった。					
策定時(R7)の評価	・ぶどうについて消費者ニーズに対応した品種の生産が進み、農家所得の向上と栽培面積の拡大につながっている。 ・ワイン用ぶどうは市内ワイナリー開設による栽培面積が拡大している。栽培技術習得などにより高品質な原料用ぶどうの生産に向けた取組につながっている。					
第三期計画の取組方針	・災害や気候変動に伴う支援や、果樹主要品種であるぶどう栽培に関する各種支援の実施。 ・耕作の継続が難しくなった樹園地の継承促進を図り、安定した果樹生産を維持する。					
第三期計画の具体的取組 (アクションプラン)	・気候変動に対し、耐性がある品種や適した品種への変換促進や、農業組合による栽培指導を実施する。 ・災害に遭っても果樹栽培を維持できるように、収入保険や果樹共済への加入促進のため支援を実施する。 ・果樹栽培に関する設備導入や苗の購入について、国・県・市の最適な支援制度を活用し果樹振興を推進する。 ・耕作の継続が難しくなった樹園地を新たな担い手に引き継ぐ「未来へつなぐ樹園地継承事業」を活用し円滑な継承を促進する。					

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 18

項 目 (担 当)	果樹振興（その他の果樹） 農業政策課生産振興担当																																																	
事 業 内 容	果樹栽培の普及推進及び各種支援をする事業。 ○現状 本市の果樹栽培は全国的にも盛んな地域であり、農業生産の中心的存在であり農業生産額全体の5割以上を占めている。 その他の果樹では、初夏のうめ、あんずに始まり、プルーン、なし、かきと初冬にいたるまで絶えることなく、長期にわたり様々な種類の果樹が生産されている。 ○主な支援 (1) 国・県の制度 ・国の果樹経営支援対策事業 ・県の需要に応える園芸産地育成事業 (2) 市の制度 ・振興果樹等苗木導入事業 3/10 以内 ・農業共済事業補助金（収入保険及び果樹共済・共済事務費への補助） (3) その他 ・J A独自の補助制度 ○主な取組 気象及び災害に関する取組 ・気象条件に適応した品種の導入や品目の転換の検討・農業技術情報の発信と、防霜ファンや多目的ネットなど災害未然防止設備の導入促進をしている。 ・高温等による果実の障害発生に対応できる技術や品種開発・普及を行っている。																																																	
策 定 時 (R 7) ま で の デ ー タ の 推 移 ・ 現 況 等	○栽培面積及び現状 <table><tr><th rowspan="2">品 種</th><th colspan="4">栽培面積</th></tr><tr><th>R 5 年度</th><th>R 6 年度</th><th>R 7 年度</th><th>R6/R7 比較</th></tr><tr><td>なし</td><td>68.7</td><td>46.1</td><td>42.7</td><td>92.6%</td></tr><tr><td>くるみ</td><td>1.2</td><td>1.2</td><td>0.9</td><td>75.0%</td></tr><tr><td>かき</td><td>12.7</td><td>12.7</td><td>9.1</td><td>71.7%</td></tr><tr><td>あんず</td><td>22.0</td><td>22.0</td><td>18.4</td><td>83.6%</td></tr><tr><td>うめ</td><td>41.7</td><td>41.7</td><td>46.5</td><td>111.5%</td></tr><tr><td>くり</td><td>3.2</td><td>3.2</td><td>1.4</td><td>43.8%</td></tr><tr><td>おうとう</td><td>3.5</td><td>3.5</td><td>2.4</td><td>68.6%</td></tr><tr><td>プルーン</td><td>30.1</td><td>30.1</td><td>27.2</td><td>90.4%</td></tr></table>	品 種	栽培面積				R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R6/R7 比較	なし	68.7	46.1	42.7	92.6%	くるみ	1.2	1.2	0.9	75.0%	かき	12.7	12.7	9.1	71.7%	あんず	22.0	22.0	18.4	83.6%	うめ	41.7	41.7	46.5	111.5%	くり	3.2	3.2	1.4	43.8%	おうとう	3.5	3.5	2.4	68.6%	プルーン	30.1	30.1	27.2	90.4%
品 種	栽培面積																																																	
	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R6/R7 比較																																														
なし	68.7	46.1	42.7	92.6%																																														
くるみ	1.2	1.2	0.9	75.0%																																														
かき	12.7	12.7	9.1	71.7%																																														
あんず	22.0	22.0	18.4	83.6%																																														
うめ	41.7	41.7	46.5	111.5%																																														
くり	3.2	3.2	1.4	43.8%																																														
おうとう	3.5	3.5	2.4	68.6%																																														
プルーン	30.1	30.1	27.2	90.4%																																														

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 18

	<table><tr><td>プラム</td><td>5.0</td><td>5.0</td><td>4.4</td><td>88.0%</td></tr><tr><td>ブルーベリー</td><td>2.9</td><td>2.9</td><td>1.7</td><td>58.6%</td></tr><tr><td>キウイフルーツ</td><td>2.5</td><td>2.5</td><td>1.4</td><td>56.0%</td></tr></table>	プラム	5.0	5.0	4.4	88.0%	ブルーベリー	2.9	2.9	1.7	58.6%	キウイフルーツ	2.5	2.5	1.4	56.0%
プラム	5.0	5.0	4.4	88.0%												
ブルーベリー	2.9	2.9	1.7	58.6%												
キウイフルーツ	2.5	2.5	1.4	56.0%												
	※長野地域振興局調べ農作物栽培状況より															
実 施 状 況 (令和 7 年度)	・ 振興果樹等苗木導入事業により、りんご、もも、ぶどう以外の振興果樹苗木 701 本が定植された。															
策 定 時 (R 7) の 評 価	・ 大きな減少がなく安定した生産が行われている。															
第三期計画の 取 組 方 針	・ 耕作の継続が難しくなった樹園地の継承促進を図り、安定した果樹生産を維持する。															
第三期計画の 具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・ 気候変動に対し、耐性がある品種や適した品種への変換促進や、農業組合による栽培指導を実施する。 ・ 災害に遭っても果樹栽培を維持できるように、収入保険や果樹共済への加入促進のため支援を実施する。 ・ 果樹栽培に関する設備導入や苗の購入について、国・県・市の最適な支援制度を活用し果樹振興を推進する。 ・ 耕作の継続が難しくなった樹園地を新たな担い手に引き継ぐ「未来へつなぐ樹園地継承事業」を活用し円滑な継承を促進する。															

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 19

項 目 (担 当)	果樹振興（ヘーゼルナッツ） 農業政策課生産振興担当																		
事 業 内 容	農業者の高齢化対策や遊休農地の活用・解消など、喫緊の農業課題へ対応するため、ヘーゼルナッツの産地化を目指す事業。 ○経過 ヘーゼルナッツは農業者の高齢化、遊休農地の拡大を背景に比較的簡易に栽培ができる果樹として期待できることから産地化を目指して栽培振興を進めている。栽培は高所作業などが比較的少ないうえ、落下した実を拾うため収穫時期の調整が可能であることから、兼業農家でも栽培ができる可能性があることから、苗木補助による栽培面積の拡大、試験ほ場等での栽培情報の蓄積や栽培の手引き等による栽培情報の発信、出口戦略の支援を検討・実施している。 ○主な支援 (1) 市内の2アール以上のほ場に定植するための苗木購入費用の一部を補助する事業（補助率5/10以内、上限50万円） （令和6年度開始）。 (2) 栽培情報の蓄積、栽培の手引き等による栽培情報の発信及び出口戦略の支援 (3) 市内の農業法人又は速やかに法人化を目指す農業者組織に対し、ヘーゼルナッツ加工施設の建設または、加工機器の購入などに関する経費の一部を補助する。（市農産物加工施設等支援事業補助金、補助率1/2以内、上限500万円）																		
策 定 時（R7） ま で の デ ー タ の 推 移 ・ 現 況 等	苗木補助事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>申請件数</th><th>苗木本数</th><th>申請栽培面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R6年</td><td>53件</td><td>2,662本</td><td>757.28a</td></tr> <tr> <td>R7年</td><td>50件</td><td>3,151本</td><td>727.59a</td></tr> <tr> <td>計</td><td>103件</td><td>5,813本</td><td>1484.87 a</td></tr> </tbody> </table>				申請件数	苗木本数	申請栽培面積	R6年	53件	2,662本	757.28a	R7年	50件	3,151本	727.59a	計	103件	5,813本	1484.87 a
	申請件数	苗木本数	申請栽培面積																
R6年	53件	2,662本	757.28a																
R7年	50件	3,151本	727.59a																
計	103件	5,813本	1484.87 a																
実 施 状 況 (令和7年度)	・市の補助である営農苗木補助事業を令和6年度から始め、令和7年度においても申請状況は堅調に推移している。 ・剪定研究会を1月末に開催し、市内外から71名の参加があり剪定方法や栽培に関する情報の共有を図った。 ・農薬試験結果の追加等による栽培の手引きの更新及び市内の栽培事例紹介を市のホームページに掲載し栽培技術の振興を図った。 ・農業祭などイベントにおいて長野市のヘーゼルナッツ振興に関する情報提供を行いヘーゼルナッツの認知度を高めた。 ・物産展等でヘーゼルナッツ商品の販売やPRを行い、ヘーゼルナッツの魅力周知を図った。 ・長野市産ヘーゼルナッツビールの販売や新たなヘーゼルナッツ商品の試作販売（農業公社）																		

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 19

策 定 時 (R 7) の 評 価	・年間 4,000 本の計画に対して、令和 7 年度には 3,151 本の定植がされている。 ・剪定研究会により栽培情報の共有が図られ、多くの栽培者から継続した情報提供が求められている。 ・企業やパティシエなどから国産ヘーゼルナッツを求める声があり、早期の生産体制確立が必要とされている。
第三期計画の 取 組 方 針	・栽培面積の拡大を図りながら、栽培に関する情報を蓄積し産地化を目指す。 ・企業などからの需要があることから生産体制の確立を図る。
第三期計画の 具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・ヘーゼルナッツの栽培情報を「栽培の手引き」などにより周知しながら栽培面積の拡大を図る。 ・関係機関と協力し病害虫対策をはじめ地域に合った栽培方法を研究していく。 ・産地化を図るため、ヘーゼルナッツの出口戦略を進める。 ・首都圏などの大消費地において、ヘーゼルナッツを活用した商品販売等を通じたPRを行う。 ・栽培面積拡大に伴う加工施設等の充実を図り、施設整備の支援内容について検討する。 ・ヘーゼルナッツの加工方法や商品開発などに関する支援を検討する。

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 20

項 目 (担 当)	野菜振興 農業政策課生産振興担当
事業内容	地域特性を活かした野菜の栽培促進及び農家の経営安定のための支援事業 ○現状 本市の野菜の主要品目は、ピーマン、ながいも、キャベツ、アスパラガス等である。そのほか、地域特性を活かして直売所流通を中心に多品目が栽培されているが、農業者の高齢化により、ながいも、ジュース用トマト、玉ねぎ等の重量野菜の生産が減少している。 地域固有の食文化とともに育まれてきた伝統野菜が栽培されており、戸隠大根や松代一本ねぎ、小森茄子等が、信州の伝統野菜に認定されている。 ○主な支援 ・ 中山間地域での振興作物の種苗購入に対し補助するもの。補助率 3/10 ・ 野菜の価格が著しく低落した場合に、一般財団法人長野県野菜生産安定基金協会が、生産者に対して補給金を交付するための基金造成に係る J A (生産者) 負担金の補助をするもの。補助率 4/10 ・ パイプハウス等の施設を共同購入及び共同設置することにより、野菜の低コスト生産、高品質生産等の推進を図るため補助するもの。補助率 3/10 ○主な取組 ・ 施設栽培のきゅうり、トマトや露地のきゅうりの栽培が地域でまとまった生産がおこなわれている。 ・ 安定した販売価格が見込める、地域の特性を活かしたながいも、ジュース用トマト、ケール、野沢菜等の契約栽培・販売が行われている。 ・ 中高年齢者も取り組みやすい、アスパラガス、ピーマン、インゲン等の軽量野菜の生産が行われており特に近年の猛暑の中、生育適温の高いピーマン栽培をすすめている。 ・ 遊休農地対策のため、かぼちゃ、枝豆等、有害鳥獣対策のため、ピーマン、トウガラシ等の栽培が行われている。 ・ 施設水耕栽培いちご、小松菜、葉ネギ、サラダ菜などが生産され年間供給されている。

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 20

策定時（R7） ま　で　の データの推移 ・　現　況　等	○野菜作付面積					
	(ha)					
	品目	R3	R4	R5	R6	R7
	ながいも	56.8	54.8	54.8	47.8	45.8
	キャベツ	30.0	30.0	30.0	18.0	15.0
	アスパラガス	23.3	14.0	12.5	9.5	9.5
	ばれいしょ	18.5	18.5	19.0	18.2	18.2
	きゅうり	15.0	10.5	10.5	9.4	8.2
	だいこん	18.5	18.5	19.0	18.4	18.4
	トマト(加工用含む)	14.4	17.2	13.8	12.5	12.0
	スイートコーン	14.6	16.6	15.6	17.1	17.5
	玉ねぎ	12.5	12.0	12.0	11.3	8.5
	さやいんげん	9.3	9.0	8.0	5.5	4.7
その他	113.9	107.7	99.1	100.7	98.0	
合計	326.8	308.8	294.3	268.4	255.8	
※JAながの、JAグリーン長野の栽培面積推計を合算したもの						
実施状況 (令和7年度)	・農業協同組合の生産計画等に基づき、地域特性に合った作物を導入した（JAグリーン長野：ながいも、ケール、ピーマン、きゅうり、施設トマト、白ねぎ/JAながの：ピーマン、アスパラガス、ズッキーニ） ・長野県野菜生産安定基金協会が実施している野菜価格安定対策事業の農家負担金に対し、JAを経由して補助金を交付した。					
策定時（R7） の　評　価	・安定した販売が見込める契約栽培は維持されている。 ・重量物のジュース用トマトは減少傾向。 ・高温対策と軽量品目としてピーマンの作付けが増えている。 ・中高年齢者向けの作物や、中山間地域に適した作物が導入されている。					
第三期計画の 取　組　方　針	・高収益の施設栽培を促進する。 ・機械化および高温耐性品種の導入を促進する。 ・ながいも等地域特性を活かした作物の生産を維持する。 ・冷涼で標高の高い中山間地域の立地条件を活かした野菜栽培を拡大する。					
第三期計画の 具　体　的　取　組 (アクションプラン)	・パイプハウス等の施設整備に対し、国・県・市の最適な支援制度を活用する。 ・JAの生産計画等に基づき、地域特性にあった作物の導入を促進する。 ・中山間地域では、市の実験農場運営事業等により新たな作物の導入を支援する。					

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 21

項 目 (担 当)	花き振興 農業政策課生産振興担当																																																								
事 業 内 容	花きの産地化及び生産農家の経営安定化を支援する事業 ○現状 本市の花きの主要品目は、コギク、トルコギキョウ、りんどう、カラーなどであるが、そのほか、ユーフォルビア・フルゲンスなど、希少な品目もある。 ○主な支援 ・花き産地開発種苗対策推進事業 農業者が共同で地域に適した優良な花きを導入することにより、産地化を図るため補助するもの。補助率 3/10 以内 ○主な取組 ・標高差を活かして、市場への長期間出荷が行われている。 ・花きは軽量品目であるため、高齢者や女性にも扱い易いほか、他の作物と組み合わせた複合経営が行われている。																																																								
策 定 時 (R 7) ま で の デ ー タ の 推 移 ・ 現 況 等	○花き作付面積 (ha) <table><tr><th>品 目</th><th>R 5</th><th>R 6</th><th>R 7</th><th>品 目</th><th>R 5</th><th>R 6</th><th>R 7</th></tr><tr><td>コギク</td><td>6.1</td><td>7.2</td><td>5.5</td><td>スモークツリー</td><td>0.3</td><td>0.4</td><td>0.3</td></tr><tr><td>トルコギキョウ</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.1</td><td>ユーカリ</td><td>3.5</td><td>3.5</td><td>4.1</td></tr><tr><td>りんどう</td><td>2.0</td><td>3.6</td><td>1.2</td><td>ギガンジューム</td><td>1.1</td><td>1.2</td><td>1.0</td></tr><tr><td>カラー</td><td>2.5</td><td>1.1</td><td>2.1</td><td>ストック</td><td>0.1</td><td>0.1</td><td>0.2</td></tr><tr><td>シャクヤク</td><td>2.0</td><td>2.2</td><td>2.7</td><td>その他</td><td>1.7</td><td>0.4</td><td>2.8</td></tr><tr><td>ゆり</td><td>0.3</td><td>0.3</td><td>0.3</td><td>合計</td><td>23.2</td><td>23.0</td><td>23.0</td></tr></table> JA 推計値	品 目	R 5	R 6	R 7	品 目	R 5	R 6	R 7	コギク	6.1	7.2	5.5	スモークツリー	0.3	0.4	0.3	トルコギキョウ	3.0	3.0	3.1	ユーカリ	3.5	3.5	4.1	りんどう	2.0	3.6	1.2	ギガンジューム	1.1	1.2	1.0	カラー	2.5	1.1	2.1	ストック	0.1	0.1	0.2	シャクヤク	2.0	2.2	2.7	その他	1.7	0.4	2.8	ゆり	0.3	0.3	0.3	合計	23.2	23.0	23.0
品 目	R 5	R 6	R 7	品 目	R 5	R 6	R 7																																																		
コギク	6.1	7.2	5.5	スモークツリー	0.3	0.4	0.3																																																		
トルコギキョウ	3.0	3.0	3.1	ユーカリ	3.5	3.5	4.1																																																		
りんどう	2.0	3.6	1.2	ギガンジューム	1.1	1.2	1.0																																																		
カラー	2.5	1.1	2.1	ストック	0.1	0.1	0.2																																																		
シャクヤク	2.0	2.2	2.7	その他	1.7	0.4	2.8																																																		
ゆり	0.3	0.3	0.3	合計	23.2	23.0	23.0																																																		
実 施 状 況 (令和 7 年度)	・地域特性にあった花（J Aグリーン長野：ユーカリ、コギク、トルコギキョウ、シャクヤク、ユーフォルビア・フルゲンス／J Aながの：コギク、トルコギキョウ、りんどう、カラー、ユーカリ）の産地化の推進、品質向上のための技術研修会や検討会を 111 回開催した（JA グリーン長野 75 回／JA ながの 36 回）。 ・農業協同組合が、新規就農者や定年帰農者などに、募集する講習会や栽培及び営農指導を行ったことで、生産農家が 10 戸増えた。 J Aグリーン長野：シャクヤク、その他草花、ユーカリ 5 戸 J Aながの：ユーカリ、コギク、キイチゴ、スモークツリー、その他草花 5 戸																																																								
策 定 時 (R 7) の 評 価	・標高差や作型を活かして、市場への長期間出荷体制を確立している。 ・お盆やお彼岸の需要が大きい量販店パッケージ向けのコギクの生産拡大が図られている。 ・高収益品目のトルコギキョウの生産維持が図られている。																																																								

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 21

第三期計画の 取組方針	・複合経営による、経営の安定化を促進する。 ・地域特性にあった品目導入を促進する。
第三期計画の 具体的取組 (アクションプラン)	・複合経営に向けた指導をＪＡと連携して行う。 ・ＪＡの生産計画等に基づき、地域特性にあった品目の導入を促進する。

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 22

項 目 (担 当)	きのこ振興 農業政策課生産振興担当																																																						
事 業 内 容	きのこ生産農家への各種支援事業 ○現状 長野県は、えのきたけ、ぶなしめじ、エリンギ、なめこの生産量が全国1位であり、本市は県内有数の産地である。 本市のきのこ生産の大半は、企業によるものであり、市内生産量に占めるJA取扱量の割合は1～2割である。 ○主な取組 JAが、きのこ生産農家に対する栽培指導や経営改善指導をするもの。 ○支援 きのこの生産に要する資材の導入費等への補助を図る。																																																						
策定時(R7)までのデータの推移・現況等	○きのこ生産量(長野市推計) (t) <table><tr><th></th><th>えのきたけ</th><th>ぶなしめじ</th><th>その他</th><th>合計</th><th>農協取扱量</th></tr><tr><td>H30年産</td><td>11,707</td><td>2,327</td><td>4,564</td><td>18,598</td><td>3,454</td></tr><tr><td>R元年産</td><td>11,311</td><td>2,266</td><td>3,661</td><td>17,238</td><td>3,085</td></tr><tr><td>R2年産</td><td>12,171</td><td>2,252</td><td>3,245</td><td>17,668</td><td>3,141</td></tr><tr><td>R3年産</td><td>12,022</td><td>2,133</td><td>4,754</td><td>18,909</td><td>3,077</td></tr><tr><td>R4年産</td><td>11,851</td><td>1,916</td><td>4,719</td><td>18,486</td><td>2,657</td></tr><tr><td>R5年産</td><td>9,113</td><td>1,663</td><td>4,572</td><td>15,348</td><td>2,290</td></tr><tr><td>R6年産</td><td>9,961</td><td>1,565</td><td>3,975</td><td>15,501</td><td>2,291</td></tr><tr><td>R7年産</td><td>10,215</td><td>1,661</td><td>4,421</td><td>16,297</td><td>2,258</td></tr></table> ※JA取扱量はJAからの聞き取り調査		えのきたけ	ぶなしめじ	その他	合計	農協取扱量	H30年産	11,707	2,327	4,564	18,598	3,454	R元年産	11,311	2,266	3,661	17,238	3,085	R2年産	12,171	2,252	3,245	17,668	3,141	R3年産	12,022	2,133	4,754	18,909	3,077	R4年産	11,851	1,916	4,719	18,486	2,657	R5年産	9,113	1,663	4,572	15,348	2,290	R6年産	9,961	1,565	3,975	15,501	2,291	R7年産	10,215	1,661	4,421	16,297	2,258
	えのきたけ	ぶなしめじ	その他	合計	農協取扱量																																																		
H30年産	11,707	2,327	4,564	18,598	3,454																																																		
R元年産	11,311	2,266	3,661	17,238	3,085																																																		
R2年産	12,171	2,252	3,245	17,668	3,141																																																		
R3年産	12,022	2,133	4,754	18,909	3,077																																																		
R4年産	11,851	1,916	4,719	18,486	2,657																																																		
R5年産	9,113	1,663	4,572	15,348	2,290																																																		
R6年産	9,961	1,565	3,975	15,501	2,291																																																		
R7年産	10,215	1,661	4,421	16,297	2,258																																																		
実 施 状 況 (令和7年度)	・経営安定を図るため、農協では野菜や花き栽培との複合化の取組みを進めた。 ・品質の高位平準化、安定収量確保、ロス率低下に向け統一栽培基準指針に基づく生産者巡回指導を実施し有利販売実現に努めるとともに、「安全・安心対策」強化を含めた指導の徹底を図った。(JAながの、JAグリーン長野) ・経費高騰対策として、出荷資材・培地への助成金対策を行い、合わせてコスト抑制試験、培地・活性化試験に取り組んだ。(JAながの、JAグリーン長野) ・長野県農村工業研究所開発品種「長野農工研B-4号(ぶなしめじ)」へ切り替えてロス率低減や収量確保を図り、産地生産基盤の維持に繋げた。(JAながの) ・機能性きのこ開発による消費拡大をはかるため、関西大学と共同開発した「豊茸」の本格販売を開始した。(JAながの) ・きのこの品評会を開催し生産者の品質向上に取り組んだ。(JAながの)																																																						

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 22

	(前ページから続き) ・ 目揃い会や品質向上に向けた講習会等を3回開催した（JAグリーン長野）。
策定時(R7)の評価	・ 市内生産量は、横ばいとなっている。 ・ JAの取扱量は、1～2割程度で推移している。
第三期計画の取組方針	・ きのこ生産を行う小規模経営農家の経営の安定化を図る。
第三期計画の具体的取組 (アクションプラン)	・ 経営の複合化について、農協と連携して支援する。 ・ 優良品種の導入や、低コスト・省力生産技術の導入について、JAと連携して支援する。 ・ 季節による需要変動に応じた計画的な生産・出荷調整をJAと連携して指導する。

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 23

項 目 (担 当)	水稻振興 農業政策課生産振興担当																																																					
事 業 内 容	政府による全量買い上げという食糧管理制度の下で米の在庫が増加し、昭和46年から減反政策が実施され、平成19年からは、都道府県別に配分された生産数量に基づき、農業者・農業者団体・集荷業者等で構成する農業再生協議会が主体的に需給調整する事業。 ○市の現状 ・主要品種は、コシヒカリ、あきたこまちであり、温暖化対策として長野県オリジナル品種の風さやかが導入されている。 ・中山間地域にも水田が広がり、市内7ヵ所が全国の棚田百選に選ばれている。また、信田地区は優良なたねもみ産地となっている。 ○情勢 ・食生活の多様化等により、全国の米の消費量は、毎年減少しており、需給調整と水田の有効活用のため、非主食用米（加工用米、輸出用米など）のほか、麦・大豆・そば等の転作作物の生産が行われている。																																																					
策 定 時 (R 7) ま で の デ ー タ の 推 移 ・ 現 況 等	○水稻作付面積（長野市水田台帳システム農業者データ） (ha) <table><tr><th>年度</th><th>主食用米 作付面積</th><th>非主食用米 作付面積</th><th>合計</th></tr><tr><td>R3</td><td>1,351.5</td><td>57.0</td><td>1,408.5</td></tr><tr><td>R4</td><td>1,333.8</td><td>60.6</td><td>1,394.4</td></tr><tr><td>R5</td><td>1,308.0</td><td>59.4</td><td>1,367.4</td></tr><tr><td>R6</td><td>1,278.8</td><td>59.6</td><td>1,338.4</td></tr><tr><td>R7</td><td>1,265.1</td><td>34.4</td><td>1,299.5</td></tr></table> ○水稻の経営規模別農家数（長野市水田台帳システム農業者データ） <table><tr><th rowspan="2">経営規模</th><th colspan="2">水稻生産者数（経営体）</th><th colspan="2">作付面積（ha）</th></tr><tr><th>R6</th><th>R7</th><th>R6</th><th>R7</th></tr><tr><td>0.5ha未満</td><td>6,090</td><td>5,945</td><td>978.4</td><td>880.8</td></tr><tr><td>0.5ha以上4ha未満</td><td>201</td><td>196</td><td>178.7</td><td>175.9</td></tr><tr><td>4ha以上</td><td>15</td><td>16</td><td>181.3</td><td>206.5</td></tr><tr><td>計</td><td>6,306</td><td>6,157</td><td>1,338.4</td><td>1,263.2</td></tr></table>	年度	主食用米 作付面積	非主食用米 作付面積	合計	R3	1,351.5	57.0	1,408.5	R4	1,333.8	60.6	1,394.4	R5	1,308.0	59.4	1,367.4	R6	1,278.8	59.6	1,338.4	R7	1,265.1	34.4	1,299.5	経営規模	水稻生産者数（経営体）		作付面積（ha）		R6	R7	R6	R7	0.5ha未満	6,090	5,945	978.4	880.8	0.5ha以上4ha未満	201	196	178.7	175.9	4ha以上	15	16	181.3	206.5	計	6,306	6,157	1,338.4	1,263.2
年度	主食用米 作付面積	非主食用米 作付面積	合計																																																			
R3	1,351.5	57.0	1,408.5																																																			
R4	1,333.8	60.6	1,394.4																																																			
R5	1,308.0	59.4	1,367.4																																																			
R6	1,278.8	59.6	1,338.4																																																			
R7	1,265.1	34.4	1,299.5																																																			
経営規模	水稻生産者数（経営体）		作付面積（ha）																																																			
	R6	R7	R6	R7																																																		
0.5ha未満	6,090	5,945	978.4	880.8																																																		
0.5ha以上4ha未満	201	196	178.7	175.9																																																		
4ha以上	15	16	181.3	206.5																																																		
計	6,306	6,157	1,338.4	1,263.2																																																		

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 23

実 施 状 況 (令和7年度)	・大規模生産者を中心に、加工用米や輸出用米、飼料用米、麦、大豆、そば等に転作を進め、主食用水稻の作付面積を減らして生産調整を推進した。 ・営農計画書の発送時に、国の水田活用の直接支払交付金や経営所得安定対策に関する概要パンフレットを同封して情報提供を行い、転作を推進した。 ・農業再生協議会から農協の営農指導員等を通じて、主食用米に関する需給見通しについて情報提供を行い、転作を推進した。 ・上記の取組等により、令和7年産米における生産数量目安値を達成した。 ・昨今の異常な温暖化対策として、新耐暑性品種「にじのきらめき」の栽培(70ha)を開始した。(JA ながの)
策 定 時 (R 7) の 評 価	・平坦地域では、法人等への農地の集積が進み、大規模経営が行われている。 ・自家消費を目的とする飯米農家が大半であるが、それらの農家によって農地が保全されている。 ・近年は主食用米の作付面積が目安値を下回った状態で維持している。
第三期計画の 取 組 方 針	・水田を活用した主食用米以外の作物への転作を推進する。 ・収益力を強化するため、新たな農業技術の導入を支援する。 ・気候変動に伴う渇水対策や病虫害対策などに対する支援をする。
第三期計画の 具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・水田収益力強化ビジョンに基づき、国の水田活用直接支払交付金や産地交付金を活用して、麦・大豆や、非主食用米(加工用米、輸出用米など)、野菜等の高収益作物への転作を推進する。また、収益力向上につながる新たな農業技術の導入も推進する。 ・生産者に対して、農業再生協議会を通じて、水稻に関する需給見通しに関する情報提供を行う。

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 24

項 目 (担 当)	地域奨励作物 農業政策課生産振興担当																																																												
事 業 内 容	農地の遊休荒廃化の防止、地産地消の推進を目的に小麦、大豆、そば、枝豆を地域推奨作物として支援する事業 ○現況 ・平成 16 年度から小麦、大豆、そばを地域推奨作物にした。 ・平成 27 年度から枝豆を地域推奨作物にすると共に、中山間地域の奨励金単価の引き上げをした。 ・本市の小麦粉、みそ、そばの消費量は全国上位（総務省統計局家計調査等）であるが、原料となる小麦、大豆、玄そばの国内自給率は、1 ～ 2 割程度である。 ○主な支援 ・地域推奨作物である小麦、大豆、そば、枝豆の出荷量に応じて推奨金を交付するもの。																																																												
策 定 時 (R 7) ま で の デ ー タ の 推 移 ・ 現 況 等	○地域奨励作物出荷量 (t) <table><tr><th>品 目</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R 元</th><th>R 2</th><th>R 3</th><th>R 4</th><th>R 5</th><th>R 6</th><th>R 7</th></tr><tr><td>小麦</td><td>440</td><td>402</td><td>358</td><td>383</td><td>366</td><td>350</td><td>312</td><td>366</td><td>365</td><td>468</td><td>519</td></tr><tr><td>大豆</td><td>63</td><td>90</td><td>71</td><td>90</td><td>74</td><td>98</td><td>106</td><td>133</td><td>136</td><td>132</td><td>95</td></tr><tr><td>そば</td><td>105</td><td>105</td><td>115</td><td>112</td><td>158</td><td>183</td><td>196</td><td>187</td><td>177</td><td>179</td><td>190</td></tr><tr><td>枝豆</td><td>18</td><td>22</td><td>19</td><td>20</td><td>17</td><td>7</td><td>9</td><td>14</td><td>6</td><td>3</td><td>4</td></tr></table> ※小数点以下四捨五入	品 目	H27	H28	H29	H30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	小麦	440	402	358	383	366	350	312	366	365	468	519	大豆	63	90	71	90	74	98	106	133	136	132	95	そば	105	105	115	112	158	183	196	187	177	179	190	枝豆	18	22	19	20	17	7	9	14	6	3	4
品 目	H27	H28	H29	H30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																																		
小麦	440	402	358	383	366	350	312	366	365	468	519																																																		
大豆	63	90	71	90	74	98	106	133	136	132	95																																																		
そば	105	105	115	112	158	183	196	187	177	179	190																																																		
枝豆	18	22	19	20	17	7	9	14	6	3	4																																																		
実 施 状 況 (令和 7 年度)	・平成 27 年と比較すると出荷量が、小麦+79 t、大豆+32 t、そば+85 t、枝豆△14 t となった。																																																												
策 定 時 (R 7) の 評 価	・小麦は、作付面積が拡大し、出荷量も増加している。 ・大豆及びそばは、作付面積は拡大しているが、出荷量はほぼ横ばいとなっている。																																																												
第三期計画の 取 組 方 針	・作付面積を増やし、農地の遊休荒廃化を防ぐ。 ・気候変動に対応する品種転換を図りながら地産地消を推進する。 ・中山間地域農業の持続的発展に向けた支援の充実を図る。																																																												
第三期計画の 具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・奨励金の効果を検証しつつ、農地の遊休耕廃地化の防止と地産地消に引き続き取り組む。																																																												

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 25

項 目 (担 当)	畜産振興（牛・豚など） 農業政策課生産振興担当																																																																																																																											
事 業 内 容	家畜の育成及び生産農家の経営安定化の支援、戸隠牧場の管理運営に関する事業 ○現況 ・戸隠牧場は、旧戸隠村が明治 42 年に国有林 150ha を借受けて開設し、肉用牛、乳用牛の預託を受けている。牧場内にふれあい動物園を設置するほか、引き馬による乗馬体験なども行われており、隣接するキャンプ場とともに観光エリアを形成している。 ・肉用牛、乳用牛のほか、畜産業として、養豚、養鶏、養蜂を行う農家がある。 ○主な支援 ・家畜診療所の運営に係る経費の一部を、当市を含む構成市町村で負担している。 ・戸隠牧場では牛の人工授精を行い、農家の経営安定化を支援している。																																																																																																																											
策 定 時 (R 7) ま で の デ ー タ の 推 移 ・ 現 況 等	○戸隠牧場の牛預託頭数等 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">預託頭数</th><th rowspan="2">合計</th><th colspan="2">農家数（戸）</th><th rowspan="2">合計</th><th rowspan="2">入場者数 （人）</th></tr><tr><th>市内</th><th>市外</th><th>市内</th><th>市外</th></tr><tr><td>R 3</td><td>45</td><td>63</td><td>108</td><td>3</td><td>15</td><td>18</td><td>10,905</td></tr><tr><td>R 4</td><td>28</td><td>81</td><td>109</td><td>3</td><td>15</td><td>18</td><td>12,386</td></tr><tr><td>R 5</td><td>22</td><td>83</td><td>105</td><td>2</td><td>17</td><td>19</td><td>12,290</td></tr><tr><td>R 6</td><td>10</td><td>58</td><td>68</td><td>1</td><td>14</td><td>15</td><td>12,580</td></tr><tr><td>R 7</td><td>12</td><td>60</td><td>72</td><td>1</td><td>12</td><td>13</td><td>11,100</td></tr></table> ○市内畜産飼養農家数・飼養頭数 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">牛</th><th colspan="2">豚</th><th colspan="2">鶏</th><th colspan="2">蜜蜂</th></tr><tr><th>戸数</th><th>頭数</th><th>戸数</th><th>頭数</th><th>戸数</th><th>頭数</th><th>戸数</th><th>群数</th></tr><tr><td>R 2</td><td>10</td><td>305</td><td>5</td><td>485</td><td>2</td><td>2,562</td><td>50</td><td>1,202</td></tr><tr><td>R 3</td><td>9</td><td>285</td><td>3</td><td>548</td><td>2</td><td>2,403</td><td>49</td><td>1,027</td></tr><tr><td>R 4</td><td>9</td><td>281</td><td>3</td><td>721</td><td>2</td><td>2,454</td><td>58</td><td>1,069</td></tr><tr><td>R 5</td><td>8</td><td>268</td><td>3</td><td>486</td><td>2</td><td>2,059</td><td>52</td><td>884</td></tr><tr><td>R 6</td><td>5</td><td>233</td><td>4</td><td>536</td><td>2</td><td>2,045</td><td>42</td><td>820</td></tr><tr><td>R 7</td><td>6</td><td>203</td><td>3</td><td>330</td><td>2</td><td>1,728</td><td>55</td><td>1,017</td></tr></table> （2月1日現在、蜜蜂は1月1日現在）		預託頭数		合計	農家数（戸）		合計	入場者数 （人）	市内	市外	市内	市外	R 3	45	63	108	3	15	18	10,905	R 4	28	81	109	3	15	18	12,386	R 5	22	83	105	2	17	19	12,290	R 6	10	58	68	1	14	15	12,580	R 7	12	60	72	1	12	13	11,100		牛		豚		鶏		蜜蜂		戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	群数	R 2	10	305	5	485	2	2,562	50	1,202	R 3	9	285	3	548	2	2,403	49	1,027	R 4	9	281	3	721	2	2,454	58	1,069	R 5	8	268	3	486	2	2,059	52	884	R 6	5	233	4	536	2	2,045	42	820	R 7	6	203	3	330	2	1,728	55	1,017
	預託頭数		合計	農家数（戸）		合計	入場者数 （人）																																																																																																																					
	市内	市外		市内	市外																																																																																																																							
R 3	45	63	108	3	15	18	10,905																																																																																																																					
R 4	28	81	109	3	15	18	12,386																																																																																																																					
R 5	22	83	105	2	17	19	12,290																																																																																																																					
R 6	10	58	68	1	14	15	12,580																																																																																																																					
R 7	12	60	72	1	12	13	11,100																																																																																																																					
	牛		豚		鶏		蜜蜂																																																																																																																					
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	群数																																																																																																																				
R 2	10	305	5	485	2	2,562	50	1,202																																																																																																																				
R 3	9	285	3	548	2	2,403	49	1,027																																																																																																																				
R 4	9	281	3	721	2	2,454	58	1,069																																																																																																																				
R 5	8	268	3	486	2	2,059	52	884																																																																																																																				
R 6	5	233	4	536	2	2,045	42	820																																																																																																																				
R 7	6	203	3	330	2	1,728	55	1,017																																																																																																																				
実 施 状 況 (令和7年度)	・高齢化等の影響で畜産農家数が減少していることにより、戸隠牧場の牛の預託頭数は減少傾向にある。 ・預託頭数増加に向けて、平成 27 年度から戸隠牧場に合う草の播種及び石灰や尿素を施肥するなど草地改良を行っている。																																																																																																																											

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 25

	・ C S F（豚熱）対策として、市の本支庁舎に消毒マット等を設置したほか、県と連携し養豚農家に情報提供を行った。また、鳥インフルエンザ対策として、県と連携し養鶏農家に情報提供を行った。 ・ 長野県食肉公社閉鎖に伴う食肉流通体制の確保に向けた調整を進めている。
策定時（R7） の 評 価	・ 畜産農家数の減少により、戸隠牧場の預託頭数も減少傾向にある。 ・ 戸隠牧場への入場者数は1万人前後あり、戸隠地区の観光振興に貢献している。 ・ C S F（豚熱）や鳥インフルエンザ対策として、消毒マット等の設置や飼養農家への情報提供など、県と連携して取組を行った。
第三期計画の 取 組 方 針	・ 畜産経営の安定化を図るため県と連携した支援に取り組む。 ・ 長野県と協力し、牛・豚の食肉流通体制の確保を図る。 ・ 戸隠牧場の預託頭数維持に向けて取り組む。 ・ 戸隠牧場の観光地としての魅力を向上させ、入場者の増加に取り組む。
第三期計画の 具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・ 牛・豚の食肉処理ができない空白期間の発生を防ぐため、生産者や関係機関と共に処理施設先の確保を図る。 ・ 戸隠牧場の草地改良をする。また、老朽化した施設の改築修繕を行う。 ・ 長野地域連携中枢都市圏の連携自治体と協力し、預託利用の呼び込みやP R方法を研究する。 ・ 県と連携しC S F（豚熱）や鳥インフルエンザの防疫に取り組む。

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 26

項 目 (担 当)	めん羊振興（サフォーク） 農業政策課生産振興担当																																												
事 業 内 容	信州新町地区特産のサフォークを飼育している農家への支援及び、飼育の推進をする事業 ○歴史 旧信州新町では、昭和初期から軍服の採毛用として飼育していためん羊（コリデール種など）を食肉として再利用したことにより、ジンギスカン料理が盛んとなった。 ○経過 ・繊維製品の普及により信州新町内でのめん羊飼養は衰退したが、昭和 57 年に肉用めん羊（サフォーク種）を初めて導入し、生産奨励を行った。 ・信州新町が、めん羊牧場（左右牧場（平成 29 年廃止））及びめん羊繁殖センターを設置して飼養農家の支援を行うほか、さざり荘でサフォーク肉を提供してきた。現在は、長野市がこれらの公共施設を引き継ぎ、農業と観光の連携によるまちづくりを進めている。 ○支援 ・めん羊のと畜や防疫、飼養に係る経費の一部を補助している。																																												
策 定 時（R 7） ま で の デ ー タ の 推 移 ・ 現 況 等	○市内めん羊飼養農家数・飼養頭数等 <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">飼養農家数</th><th rowspan="2">飼養頭数</th><th rowspan="2">出荷頭数</th><th colspan="2">内訳</th></tr><tr><th>市内出荷</th><th>市外出荷</th></tr><tr><td>R 2</td><td>6</td><td>266</td><td>202</td><td>100.5</td><td>101.5</td></tr><tr><td>R 3</td><td>7</td><td>279</td><td>159</td><td>83.5</td><td>75.5</td></tr><tr><td>R 4</td><td>5</td><td>280</td><td>141</td><td>84</td><td>57</td></tr><tr><td>R 5</td><td>4</td><td>305</td><td>128</td><td>72</td><td>56</td></tr><tr><td>R 6</td><td>4</td><td>236</td><td>144</td><td>103</td><td>41</td></tr><tr><td>R 7</td><td>4</td><td>278</td><td>106</td><td>72</td><td>34</td></tr></table> 信州新町肉めん羊生産組合及び信州新町羊同好会調べ（令和 8 年 3 月末現在）		飼養農家数	飼養頭数	出荷頭数	内訳		市内出荷	市外出荷	R 2	6	266	202	100.5	101.5	R 3	7	279	159	83.5	75.5	R 4	5	280	141	84	57	R 5	4	305	128	72	56	R 6	4	236	144	103	41	R 7	4	278	106	72	34
	飼養農家数					飼養頭数	出荷頭数	内訳																																					
		市内出荷	市外出荷																																										
R 2	6	266	202	100.5	101.5																																								
R 3	7	279	159	83.5	75.5																																								
R 4	5	280	141	84	57																																								
R 5	4	305	128	72	56																																								
R 6	4	236	144	103	41																																								
R 7	4	278	106	72	34																																								
実 施 状 況 (令和 7 年度)	・生産コスト縮減のため、繁殖、肥育農家の分離を行い、繁殖農家が自給飼料を中心に飼養している。 ・長野県食肉公社閉鎖に伴う食肉流通体制の確保に向けた調整を進めている。																																												
策 定 時（R 7） の 評 価	・飼養頭数のほとんどが 1 戸の農家に集中している。 ・飼養農家数及び飼養頭数が減少傾向にある。 ・出産頭数が年 1.3 頭と少ないため、黒字化が難しい。 ・羊肉の消費全体における国内産割合は、0.5％であり国内産は希少価値がある。 ・地元で生産されたサフォーク肉は、地区内の店舗を中心に提供されている。																																												

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 26

第三期計画の 取 組 方 針	・飼養農家数及び飼養頭数の維持に向けて取り組む。 ・信州新町地区内の飲食店で地元産サフォーク肉の提供を確保する。 ・長野県と協力し、めん羊の食肉流通体制の確保を図る。
第三期計画の 具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・めん羊飼養農家を地域と一体となって支援する。 ・めん羊の食肉処理ができない空白期間の発生を防ぐため、生産者と共に処理施設先の確保を図る。

③ 地域の特性を活かした生産振興

イ 中山間地域の生産振興

No. 27

項 目 (担 当)	中山間地域の農地維持（中山間地域等直接支払制度） 農業政策課生産振興担当																																		
事 業 内 容	農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に農用地を維持・管理していくための取り決め（協定）を締結し、それに基づいて農業生産活動を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する事業 ○中山間地域等直接支払交付金 ・負担割合 法指定：国 1/2・県 1/4・市 1/4 特認定：国 1/3・県 1/3・市 1/3																																		
策 定 時（R 7） ま で の デ ー タ の 推 移 ・ 現 況 等	○集落協定数等 <table><tr><th></th><th>集 落 協 定 数</th><th>参加者数 (人)</th><th>面積 (ha)</th><th>交付金額 (千円)</th></tr><tr><td>第 5 期（R 3）</td><td>92</td><td>1, 311</td><td>401</td><td>65, 490</td></tr><tr><td>第 5 期（R 4）</td><td>93</td><td>1, 335</td><td>405. 5</td><td>66, 115</td></tr><tr><td>第 5 期（R 5）</td><td>94</td><td>1, 226</td><td>406. 9</td><td>66, 056</td></tr><tr><td>第 5 期（R 6）</td><td>95</td><td>1, 237</td><td>405. 7</td><td>65, 411</td></tr><tr><td>第 6 期（R 7）</td><td>85</td><td>1, 098</td><td>392. 4</td><td>69, 286</td></tr></table>						集 落 協 定 数	参加者数 (人)	面積 (ha)	交付金額 (千円)	第 5 期（R 3）	92	1, 311	401	65, 490	第 5 期（R 4）	93	1, 335	405. 5	66, 115	第 5 期（R 5）	94	1, 226	406. 9	66, 056	第 5 期（R 6）	95	1, 237	405. 7	65, 411	第 6 期（R 7）	85	1, 098	392. 4	69, 286
	集 落 協 定 数	参加者数 (人)	面積 (ha)	交付金額 (千円)																															
第 5 期（R 3）	92	1, 311	401	65, 490																															
第 5 期（R 4）	93	1, 335	405. 5	66, 115																															
第 5 期（R 5）	94	1, 226	406. 9	66, 056																															
第 5 期（R 6）	95	1, 237	405. 7	65, 411																															
第 6 期（R 7）	85	1, 098	392. 4	69, 286																															
実 施 状 況 (令和 7 年度)	・大岡地区の 3 集落を新規認定。芋井地区、信更地区で統合集落あり。																																		
策 定 時（R 7） の 評 価	・高齢化、担い手及び役員不足等により、協定数は減少している。 ・単一集落での活動維持が困難な集落が近隣の余力がある集落との統合または連携により集落維持を図っている。 ・制度利用により、農用地の耕作放棄の防止が図られている。																																		
第 三 期 計 画 の 取 組 方 針	・集落協定数及び取組農用地面積の減少を抑制する。																																		
第 三 期 計 画 の 具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・集落協定を締結していない集落へ他の事業（多面的機能支払事業）も含め広く P R し取組を促進する。 ・複数の集落間での活動の連携や統合等により、農業生産活動が継続的に実施されるような体制づくりを支援する。																																		

③ 地域の特性を活かした生産振興

イ 中山間地域の生産振興

No. 28

項 目 (担 当)	中山間地域の生産振興 農業政策課生産振興担当																																														
事 業 内 容	中山間地域は、地形的条件により平地に比べ生産性が低いことに加え、農業後継者不足により遊休荒廃農地が増加している。このため、農業者の団体等が行う優良農地への復元や地区振興作物の導入等を支援する事業 ○主な市の支援 (1) 中山間地域農業活性化事業 農業者の団体等が行う遊休荒廃農地から優良農地への復元、地区の特性を活かした振興作物に対して補助金を交付するもの。補助率 5/10 以内																																														
策 定 時 (R 7) ま で の デ ー タ の 推 移 ・ 現 況 等	○中山間地域農業活性化事業（主な実績） <table><tr><th>年度</th><th>地区</th><th>区分</th><th>面積(㎡)</th><th>作物の種別</th></tr><tr><td>R 3</td><td>戸隠</td><td>農地復元</td><td>1, 004</td><td>そば</td></tr><tr><td rowspan="3">R 4</td><td>信州新町</td><td>農地復元</td><td>1, 000</td><td>荳胡麻</td></tr><tr><td>鬼無里</td><td>農地復元</td><td>4, 155</td><td>ワイン用ぶどう</td></tr><tr><td>戸隠</td><td>農地復元</td><td>1, 144</td><td>そば</td></tr><tr><td>R 5</td><td>信州新町</td><td>農地復元</td><td>3, 480</td><td>荳胡麻</td></tr><tr><td rowspan="2">R 6</td><td>信州新町</td><td>農地復元</td><td>2, 212</td><td>荳胡麻</td></tr><tr><td>大岡</td><td>農地復元</td><td>2, 724</td><td>水稻</td></tr><tr><td>R 7</td><td>芋井</td><td>農地復元</td><td>2, 113</td><td>夏秋トマト 夏秋イチゴ</td></tr></table> ○中山間地域のワイン用ぶどう（令和7年度） <table><tr><th>栽培面積（ha）</th><th>主な栽培地区</th></tr><tr><td>10. 21</td><td>信更、信州新町、七二会、中条、浅川、鬼無里、大岡など</td></tr></table>	年度	地区	区分	面積(㎡)	作物の種別	R 3	戸隠	農地復元	1, 004	そば	R 4	信州新町	農地復元	1, 000	荳胡麻	鬼無里	農地復元	4, 155	ワイン用ぶどう	戸隠	農地復元	1, 144	そば	R 5	信州新町	農地復元	3, 480	荳胡麻	R 6	信州新町	農地復元	2, 212	荳胡麻	大岡	農地復元	2, 724	水稻	R 7	芋井	農地復元	2, 113	夏秋トマト 夏秋イチゴ	栽培面積（ha）	主な栽培地区	10. 21	信更、信州新町、七二会、中条、浅川、鬼無里、大岡など
年度	地区	区分	面積(㎡)	作物の種別																																											
R 3	戸隠	農地復元	1, 004	そば																																											
R 4	信州新町	農地復元	1, 000	荳胡麻																																											
	鬼無里	農地復元	4, 155	ワイン用ぶどう																																											
	戸隠	農地復元	1, 144	そば																																											
R 5	信州新町	農地復元	3, 480	荳胡麻																																											
R 6	信州新町	農地復元	2, 212	荳胡麻																																											
	大岡	農地復元	2, 724	水稻																																											
R 7	芋井	農地復元	2, 113	夏秋トマト 夏秋イチゴ																																											
栽培面積（ha）	主な栽培地区																																														
10. 21	信更、信州新町、七二会、中条、浅川、鬼無里、大岡など																																														
実 施 状 況 (令和7年度)	- 夏秋トマト、夏秋イチゴの作付けのため、遊休農地を優良農地に 2, 113 ㎡復元した。 - 耕作放棄地対策委員会にヤマブキ実験農場の苗木等の購入補助を行った。																																														
策 定 時 (R 7) の 評 価	- 優良農地へ復元することにより作付面積の増加につながっている。 - 地域に適した作物の導入が継続されることにより遊休荒廃農地発生抑制につながっている。																																														
第三期計画の 取 組 方 針	- 遊休荒廃農地から優良農地への復元を図っていく。 - 地域に適した作物の栽培を拡大する。																																														
第三期計画の 具 体 的 取 組 (アクションプラン)	- 農業者の団体が行う農地復元に対して支援する。 - 地域に適した作物の導入について J A と連携する。																																														

③ 地域の特性を活かした生産振興

ウ 安全・安心な農産物づくり

No. 29

項 目 (担 当)	環境にやさしい農業の推進 農業政策課生産振興担当
事 業 内 容	環境にやさしい農業 化学肥料などの使用により、環境への負荷の増大が懸念されることから、環境にやさしい農業を推進する事業。 ○主な支援等 (1) 国の制度 ・環境保全型農業直接支払制度 県や市と協働し、化学肥料・化学合成農薬の使用低減のほか、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果が高い営農活動に対して支援を行うもの。 ・有機 J A S 認証制度 農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないで、自然界の力で生産された農産物を認証するもの。 ・みどりの食料システム戦略 持続可能な食料システムの構築に向け、中長期的な視点から、調達、生産、加工、流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進するもの。 (2) 県の制度 ・環境負荷低減事業活動実施計画認定（みどり認定） 「エコファーマー認定制度」に代わり、令和 5 年 4 月から新たに創設。みどりの食料システム法に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減や、温室効果ガス排出量削減などに取り組む農業者を知事が認定するもの。 ・環境にやさしい農産物認証制度 地域の一般的な栽培方法と比較して、化学肥料及び化学合成農薬を 50% 以上（一部 30% 以上）削減した方法で生産された農産物を認証するもの。 (3) 市の支援 ・性フェロモン剤の導入や農業用生分解性マルチシートの導入のほか、有機 J A S 認証取得などへの支援をするもの。 生産工程管理 消費者の食の安全・安心に対する関心が高まっている中で、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を持続的に行う活動として、消費者、生産者、環境にとって、「Good」な農業の取組である GAP（ギャップ）の取組を推進する事業。 ○国の取組 ・食料・農業・農村基本計画において、「令和 12 年までにほぼ全ての産地で国際水準 GAP が実施されるよう、現場での効果的な指導方法の確立や産地単位での導入を推進」することとしている。

③ 地域の特性を活かした生産振興

ウ 安全・安心な農産物づくり

No. 29

	○県の取組 ・長野県 GAP 基準は、適正な農業生産を行うための取組事項について整理し、その取組が行われたかを確認することを目的に作成され、令和 6 年 9 月に農林水産省「国際水準 GAP ガイドライン」に準拠した内容に改定されている。 ○J A の取組 ・J A 営農技術員のサポート体制を整え、生産規模の維持拡大及び効率化に向けたスマート農業技術や農作業機械化の導入推進、生産安定に向けた施設化の推進に取り組んでいる。また、国際基準に準拠した長野県 GAP 基準の普及を進め、s 1969119 h 安全安心な信州農産物の安定生産・供給体制の構築に取り組んでいる。 ※G A P（Good Agricultural Practices）は、「良い農業の実践」などと訳され、農林水産省では「農業生産工程管理」と表現しています。 具体的には、①農場経営管理全般、②労働者の安全管理（労働安全及び労働者の人権保護）、③食品安全、④環境保全、の視点から、農産物や労働の安全性の確保や環境の保全に向けて、適正な、より良い農業を実践していくことです。																																											
策定時（R 7） ま で の データの推移 ・ 現 況 等	○環境保全型農業直接支払 <table><tr><td></td><td>人数</td><td>面積（a）</td></tr><tr><td>R 2</td><td>9</td><td>1,338</td></tr><tr><td>R 3</td><td>10</td><td>1,309</td></tr><tr><td>R 4</td><td>9</td><td>1,196</td></tr><tr><td>R 5</td><td>9</td><td>1,301</td></tr><tr><td>R 6</td><td>9</td><td>1,036</td></tr><tr><td>R 7</td><td>10</td><td>1,236</td></tr></table> ○環境にやさしい農作物認証制度 <table><tr><td></td><td>件数</td></tr><tr><td>R 2</td><td>26 件</td></tr><tr><td>R 3</td><td>27 件</td></tr><tr><td>R 4</td><td>29 件</td></tr><tr><td>R 5</td><td>32 件</td></tr><tr><td>R 6</td><td>33 件</td></tr><tr><td>R 7</td><td>31 件</td></tr></table> ○みどり認定件数 <table><tr><td></td><td>件数</td></tr><tr><td>R 5</td><td>2 件</td></tr><tr><td>R 6</td><td>10 件</td></tr><tr><td>R 7</td><td>15 件</td></tr></table>		人数	面積（a）	R 2	9	1,338	R 3	10	1,309	R 4	9	1,196	R 5	9	1,301	R 6	9	1,036	R 7	10	1,236		件数	R 2	26 件	R 3	27 件	R 4	29 件	R 5	32 件	R 6	33 件	R 7	31 件		件数	R 5	2 件	R 6	10 件	R 7	15 件
	人数	面積（a）																																										
R 2	9	1,338																																										
R 3	10	1,309																																										
R 4	9	1,196																																										
R 5	9	1,301																																										
R 6	9	1,036																																										
R 7	10	1,236																																										
	件数																																											
R 2	26 件																																											
R 3	27 件																																											
R 4	29 件																																											
R 5	32 件																																											
R 6	33 件																																											
R 7	31 件																																											
	件数																																											
R 5	2 件																																											
R 6	10 件																																											
R 7	15 件																																											

③ 地域の特性を活かした生産振興

ウ 安全・安心な農産物づくり

No. 29

策定時（R7） までの データの推移 ・現況等	○生物利用等環境保全型農業推進事業交付件数				
		事業費(千円)	補助金(千円)	戸数	本数
	R2	29,742	3,716	2,362	402,930
	R3	29,803	2,979	2,340	408,465
	R4	27,875	2,786	2,189	386,460
	R5	29,116	2,911	2,015	366,618
	R6	27,796	2,779	1,287	331,590
	R7	30,022	3,001	1,264	320,340
	○農業用生分解性マルチシート導入推進事業交付件数				
		事業費(千円)	補助金(千円)	戸数	本数
R2	2,219	665	111	475	
R3	1,982	594	115	423	
R4	1,937	580	101	353	
R5	1,850	555	108	338	
R6	1,804	540	92	305	
R7	2,225	666	92	357	
○生産工程管理の各農協における取組状況					
JAグリーン長野			JAながの（長野市内分）		
年度	栽培日誌の 提出件数	残留農薬検 査件数	年度	栽培日誌の 提出件数	残留農薬検 査件数
R元	6,015	97	R元	14,000	92
R2	6,171	79	R2	13,000	84
R3	9,119	90	R3	13,000	90
R4	9,080	104	R4	13,000	89
R5	9,050	86	R5	13,000	89
R6	8,701	84	R6	13,000	89
R7	9,990	84	R7	12,000	89
実施状況 (令和7年度)	・環境保全型農業直接支払について、新規の取組を希望する3件に対して、農業農村支援センターとともに相談に対応し支援を行った。うち1件が次年度から新たに本事業に取り組むこととなった。 ・みどり認定の件数は前年度に対し5件増加した。 ・不要となった農薬や、廃プラスチック等を農協が積極的に農家から回収した（JAグリーン長野、JAながの）。 不要農薬回収 1回/年 農業用プラスチック 2回/年（JAグリーン長野、JAながの）				

③ 地域の特性を活かした生産振興

ウ 安全・安心な農産物づくり

No. 29

策定時(R7) の 評 価	・有機農業や減農薬といった「環境にやさしい農業」は、慣行栽培と比べて、作業の手間がかかる場合も多いが、近年は消費者のニーズが高まっている。 ・独自の販売ルートを持つ農家は差別化を図ることで販売単価を上げることができるが、JA等系統出荷では差別化が難しい状況となっている。
第三期計画の 取 組 方 針	・生物多様性など自然環境の保全にもなる「環境にやさしい農業」に取り組む生産者を増やす。 ・残留農薬検査を実施し、安全な農産物の生産に取り組む。 ・生産工程管理（GAP）により生産性の向上や農業技術の向上を図る。
第三期計画の 具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・農業者の自主性を尊重しながら、各種認証制度を活用した環境にやさしい農業への取組みを促進する。 ・直売所等を活用した生産者の直接販売により差別化した販売を促進する。 ・農業研修センターの研修課程や講座などで、減農薬農業など環境にやさしい農業を取り上げる。 ・農薬の適正な使用と保管の指導及び飛散防止対策を実施する。 ・農薬の適正使用に関する誓約書の回収を徹底する。 ・栽培日誌を完全に記帳させるとともに、システム等を活用し出荷前確認を実施する。 ・「長野県 GAP チェックシート【生産者確認表】」により生産工程管理（GAP）の効率化を図る。 ※上記は、JAによる取組を含む

③ 地域の特性を活かした生産振興

エ 災害対策・野生鳥獣対策

No. 30

項 目 (担 当)	災害対策 農業政策課生産振興担当
事 業 内 容	農業は自然環境の影響を受けやすい産業であることから、自然災害等により農家が被った損害に対する各種支援制度により、経済的負担を軽減し、再生産を促す事業 ○農業共済 ・国の農業災害対策に基づく公的保険として、農業共済が制度化されており、相互扶助の考えに基づき、農家が掛金を出し合って、災害が発生したときに、水稻、果樹、家畜、園芸施設などを対象として共済金が支払われる。 ・平成 31 年 1 月から収入保険制度が始まる。対象者は青色申告を行っている農業者で、基本的に品目の限定はなく、自然災害だけでなく価格低下なども含めた収入減少を補償する制度となっている。 ・家畜診療所は、土日を含む 24 時間体制で加入家畜の診療を行うほか、損害防止事業や飼養管理の指導により、家畜共済加入農家の経営安定に寄与している。 ○市の支援 (1) 共済加入者に対するもの ・共済加入の農業者の負担を軽減するため、果樹共済掛金（農家掛金の 2/10）及び農業共済事務費賦課金（農家の負担する事務費賦課金の 10/10）に補助金を交付している。 ・家畜診療所の運営に係る経費については、診療収入のほか、構成市町村及び長野県農業共済組合北信地域センターで負担している。 (2) 農業災害対策資金利子補給金 ・被害農業者の農業経営の安定を図るため、借り入れた農業災害対策資金の金利負担を軽減するための利子補給金を交付している。 (3) 農作物災害緊急対策事業補助金 ・J A等が行う暴風雨、降ひょう、豪雪等に起因する病虫害防除対策などに要する経費に対して補助金を交付している。 補助率 3/10～7/10 以内 (4) 農業経営収入保険加入促進補助金事業 ・農業経営収入保険加入の農業者の負担を軽減するため、保険料（積立金及び付加保険料を除く保険料の新規 1/2、継続 1/4 ただし、認定新規就農者は 1/2）に補助金を交付している。

③ 地域の特性を活かした生産振興

エ 災害対策・野生鳥獣対策

No. 30

策定時（R7） までの データの推移 ・現況等	○農業共済加入者への支援				
	年度	果樹共済掛金補助		事務費賦課金補助	
		金額（円）		金額（円）	
	R2	4,312,000		1,439,000	
	R3	3,982,000		1,586,000	
	R4	2,346,000		1,171,000	
	R5	2,173,000		1,081,000	
	R6	2,026,000		907,000	
	R7	2,349,000		940,000	
	○収入保険加入者への支援				
年度	補助対象者数			補助金額（円）	
	新規	継続	合計		
R4	102		102	2,862,000	
R5	63	97	160	2,999,000	
R6	59	149	208	3,349,000	
R7	41	112	150	2,579,000	
○家畜診療所負担金					
	年度	金額（円）	飼養頭数		
	R2	3,836,000	344		
	R3	4,115,500	344		
	R4	3,811,000	342		
	R5	3,693,000	315		
	R6	3,111,000	309		
	R7	2,856,000	293		
実施状況 （令和7年度）	・果樹共済掛金（農家掛金の2/10）、農業共済事務費賦課金（農家の負担する事務費賦課金の10/10）及び農業経営収入保険（積立金及び付加保険料を除く保険料の新規1/2、継続1/4ただし、認定新規就農者は1/2）に対して補助金を交付し、果樹共済等への加入を促進した。 ・令和元年東日本台風により被害を受けた農業者の経営安定を図るため、農業者へ融資を行う融資機関に対し、農業災害対策資金利子補給金を令和2年度から令和8年度まで交付。（負担率県1/2、市1/2、最終借入人数42名） ・令和3年春の凍霜害により被害を受けた農業者の経営安定を図るため、農業者へ融資を行う融資機関に対し、農業災害対策資金利子補給金を令和3年度から令和9年度まで交付。（負担率県1/2、市1/2、最終借入人数12名） ・令和5年春の凍霜害により被害を受けた農業者の経営安定を図るため、農業者へ融資を行う融資機関に対し、農業災害対策資金利子補給金を令和5年度				

③ 地域の特性を活かした生産振興

エ 災害対策・野生鳥獣対策

No. 30

	から令和 11 年度まで交付。(負担率県 1/2、市 1/2、最終借入人数 15 名) ・令和 7 年高温干ばつ対策として、長野市農作物災害緊急対策事業補助金の干害応急対策事業によりポンプ購入補助を実施した。(市補助率 3/10 対象者 10 名)
策定時(R7)の評価	・農業経営収入保険の加入促進補助事業については、令和 7 年度から令和 9 年度までの間、引き続き補助金による支援をすることとした。 ・畜産飼養農家数や頭数が減少し、家畜診療所の診療収入も減少している。
第三期計画の取組方針	・気候変動に対する栽培技術支援並びに災害対応支援の強化を図る。 ・気候変動に伴う災害の頻度が高まっていることから、収入保険への加入促進並びに農業保険制度による経営安定を図る。
第三期計画の具体的取組 (アクションプラン)	・JAや長野県農業共済組合を通じて、収入保険の未加入農家へ加入の働き掛けを行う。 ・大規模災害時については、農業制度資金、農作物災害緊急対策事業補助金を速やかに実施する。 ・家畜診療所の運営に対して、支援を継続する。

③ 地域の特性を活かした生産振興

エ 災害対策・野生鳥獣対策

No. 31

項 目 (担 当)	野生鳥獣被害防除対策 森林いのしか対策課																																																																																																										
事 業 内 容	近年、野生鳥獣の生息域拡大・個体数増加に伴い農作物被害が増加していることから、被害防止を図るため、対策事業の実施と支援を行うもの。 - 平成 20 年に長野市鳥獣被害防止対策協議会を設立し、その支部組織である 22（令和 7 年度現在）の地区有害鳥獣対策協議会等が地域の実情に応じて実施する有害鳥獣被害防止対策に対し支援する。 - 国庫補助事業を活用して地域全体を囲む侵入防止柵導入の取組みを支援するほか、野生鳥獣が出没しにくい環境づくりとして、緩衝帯の整備を行う。																																																																																																										
時（R 7） ま で の データの推移 ・ 現 況 等	○野生鳥獣による農水物被害額の推移（R3 年度を 100 とした場合の指数） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R 3</th><th>R 4</th><th>R 5</th><th>R 6</th><th>R 7</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害額</td><td>78,813 (一)</td><td>78,752 (99.9)</td><td>80,821 (102.5)</td><td>94,069 (119.4)</td><td>95,392 (121.0)</td></tr> </tbody> </table> ※R6 の被害額の増加は、カワウの飛来数が急増したことが主要因 ○被害防止対策事業の実施状況 (市単補助) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R 3</th><th>R 4</th><th>R 5</th><th>R 6</th><th>R 7</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気柵・防護柵導入（箇所）</td><td>194</td><td>219</td><td>205</td><td>210</td><td>219</td></tr> <tr> <td>捕獲檻購入（基）</td><td>26</td><td>11</td><td>4</td><td>13</td><td>13</td></tr> <tr> <td>捕獲罠購入（基）</td><td>161</td><td>172</td><td>85</td><td>76</td><td>88</td></tr> <tr> <td>追い払い業務委託（人）</td><td>343</td><td>415</td><td>521</td><td>303</td><td>230</td></tr> <tr> <td>ライセンス取得補助（人）</td><td>16</td><td>1</td><td>5</td><td>6</td><td>9</td></tr> <tr> <td>有害鳥獣捕獲</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>イノシシ（頭）</td><td>558</td><td>707</td><td>916</td><td>557</td><td>897</td></tr> <tr> <td>ニホンジカ（頭）</td><td>1,536</td><td>1,480</td><td>1,569</td><td>1,809</td><td>1888</td></tr> <tr> <td>ニホンザル（頭）</td><td>89</td><td>74</td><td>49</td><td>54</td><td>55</td></tr> <tr> <td>ハクビシン（頭）</td><td>318</td><td>341</td><td>325</td><td>327</td><td>272</td></tr> <tr> <td>タヌキ（頭）</td><td>396</td><td>409</td><td>373</td><td>319</td><td>479</td></tr> <tr> <td>アナグマ（頭）</td><td>108</td><td>128</td><td>142</td><td>131</td><td>86</td></tr> <tr> <td>カラス（羽）</td><td>204</td><td>211</td><td>189</td><td>183</td><td>98</td></tr> <tr> <td>ニホンジカ集中捕獲（人）</td><td>183</td><td>230</td><td>242</td><td>165</td><td>188</td></tr> </tbody> </table>						R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	被害額	78,813 (一)	78,752 (99.9)	80,821 (102.5)	94,069 (119.4)	95,392 (121.0)		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	電気柵・防護柵導入（箇所）	194	219	205	210	219	捕獲檻購入（基）	26	11	4	13	13	捕獲罠購入（基）	161	172	85	76	88	追い払い業務委託（人）	343	415	521	303	230	ライセンス取得補助（人）	16	1	5	6	9	有害鳥獣捕獲						イノシシ（頭）	558	707	916	557	897	ニホンジカ（頭）	1,536	1,480	1,569	1,809	1888	ニホンザル（頭）	89	74	49	54	55	ハクビシン（頭）	318	341	325	327	272	タヌキ（頭）	396	409	373	319	479	アナグマ（頭）	108	128	142	131	86	カラス（羽）	204	211	189	183	98	ニホンジカ集中捕獲（人）	183	230	242	165	188
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																																																																																						
被害額	78,813 (一)	78,752 (99.9)	80,821 (102.5)	94,069 (119.4)	95,392 (121.0)																																																																																																						
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																																																																																						
電気柵・防護柵導入（箇所）	194	219	205	210	219																																																																																																						
捕獲檻購入（基）	26	11	4	13	13																																																																																																						
捕獲罠購入（基）	161	172	85	76	88																																																																																																						
追い払い業務委託（人）	343	415	521	303	230																																																																																																						
ライセンス取得補助（人）	16	1	5	6	9																																																																																																						
有害鳥獣捕獲																																																																																																											
イノシシ（頭）	558	707	916	557	897																																																																																																						
ニホンジカ（頭）	1,536	1,480	1,569	1,809	1888																																																																																																						
ニホンザル（頭）	89	74	49	54	55																																																																																																						
ハクビシン（頭）	318	341	325	327	272																																																																																																						
タヌキ（頭）	396	409	373	319	479																																																																																																						
アナグマ（頭）	108	128	142	131	86																																																																																																						
カラス（羽）	204	211	189	183	98																																																																																																						
ニホンジカ集中捕獲（人）	183	230	242	165	188																																																																																																						

③ 地域の特性を活かした生産振興

エ 災害対策・野生鳥獣対策

No. 31

	(国庫補助)												
	<table><tr><td></td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>侵入防止柵・電気柵 の設置 (km)</td><td>5. 10 トタン併用 6 段張り電気柵 若穂保科区</td><td>1. 92 トタン併用 6 段張り電気柵 若穂保科区</td><td>1. 55 トタン併用 6 段張り電気柵 若穂保科区</td><td>3. 15 トタン併用 6 段張り電気柵 6 段張り電気 柵 若穂保科区 信州新町中牧 区</td><td>1. 28 3 段張り電気 柵 鬼無里新倉区</td></tr></table>		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	侵入防止柵・電気柵 の設置 (km)	5. 10 トタン併用 6 段張り電気柵 若穂保科区	1. 92 トタン併用 6 段張り電気柵 若穂保科区	1. 55 トタン併用 6 段張り電気柵 若穂保科区	3. 15 トタン併用 6 段張り電気柵 6 段張り電気 柵 若穂保科区 信州新町中牧 区	1. 28 3 段張り電気 柵 鬼無里新倉区
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7							
侵入防止柵・電気柵 の設置 (km)	5. 10 トタン併用 6 段張り電気柵 若穂保科区	1. 92 トタン併用 6 段張り電気柵 若穂保科区	1. 55 トタン併用 6 段張り電気柵 若穂保科区	3. 15 トタン併用 6 段張り電気柵 6 段張り電気 柵 若穂保科区 信州新町中牧 区	1. 28 3 段張り電気 柵 鬼無里新倉区								
○緩衝帯整備事業の実施状況													
	<table><tr><td></td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>整備面積 (ha)</td><td>5. 23</td><td>4. 39</td><td>3. 77</td><td>2. 14</td><td>1. 30</td></tr></table>		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	整備面積 (ha)	5. 23	4. 39	3. 77	2. 14	1. 30
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7								
整備面積 (ha)	5. 23	4. 39	3. 77	2. 14	1. 30								
実 施 状 況 (令和 7 年度)	・駆除・個体数調整ではイノシシ 897 頭、ニホンジカ 1,888 頭、ニホンザル 55 頭をはじめ、合計 3,775 頭（羽）の有害鳥獣捕獲に対し補助を実施した。 ・侵入防止柵（国庫）の設置は、鬼無里地区において 1.28km の整備に対して補助を実施した。 ・緩衝帯を 7 箇所・1.30ha 整備し、農地周辺の環境整備対策を実施した。 ・新規従事者に対してくくり罠捕獲技術の研修会を実施した。												
策 定 時 (R 7) の 評 価	・近年、特にニホンジカ、ニホンザルが増えており、また、イノシシは豚熱の影響による増減はあるが、逡巡している状況とは言えず、有害鳥獣の駆除・個体数調整にあたる猟友会会員の高齢化等により捕獲・埋設作業等、捕獲従事者の負担が大きくなっている。 ・電気柵や防護柵の設置、緩衝帯整備などの防御対策及び、環境整備対策の実施により、農作物被害額は平成 23 年度をピークに緩やかに減少に転じていたが、近年は再び増加傾向にある。 ・設置した電気柵や防護柵の効果を持続させるため、修繕等の維持管理の負担が大きくなっている。												
第三期計画の 取 組 方 針	・新規狩猟者及び有害鳥獣捕獲従事者の確保を図り捕獲体制の充実を図る。 ・駆除個体数調整対策、防御対策（電気柵・防護柵）、環境整備（緩衝帯）を総合的にバランスよく行い、農業被害を減少させる。												
第三期計画の 具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・駆除対策として、捕獲補助金による支援を行うとともに、ニホンジカの集中捕獲を行う。 ・防御対策として、国庫補助事業、市単補助を活用した電気柵・防護柵の新規設置及び維持管理について支援する。 ・環境整備対策として、緩衝帯整備を行い、維持管理について支援する。 ・被害防除対策の重点地区の設定及びモデル事業を検討する。 ・捕獲従事者の負担軽減につながる取組みを支援する。												

④ 地域の特性を活かした生産振興

エ 災害対策・野生鳥獣対策

No. 32

項 目 (担 当)	ジビエの活用 森林いのしか対策課																																
事業内容	有害鳥獣防除対策（駆除・個体数調整）により捕獲された野生鳥獣は、希少な自然の恵みであることから、平成 25 年 3 月に地域組織により設置された市内では初となる食肉加工施設である若穂地区野生鳥獣食肉加工施設及び平成 31 年 2 月に中条地区に設置した長野市ジビエ加工センターで食肉利用を進めるもの。 ・長野市ジビエ加工センターの管理運営 ・普及促進のためのイベント等の開催																																
策定時（R 7） ま で の データの推移 ・ 現 況 等	○若穂地区野生鳥獣食肉加工施設（平成 25 年 3 月設置） 事業主体 若穂ジビエ振興会 設置場所 若穂保科高岡 構 造 鉄骨造 平屋 延べ床面積 42.9 m² 建 設 費 15,276,450 円（財源 市 14,502,000 円 自己資金 774,450 円） 受入実績（イノシシ・ニホンジカ） <table><tr><td></td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>受入頭数</td><td>40</td><td>48</td><td>38</td><td>20</td><td>28</td></tr></table> ○長野市ジビエ加工センター（平成 31 年 2 月設置） 事業主体 長野市 設置場所 中条住良木（道の駅中条東側） 構 造 鉄骨造 平屋 延べ床面積 330 m² 建 設 費 228,496,000 円（財源 国 120,000,000 円 市 108,496,000 円） 令和元年 7 月稼働（平成 31 年 4 月から 6 月まで試験稼働） 移動式解体処理車（1 台）や軽保冷車（7 台）を活用して、市域全域での捕獲に対応 受入実績（ニホンジカ） <table><tr><td></td><td></td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td rowspan="2">受入頭数</td><td>長野市内</td><td>742</td><td>779</td><td>849</td><td>930</td><td>950</td></tr><tr><td>小川村内</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>63</td></tr></table> ※R 2 年 2 月以降は、CSF(豚熱)の影響によりイノシシの受入を休止中 ※R 7 年度から小川村内で捕獲されたニホンジカの受入を開始		R3	R4	R5	R6	R7	受入頭数	40	48	38	20	28			R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	受入頭数	長野市内	742	779	849	930	950	小川村内	—	—	—	—	63
	R3	R4	R5	R6	R7																												
受入頭数	40	48	38	20	28																												
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																											
受入頭数	長野市内	742	779	849	930	950																											
	小川村内	—	—	—	—	63																											
実施状況 (令和 7 年度)	・猟友会との意見交換を踏まえ、ジビエ活用個体に対する捕獲補助金について見直しを随時行っており、令和 6 年度からは 200 円増額改定した。 令和 7 年度：ジビエ活用個体 <table><tr><td rowspan="3">{</td><td>食肉活用（優良）</td><td>23,200 円</td></tr><tr><td>〃 （普通）</td><td>20,200 円</td></tr><tr><td>ペットフード等</td><td>17,200 円</td></tr></table> ・信州むしくらまつりでの試食会（中条地区）や長野県立大学の学生と開発したジビエ料理のふるまいを農業フェアとスマートシティ NAGANO で実施し、ジビエ	{	食肉活用（優良）	23,200 円	〃 （普通）	20,200 円	ペットフード等	17,200 円																									
{	食肉活用（優良）		23,200 円																														
	〃 （普通）		20,200 円																														
	ペットフード等	17,200 円																															

④ 地域の特性を活かした生産振興

エ 災害対策・野生鳥獣対策

No. 32

	エの普及促進を図った。 ・教育委員会と連携し、市立の小・中学校の給食にジビエの提供を進めており、保護者向けに作成したジビエのパンフレットを配布し、シカ肉の栄養価等をPRした。 ・良質なジビエ個体を搬入してもらえるように、安全で効率的なジビエ捕獲の手法を学んでもうための捕獲者向け講習会を開催した。
策定時(R7)の評価	・一定規模の処理頭数を確保し、食品衛生管理の徹底を図り、捕獲から搬送、処理加工及び販売をしっかりとつなげ、残渣減容化施設の導入することで運営経費の削減を図りながら、ビジネスとして持続できる安全で安心なジビエの安定供給を実現させる仕組みづくりを加速できた。
第三期計画の取組方針	・若穂地区野生鳥獣食肉加工施設及び長野市ジビエ加工センターの利用拡大を促進する。 ・捕獲から搬送、ジビエ提供まで高品質を確保しつつ、高度な循環体制を確立する。 ・捕獲し、加工処理したジビエの需要を掘り起こすため、ジビエの魅力を発信する。
第三期計画の具体的取組 (アクションプラン)	・加工処理施設の適正な衛生管理に努め、安心安全なジビエの供給を図る。 ・移動式解体処理車及びジビエ運搬専用軽保冷車を有効活用しながら、高品質なジビエの供給ができるような収集体制を構築する。 ・施設従事者を雇用し、食品衛生責任者養成講習やHACCP講習等を受講させ衛生管理技能を習得させるとともに、全国食肉学校や先進地での解体実地研修により処理加工技能を習得させる。 ・食用に適した捕獲個体をより多く搬入し、一定規模の処理加工ができるよう、猟友会組織と捕獲・収集体制を整備する。 ・イノシシの豚熱感染が終息していないが、県と連携して受入再開に備えた活動を実施する。 ・ジビエのブランディングに向けたPR活動やイベントを実施する。 ・残渣減容化後の製品への利活用を検討する。

④ 農産物の販売力強化と他産業との連携

ア 販路の拡大

No. 33

区 分	内 容																																																																																																						
項 目 (担 当)	農業協同組合（ＪＡ）による販売活動 農業政策課農業戦略企画室																																																																																																						
事 業 内 容	多くの農業経営体は、農産物を農業協同組合（ＪＡ）に出荷していることから、ＪＡの販売活動を把握するとともに、その活動を支援したり、協力して行ったりすることを通じて、農家所得の向上につなげるもの。																																																																																																						
策 定 時（Ｒ７） ま で の デ ー タ の 推 移 ・ 現 況 等	○農産物販売金額１位の出荷先別経営体数（法人含む）（2025 農林業センサス） <table><tr><th rowspan="2">農産物の販売のあった経営体</th><th colspan="7">農産物の出荷先別</th></tr><tr><th>ＪＡ</th><th>ＪＡ以外の集出荷団体</th><th>卸売市場</th><th>小売業者</th><th>食品製造業・外食産業</th><th>消費者に直接販売</th><th>その他</th></tr><tr><td>3,285</td><td>1,982</td><td>237</td><td>461</td><td>90</td><td>34</td><td>437</td><td>49</td></tr><tr><td>100%</td><td>60.3%</td><td>7.1%</td><td>14.0%</td><td>2.7%</td><td>1.0%</td><td>13.3%</td><td>1.5%</td></tr></table> ○ＪＡの販売先別取扱高（ＪＡごと集計方法が異なる） ＪＡグリーン長野 （千円） <table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">ＪＡ全農長野</th><th rowspan="2">ＪＡ直売所 （インショップ含む。）</th><th rowspan="2">農産販売</th><th rowspan="2">合計</th></tr><tr><th>市場</th><th>市場以外</th></tr><tr><td>Ｒ３</td><td>3,183,420</td><td>193,254</td><td>1,597,208</td><td>266,380</td><td>5,240,371</td></tr><tr><td>Ｒ４</td><td>3,323,971</td><td>203,297</td><td>1,686,984</td><td>271,378</td><td>5,485,630</td></tr><tr><td>Ｒ５</td><td>3,416,811</td><td>208,372</td><td>1,764,123</td><td>290,993</td><td>5,680,299</td></tr><tr><td>Ｒ６</td><td>3,897,634</td><td>243,162</td><td>1,763,832</td><td>326,231</td><td>6,230,859</td></tr><tr><td>Ｒ７</td><td>3,865,256</td><td>227,936</td><td>1,028,526</td><td>492,780</td><td>5,842,434</td></tr></table> ※ 米穀・畜産は、「農産販売」に分類 ＪＡながの （千円） <table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">ＪＡ全農（系統） 委託販売</th><th rowspan="2">ＪＡ全農以外 （系統外）</th><th rowspan="2">ＪＡ直売所 （インショップ含む。）</th><th rowspan="2">合計</th></tr><tr><th>市場</th><th>市場以外</th></tr><tr><td>Ｒ３</td><td>3,634,121</td><td>282,802</td><td>1,076,010</td><td>4,992,933</td></tr><tr><td>Ｒ４</td><td>4,080,197</td><td>292,289</td><td>1,103,256</td><td>5,475,742</td></tr><tr><td>Ｒ５</td><td>3,951,543</td><td>381,944</td><td>1,122,187</td><td>5,455,674</td></tr><tr><td>Ｒ６</td><td>4,413,789</td><td>366,873</td><td>1,138,996</td><td>5,919,658</td></tr><tr><td>Ｒ７</td><td>4,689,712</td><td>439,442</td><td>1,219,274</td><td>5,908,986</td></tr></table> ※ 信濃町、飯綱町、小川村分を含む。	農産物の販売のあった経営体	農産物の出荷先別							ＪＡ	ＪＡ以外の集出荷団体	卸売市場	小売業者	食品製造業・外食産業	消費者に直接販売	その他	3,285	1,982	237	461	90	34	437	49	100%	60.3%	7.1%	14.0%	2.7%	1.0%	13.3%	1.5%	年度	ＪＡ全農長野		ＪＡ直売所 （インショップ含む。）	農産販売	合計	市場	市場以外	Ｒ３	3,183,420	193,254	1,597,208	266,380	5,240,371	Ｒ４	3,323,971	203,297	1,686,984	271,378	5,485,630	Ｒ５	3,416,811	208,372	1,764,123	290,993	5,680,299	Ｒ６	3,897,634	243,162	1,763,832	326,231	6,230,859	Ｒ７	3,865,256	227,936	1,028,526	492,780	5,842,434	年度	ＪＡ全農（系統） 委託販売		ＪＡ全農以外 （系統外）	ＪＡ直売所 （インショップ含む。）	合計	市場	市場以外	Ｒ３	3,634,121	282,802	1,076,010	4,992,933	Ｒ４	4,080,197	292,289	1,103,256	5,475,742	Ｒ５	3,951,543	381,944	1,122,187	5,455,674	Ｒ６	4,413,789	366,873	1,138,996	5,919,658	Ｒ７	4,689,712	439,442	1,219,274	5,908,986
農産物の販売のあった経営体	農産物の出荷先別																																																																																																						
	ＪＡ	ＪＡ以外の集出荷団体	卸売市場	小売業者	食品製造業・外食産業	消費者に直接販売	その他																																																																																																
3,285	1,982	237	461	90	34	437	49																																																																																																
100%	60.3%	7.1%	14.0%	2.7%	1.0%	13.3%	1.5%																																																																																																
年度	ＪＡ全農長野		ＪＡ直売所 （インショップ含む。）	農産販売	合計																																																																																																		
	市場	市場以外																																																																																																					
Ｒ３	3,183,420	193,254	1,597,208	266,380	5,240,371																																																																																																		
Ｒ４	3,323,971	203,297	1,686,984	271,378	5,485,630																																																																																																		
Ｒ５	3,416,811	208,372	1,764,123	290,993	5,680,299																																																																																																		
Ｒ６	3,897,634	243,162	1,763,832	326,231	6,230,859																																																																																																		
Ｒ７	3,865,256	227,936	1,028,526	492,780	5,842,434																																																																																																		
年度	ＪＡ全農（系統） 委託販売		ＪＡ全農以外 （系統外）	ＪＡ直売所 （インショップ含む。）	合計																																																																																																		
	市場	市場以外																																																																																																					
Ｒ３	3,634,121	282,802	1,076,010	4,992,933																																																																																																			
Ｒ４	4,080,197	292,289	1,103,256	5,475,742																																																																																																			
Ｒ５	3,951,543	381,944	1,122,187	5,455,674																																																																																																			
Ｒ６	4,413,789	366,873	1,138,996	5,919,658																																																																																																			
Ｒ７	4,689,712	439,442	1,219,274	5,908,986																																																																																																			

④ 農産物の販売力強化と他産業との連携

ア 販路の拡大

No. 33

実 施 状 況 (令和7年度)	(J Aグリーン長野) ・青果物の出荷前にプレスリリースをし、販路拡大及び消費拡大を実施した。 ・Aコープ3店舗と連携し、贈答・小売販売対応を行ったほか、インターネット販売の強化としてJ Aタウンでの販売に注力した。また、ふるさと納税・企業贈答・ダイレクトメールなどの企画も実施した。 (J Aながの) ・農産物公式オンラインショップ「たーんとながの」では、春先からアスパラガス・あんず・もも・プラム・りんご・米・りんご加工品など年間を通じた販売品目提案を行い、全国の消費者への販路拡大に取り組んだ。 ・農産物直売所では、HP・SNSを通じた情報発信。各種イベント（山菜フェア、お花市、りんご直売市、地元学生とのタイアップ即売会）を実施し、魅力ある直売所づくり、担い手育成に取り組んだ。 ・商談会を積極的に実施し、販売強化と総合供給基地としてのブランドの強化をすすめた。
策 定 時 (R 7) の 評 価	・J Aの販売先は、卸売市場が大きな割合を占めているが、J A直売事業（直売所・インショップ等）の取扱比率上昇に向け取り組んでいる。
第三期計画の 取 組 方 針	・市場などに対する販売力をより強化したり、農産物直売所（インショップ含む。）を拡充したり、オンラインショップでの販売を強化したりすることなどを通じて、直売比率を高め農家所得の向上につなげる。
第三期計画の 具 体 的 取 組 (アクションプラン)	○J Aの取組 ・主たる販売先である卸売市場の整理、見直しを行って、重点市場への集約化を図り価格維持とコスト低減に取り組むほか、取引市場の関係者を招いて産地との意見交換や、市場を訪問してトップセールスによる販売促進を行う。 ・消費者の地産地消の意識の高まり・インバウンド需要を受けて、農産物直売所（インショップ含む。）の販売強化に取り組む。 ・消費行動の多様化を受け、オンラインショップでの品揃えの充実などにより販売強化に取り組む。 ○市の取組 ・県外での物産展や観光キャンペーンに合わせて、J Aと連携して農産物のPRを行うほか、市長がトップセールスに同行するなど、J Aの販売活動を支援する。 ・ふるさと納税制度を活用し、J Aと連携して市内産農産物をPRする。

④ 農産物の販売力強化と他産業との連携

ア 販路の拡大

No. 34

項 目 (担 当)	売れる農業の推進 農業政策課農業戦略企画室																																								
事 業 内 容	トップセールスをはじめ、市内外で消費及び販路の拡大につながる各種の取り組みを実施し、本市が良質な果樹産地であることの認知度向上、定着化を進めることで、市内産農産物の付加価値を向上させ、本市農業者の所得の一層の向上を図るもの。 なお、本事業は、令和5年2月に策定した「長野市産果樹ブランド化戦略（計画期間：令和5年度～令和9年度）」の実施内容を引き継ぐものであり、本市の栽培面積上位の果樹であるりんご・もも・ぶどうが中心となるが、これ以外の果樹、野菜などにも効果が及ぶよう、これまで実施してきた取組も参考により効果的な取組を企画し、実施する。 また、販路の一つとして輸出拡大に向けた取組の情報収集を行う。																																								
策定時（R7） ま で の データの推移 ・ 現 況 等	○長野県の農産物産出額等（単位：億円） <table><tr><td></td><td>R 2</td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td></tr><tr><td>農産物産出額</td><td>2,916</td><td>3,126</td><td>3,197</td><td>3,431</td><td>3,829</td></tr><tr><td>農産物等の輸出額</td><td>14.9</td><td>17.7</td><td>20.1</td><td>24.8</td><td>25.8</td></tr></table> （出典：長野県農政部 農産物産出額（推計値）・輸出額（推計値）） ○長野市の農業産出額（単位：億円） <table><tr><td></td><td>R 2</td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td></tr><tr><td>農業産出額</td><td>163.4</td><td>156.3</td><td>165.0</td><td>174.4</td></tr></table> （出典：農林水産省 市町村別農業産出額（推計）） ○本市ふるさと納税における農産物の返礼品への申込数（件） <table><tr><td></td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>農産物の返礼品申込数</td><td>43,378</td><td>30,162</td><td>35,556</td><td>25,390</td><td>20,550</td></tr></table> （数値提供：長野市企画課）		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	農産物産出額	2,916	3,126	3,197	3,431	3,829	農産物等の輸出額	14.9	17.7	20.1	24.8	25.8		R 2	R 3	R 4	R 5	農業産出額	163.4	156.3	165.0	174.4		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	農産物の返礼品申込数	43,378	30,162	35,556	25,390	20,550
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6																																				
農産物産出額	2,916	3,126	3,197	3,431	3,829																																				
農産物等の輸出額	14.9	17.7	20.1	24.8	25.8																																				
	R 2	R 3	R 4	R 5																																					
農業産出額	163.4	156.3	165.0	174.4																																					
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																				
農産物の返礼品申込数	43,378	30,162	35,556	25,390	20,550																																				
実 施 状 況 (令和7年度)	・まるごと長野（池袋サンシャインシティ噴水広場。東京都豊島区） 松本市、上田市及び長野市の各市長からのPRのほか、果樹をはじめとした各市の特産品の販売。施設内飲食店で各市のりんごを使ったオリジナルメニューの提供（1日） ・長野物産展（東武百貨店船橋店。千葉県船橋市） 松本市、上田市及び長野市とその周辺地域の事業者による、特産品販売。実演販売・即売（出店）と特産・名産品コーナーによる委託販売（出品）を実施（6日間） ・出張！なが農マルシェINアトレ吉祥寺（アトレ吉祥寺。東京都武蔵野市） 旬の果樹や特産品の販売。市長トップセールスも実施（2日間） ・出張！なが農マルシェIN錦糸町マルイ（錦糸町マルイ。東京都墨田区） 旬の果樹や特産品の販売。初のキッチンカー出店も実施（1日） ・農産物を活用した長野市及び上田市の魅力発信事（ニコタマデイズカフェ。																																								

④ 農産物の販売力強化と他産業との連携

ア 販路の拡大

No. 34

	東京都世田谷区)) 長野市及び上田市の旬の農産物を使ったオリジナルメニュー提供（7日間） ・若き醸造家たちの挑戦～長野市のぶどう畑からはじまる物語 - 長野市産ワインのPR映像の制作、公開
策定時（R7） の 評 価	・イベント時の来場者アンケートにおいて、8割の方が長野市のイメージを「果樹」としている。また、「まるごと長野」では、約半数が長野市へのふるさと納税を実施しているという結果が出た。 ・まるごと長野における飲食店タイアップを実施した店舗から、来年度はイベント関係なくりんごの仕入れを行いメニュー提供したいという声が寄せられ、販路拡大という成果につながった。 ・長野物産展での果樹販売について、催事期間中、催事後にリピーターを獲得することができた。 ・長野県の農産物産出額及び農産物等の輸出額並びに長野市の農業産出額は増加傾向にある。 ・加工品を含めた農産物は、ふるさと納税の一番人気の返礼品となっている。
第三期計画の 取 組 方 針	・長野市産果樹を中心とした農産物の消費拡大、販路拡大に向け、消費者に向けた直接販売や飲食店を通じたオリジナルメニューの提供などの各種取組を実施し、選ばれる産地・長野市を目指す。
第三期計画の 具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・大都市において市長トップセールスを含む消費者向けの直接販売「出張！なが農マルシェ」を開催 ・大都市の飲食店において、本市の農産物を活用したオリジナルメニューを提供するイベントを開催 ・イベント開催に当たっては、農産物のPRだけでなく、ふるさと納税や観光PRも同時に行うことで、返礼品を通じたリピーターの獲得、来訪を通じた消費拡大も同時に目指す。 ・JAや商社、運輸などの企業、自治体等が会員となっている「長野県農産物等輸出事業者協議会」が実施するマーケティング調査活動、商談会、販売促進活動などの情報収集を行い、輸出を検討する生産者の支援を行う。 ・その他、売れる農業推進につながる取組を実施する。

④ 農産物の販売力強化と他産業との連携

イ 付加価値の向上

No. 35

項 (担 当)	6次産業化、農商工連携 農業政策課農政担当・農業戦略企画室・長野市農業公社																						
事業内容	農業者が生産だけでなく加工・販売にも主体的に関わることにより、高付加価値を創出する6次産業化の推進を図るもの。 ○主な支援 (1) 国の支援 ・6次産業化に関する総合化事業計画の認定を行い、認定事業者に対し交付金や無利子融資資金などの支援するもの。 (2) 県の支援 ・信州農業6次産業化推進事業補助金（財源は国の交付金） 推進事業（ソフト） 補助率 1/3 整備事業（ハード） 補助率 3/10（限度額 1 億円） ・信州6次産業化推進協議会を設置して、各地域振興局に相談窓口を設け、専門の相談員を配置している。 ・長野県の物産販売や情報発信拠点として、平成 26 年 10 月に「銀座NAGANO」がオープンし、農産物加工品などの販売を通じて6次産業化を支援するもの。 (3) 市の支援 ・市営農産物加工施設を4か所設置するほか、農業法人や農業者グループが行う農産物加工施設の整備に対して補助するもの。 ・農産物加工施設等支援事業 加工施設・機械等 補助率 1/2 以内（限度額 500 万円） (4) 長野市農業公社の取組 ・長野市産農産物や畜産物を利用した地域特産品の開発や加工等を支援し、農産物の生産拡大を支援するもの。 特産品開発・加工支援 補助率 10/10（限度額 10 万円） ○地理的表示（GI）保護制度 ・伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの地域特性を生かした農林水産品や加工品の名称を知的財産として登録することで類似品の氾濫を防ぐために、品質が保証された地域ブランド産品を保護する制度。																						
策定時（R7）までのデータの推移・現況等	○支援の状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報交換会参加団体</td><td>—※</td><td>—※</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>特産品開発・加工支援（農業公社）</td><td>2件</td><td>2件</td><td>3件</td><td>3件</td><td>2件</td></tr> </tbody> </table> ※Webサイト活用講座を開催						R3	R4	R5	R6	R7	情報交換会参加団体	—※	—※	—	—	—	特産品開発・加工支援（農業公社）	2件	2件	3件	3件	2件
	R3	R4	R5	R6	R7																		
情報交換会参加団体	—※	—※	—	—	—																		
特産品開発・加工支援（農業公社）	2件	2件	3件	3件	2件																		

④ 農産物の販売力強化と他産業との連携

イ 付加価値の向上

No. 35

実施状況 (令和7年度)	・6次産業化の実現に向け、農業者からの相談に関係機関と連携して応じた。 ・令和7年度は、2品（ぶどうのネクター・りんごのブランデー）に対して支援を行った。
策定時(R7)の 評価	・近年は、国の総合化事業計画や市の加工施設等支援事業の申請が低調である。 ・農業公社の商品開発件数は、毎年一定数を維持している。
第三期計画の 取組方針	・農業者が自ら行う農産物の加工・販売やブランド化について、農業者と食品製造事業者や学術機関との連携の取組を促進する。 ・生産者と実需者とのマッチングにより、6次産業化、農商工連携を支援する。
第三期計画の 具体的取組 (アクションプラン)	・商品開発や加工施設の整備に対して、国・市の制度により支援する。 ・実需者ニーズを把握して、地域特産品や加工品の開発を支援することで、販売に結びつける。

④ 農産物の販売力強化と他産業との連携
イ 付加価値の向上

No. 36

項 目 (担 当)	スマート農業 農業政策課農政担当・農業戦略企画室												
事業内容	2040 年にありたい姿を描いた長期戦略 2040 を令和 2 年 5 月に策定した。農業分野のビジョンを「特産農産物の高付加価値化と持続可能な生産体制を確立する」として、スマート農業やブランド化などに取り組むとした。 スマート農業は、農業生産現場における作業の自動化と省力化を通じて、生産性の向上や人手不足への対応など農業が抱える課題の解決や軽減に資する強力なツールになる。 I o T 技術を活用したデータ駆動型農業の実現を目指し、栽培技術の可視化などの実証実験に取り組むとともに、本市農業に適したスマート農業用機械等の導入を支援するもの。 ○情勢 ・国では、令和 6 年に「スマート農業技術の活用の促進に関する法律」を施行し、新たな生産方式の導入を支援するなど、スマート農業技術の活用を推進している。 ・市内に自動操舵の農業用機械やドローンを使用している農業者がいる。 ・J A では、スマートフォンで営農資材を発注できるシステムの導入や霜被害防止のために気温センサーを導入している。 ○市の取組 スマート農業用機械導入等支援 ・スマート農業用機械等導入支援 5 戸以上の農業者で組織された団体及び法人経営の認定農業者・認定新規就農者：5 / 10 以内（上限額 200 万円） 個人経営の認定農業者・認定新規就農者：5 / 10 以内（上限額 150 万円） ・ドローン等の技術認定取得：5 / 10 以内 限度額 10 万円												
策定時（R 7） までの データの推移 ・現況等	○支援の状況（件） <table><tr><td></td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>スマート農業用機械等導入支援</td><td>3</td><td>7</td><td>7</td><td>9</td><td>10</td></tr></table>		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	スマート農業用機械等導入支援	3	7	7	9	10
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7								
スマート農業用機械等導入支援	3	7	7	9	10								
実施状況 (令和 7 年度)	・温度、降雨量を含む 7 つの気象データを観測する気象センサーを設置した。 ・大学等の研究機関と共同でドローンによる果樹（リンゴ）の人工受粉や画像の深層学習モデルを活用した腐ラン病の検出に関する調査及び研究を実施している。 ・スマート農業用機械導入等を支援し、農作業の効率化や経営規模拡大を促進した。												
策定時（R 7） の 評 価	・スマート農業用機械等の導入は、人手不足や技術差の解消に有効であり、農作業の受委託の増加など農地の集積・集約化が進んでいる。												

④ 農産物の販売力強化と他産業との連携

イ 付加価値の向上

No. 36

第三期計画の 取組方針	・スマート農業用機械等の導入により、農作業の効率化と品質向上を図ることで、持続可能な農業の推進と農作物の高付加価値化へつなげる。
第三期計画の 具体的取組 (アクションプラン)	・気象センサーで観測したデータを JA や県などと連携して分析し、気候変動による農作物の被害や生育不良の軽減を図る。 ・スマート農業用機械等の導入を支援し、農作業の効率化と農地の集積・集約化を進める。

④ 農産物の販売力強化と他産業との連携

イ 付加価値の向上

No. 37

項 目 (担 当)	農福連携 農業政策課農業戦略企画室																								
事 業 内 容	障害者等が農業分野で活躍し、自信と生きがいを持って社会参画を実現することで、農業分野の労働力不足と福祉分野の就労機会不足を解決し、地域共生社会を推進する事業。 ○情勢 ・ノウフク J A S 認証取得が生まれたり、ノウフクアワードが開催されたりするなど農福連携を促進する動きが広がりつつある。 ・県セルフセンター協議会が行う「農福就労チャレンジ」プロジェクトの取組により、障害者が農業分野で活躍する機会が増えてきた。 ・平成 31 年 3 月に農福連携により生産された商品のアピール力とブランド力を高めるため、障害者が生産の工程に携わった生鮮・加工食品であることを保証する日本農林規格（J A S）の一つとして、いわゆるノウフク J A S が制定された。 ○市及び農業公社の取組 ・農業公社、県セルフセンター協議会、関係課で農福連携の推進を確認 ・初めて農作業を障害者施設に依頼した農家が支払う作業料金に対して、1 万円を上限に補助する「お試しノウフク」の実施 ・ニューズレター「農福連携のススメ」を発行 ・引きこもり者支援に向けた関係課及び関係団体との意見交換 ・農業公社で障害者就労事業所の職員及び事業所利用者向けの農業作業体験会を実施																								
策 定 時 (R 7) ま で の デ ー タ の 推 移 ・ 現 況 等	○農作業体験（講習）会 <table><tr><td></td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>体験(講習)会</td><td>6 回</td><td>7 回</td><td>5 回</td><td>5 回</td><td>6 回</td></tr></table> ○農業者と施設利用者との作業マッチング件数 ※ <table><tr><td></td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>マッチング件数</td><td>40 回</td><td>57 回</td><td>71 回</td><td>75 回</td><td>82 回</td></tr></table> ※農作業を委託したい農業者と、手伝いたい施設利用者間のマッチングを実施し、農業分野における人手不足解消及び福祉分野における社会参画推進を図る。		R3	R4	R5	R6	R7	体験(講習)会	6 回	7 回	5 回	5 回	6 回		R3	R4	R5	R6	R7	マッチング件数	40 回	57 回	71 回	75 回	82 回
	R3	R4	R5	R6	R7																				
体験(講習)会	6 回	7 回	5 回	5 回	6 回																				
	R3	R4	R5	R6	R7																				
マッチング件数	40 回	57 回	71 回	75 回	82 回																				

④ 農産物の販売力強化と他産業との連携

イ 付加価値の向上

No. 37

実 施 状 況 (令和7年度)	・農福連携の取り組みを紹介する「農福連携のススメ」を1回発行した。 ・事業所職員や利用者に農業技術向上を支援する体験会を6回実施するとともに、マッチングを82回実施した。
策 定 時 (R 7) の 評 価	・農業公社が開催する講習会により農業者と障害者就労事業所及び事業所利用者の相互理解が深まり、マッチングを模索する動きが現れてきた。
第三期計画の 取 組 方 針	・共生社会の実現に向け、農業者と障害者の双方の特性の理解を促進する。 ・農福連携の認知度を高めるとともに、農福連携で行う農業の経済的な発展を促進する。
第三期計画の 具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・農福連携の啓発として、ニューズレター「農福連携のススメ」を発行する。 ・障害者就労事業所の職員及び事業所利用者の農作業技術の向上を支援する。 ・新たに農福連携に取り組む農業者や障害者就労事業所の開拓や障害者就労事業所以外へのアプローチを進める。 ・ノウフク J A S の認証取得を支援する。

⑤ 農業・農村に対する理解の促進

ア 地産地消

No. 38

項 目 (担 当)	地産地消の推進 農業政策課農政担当・農業戦略企画室																							
事 業 内 容	地域で生産された新鮮で安全・安心な農産物を地域で消費する「地産地消」に対する関心の高まりを受けて、関係者が連携して地産地消の普及・推進に取り組むもの。																							
	○農産物直売所（インショップ含む） ・市内各地域の農産物直売所において、新鮮な地元農産物を提供するもの。 ○長野市農業祭 ・昭和 43 年から開催されている農家と市民の収穫祭である長野市農業祭において、地産地消を P R するもの。 ○長野市地産地消推進協議会 平成 16 年度に長野商工会議所などで構成された長野市地産地消推進協議会において、各種の地産地消に資する取り組みを実施するもの。 ・地産地消協力店の認定（ホテル、飲食店など） ・協力店を紹介するイベントの実施（Web ページでの店舗紹介及びスタンプラリーの実施） ・地元生産者と実需者とのマッチングを行う商談会の開催 ○学校給食 ・学校給食での地元農産物の利用を拡大するため、生産者と学校給食栄養師等との懇談、ほ場視察を実施するもの。 ○長野市農業公社 ・長野市農業公社では、「ながのいのち」ブランドで地元農産物・加工品の販売と消費拡大を図るため、アンテナショップの開設と移動販売車ひっぱりだこ号の運行を行うほか、トイゴ広場で長野銀座にぎわい市などを実施している。																							
策 定 時 (R 7) ま で の デ ー タ の 推 移 ・ 現 況 等	○地産地消協力店等 <table><tr><td></td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>地産地消協力店数</td><td>156</td><td>159</td><td>166</td><td>166</td><td>168</td></tr><tr><td>直売所売上額（億円）※</td><td>21.9</td><td>20.6</td><td>22.1</td><td>21.5</td><td>19.8</td></tr></table> ※売上額は 5 千万円以上の売上有る直売所の合計							R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	地産地消協力店数	156	159	166	166	168	直売所売上額（億円）※	21.9	20.6	22.1	21.5	19.8
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																			
地産地消協力店数	156	159	166	166	168																			
直売所売上額（億円）※	21.9	20.6	22.1	21.5	19.8																			

⑤ 農業・農村に対する理解の促進

ア 地産地消

No. 38

実施状況 (令和7年度)	・地産地消協力店の直売所等を巡る「おいしいながのスタンプラリー」キャンペーンを令和7年10月から12月まで開催した。 ・令和7年10月に第55回長野市農業祭をビッグハット及び若里市民文化ホールで開催した。連携中枢都市圏事業として須坂市、飯綱町からも出店があり、来場者数は約8,000人となった。 ・地産地消協力店と長野市農業青年協議会会員との間での農産物の取引に向け、商談会を開催した。
策定時(R7)の 評価	・地産地消協力店数は横ばいで推移している。 ・直売所売り上げ額は、横ばいで推移している。
取組方針	・地産地消への市民の関心や理解を高めていく。 ・学校給食や飲食店などでの長野地域産農産物の利用を拡大する。
具体的取組 (アクションプラン)	・地産地消協力店において旬の農産物を提供してもらえるよう、地産地消協力店と生産農家との橋渡しを行う。 ・地産地消協力店をホームページやイベント等でPRして、観光客や市民の関心高めるとともに、新たな協力店を開拓する。 ・長野市農業祭に周辺市町村からの参加を募り、市外へも周知して来場者数の増加に取り組む。 ・学校給食栄養師のは場視察や生産者等との懇談会を実施する。 ・学校給食における市内農産物の利用状況について、生産者やJAに情報提供する。 ・地産地消に加え、地域食文化の伝承を推進するため、「地域食文化の継承(No.39)」と連携した事業を展開する。

⑤ 農業・農村に対する理解の促進

ア 地産地消

No. 39

項 目 (担 当)	地域食文化の伝承					
事 業 内 容	農業政策課農業戦略企画室					
	本市には、農産物や郷土料理など多種多様で豊かな食資源・食文化が存在しているが、これまでの「食」や「食文化」に関する取組は分野ごとに個別に展開しており、横断的な戦略や発信力の強化が課題となっている。 その結果、国内外の旅行者に長野市の食の魅力が十分に伝わっていないだけでなく、市民自身も身近にある食文化の歴史的・文化的価値を十分に認識できていない現状がある。加えて、食生活やライフスタイルの変化により、地域や家庭で受け継がれてきた食文化や伝統食に触れる機会が少なくなっている。 このため、市民一人ひとりが地域の食文化に触れ、その価値を再発見して誇りを持ち、生活に取り入れられるような「学び」と「体験」の機会を創出するとともに、子どもから高齢者まで世代を超えて農や食に関われる活動を推進し、郷土食など本市の食の価値と魅力を国内外へ発信するもの。					
	策 定 時 (R 7)					
	ま で の デ ー タ の 推 移 ・ 現 況 等					
実 施 状 況 (令和7年度)	○地域食文化の継承・普及活動の推移					
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	実施回数	2	2	2	2	4
	※活動の推移は、長野市農と食のネットワークが実施した回数					
策 定 時 (R 7) の 評 価	・令和7年10月、第55回長野市農業フェアにおいて、「にらせんべい」、「こねつけ」の調理・試食体験を実施し、72名が体験した。					
	・令和7年11月、文化庁100年フードへ「長野市の粉もの文化～そば、おやき、にらせんべい、おぶっこ、すいとん、こねつけ～」として認定申請を行い、令和8年2月27日付けで文化庁から認定証が交付された。					
	・令和8年3月19日、「100年フード認定記念フェア」として、市芸術館の提示サロンを会場として、パネル展示のほか、おやき・そば・おぶっこなどの限定販売等の認定記念イベントを実施した。					
	・「農と食のネットワーク」等の民間団体が一定の会員数を維持しており、草の根の伝承活動が継続されている点は大きな強みである。					
第三期計画の 取 組 方 針	・文化庁「100年フード」の認定により、本市の粉もの文化が持つ豊かな歴史や地域性が、全国的な視点から改めて評価された。今後は、この認定を一つの契機として、市民が身近な食文化の価値を再発見し、誇りを持って次世代へつなぐとともに、本市ならではの食の魅力を観光誘客や地域活性化に結びつけていくことが重要である。					
	【食と農のまち「NAGANO」事業】					
	文化庁100年フードの認定を契機として、市民・団体等が主体となり、郷土食などの食文化継承の取り組みを進めるとともに、善光寺御開帳などを通じ長野市の粉ものを中心とした、本市の食の価値と魅力を国内外へ発信する。					

⑤ 農業・農村に対する理解の促進

ア 地産地消

No. 39

第三期計画の 具体的取組 (アクションプラン)	・「農と食のネットワーク」などの農や食文化を伝える活動を行っている団体と連携し、地域や学校での食文化伝承に関する取り組みを行う。 ・「長野市の粉ものの文化」を軸に、市民と来訪者が「知る」「食べる」「関わる」といった多角的な体験ができる機会を提供することで、地域への愛着醸成と「粉もののまち」としての認知度向上を図る。
--	---

⑤ 農業・農村に対する理解の促進

イ 都市と農村の交流

No. 40

項 目 (担 当)	農業体験交流 農業政策課農業戦略企画室																																																															
事 業 内 容	以下の支援及び取組により、農業地域の活性化と交流を推進する事業。 ○市の支援 ・ 中山間地域の農業者グループの活動に対する支援。 （補助率 1/2 以内、上限額：農業体験 10 万円、食農体験 20 万円） ・ 小中学校における、米作り、果樹栽培など地域性を反映した農業体験学習を推進。 ○ J A の取組 ・ 農作物を栽培収穫し、調理加工する食農体験を提供する取組。 ○地域の農業者グループの取組 ・ 地域の資源を有効に活用し、田植え、収穫等の農作業体験を通じた都市部の住民との交流を図る取組。																																																															
策 定 時 (R 7) ま で の デ ー タ の 推 移 ・ 現 況 等	○市補助事業の令和 7 年度実績 農業体験 <table><tr><th>地区</th><th>事業主体</th><th>内容</th><th>回数</th><th>延べ参加人数</th></tr><tr><td>大岡</td><td>大岡グリーンソーリズム倶楽部</td><td>味噌作り、収穫等の農作業体験</td><td>7</td><td>108</td></tr><tr><td>信里</td><td>のぶさと農楽耕</td><td>棚田オーナー制度</td><td>1</td><td>16</td></tr><tr><td colspan="3">合計</td><td>8</td><td>124</td></tr></table> ○都市農村交流活動の実施状況（長野地域振興局調べ）（人） <table><tr><th></th><th>R 2</th><th>R 3</th><th>R 4</th><th>R 5</th><th>R 6</th><th>R 7</th></tr><tr><td>年間参加者数</td><td>10, 344</td><td>8, 555</td><td>12, 064</td><td>13, 442</td><td>21, 442</td><td>38, 622</td></tr></table> ○市内小中学校での令和 7 年度農業体験実施延べ校数 <table><tr><th>内容</th><th>小学校</th><th>中学校</th><th>計</th></tr><tr><td>米作り</td><td>39</td><td>1</td><td>40</td></tr><tr><td>野菜作り</td><td>89</td><td>30</td><td>119</td></tr><tr><td>果樹栽培</td><td>24</td><td>6</td><td>30</td></tr><tr><td>その他の作物</td><td>25</td><td>2</td><td>27</td></tr><tr><td>合計</td><td>177</td><td>39</td><td>216</td></tr></table>						地区	事業主体	内容	回数	延べ参加人数	大岡	大岡グリーンソーリズム倶楽部	味噌作り、収穫等の農作業体験	7	108	信里	のぶさと農楽耕	棚田オーナー制度	1	16	合計			8	124		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	年間参加者数	10, 344	8, 555	12, 064	13, 442	21, 442	38, 622	内容	小学校	中学校	計	米作り	39	1	40	野菜作り	89	30	119	果樹栽培	24	6	30	その他の作物	25	2	27	合計	177	39	216
地区	事業主体	内容	回数	延べ参加人数																																																												
大岡	大岡グリーンソーリズム倶楽部	味噌作り、収穫等の農作業体験	7	108																																																												
信里	のぶさと農楽耕	棚田オーナー制度	1	16																																																												
合計			8	124																																																												
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																																										
年間参加者数	10, 344	8, 555	12, 064	13, 442	21, 442	38, 622																																																										
内容	小学校	中学校	計																																																													
米作り	39	1	40																																																													
野菜作り	89	30	119																																																													
果樹栽培	24	6	30																																																													
その他の作物	25	2	27																																																													
合計	177	39	216																																																													

⑤ 農業・農村に対する理解の促進

イ 都市と農村の交流

No. 40

実施状況 (令和7年度)	・中山間地域の農業者グループが行う農業体験について、補助金の交付や広報ながのを通じた参加者の募集など準備事務を支援した。
策定時(R7) の 評 価	・中山間地域では、実施団体構成員の高齢化が進んでおり、負担が大きくなっているが、農地の維持や高齢者の生きがいにつながっている。 ・都市農村交流事業に多くの参加者があり、農業への理解につながっている。 ・小中学校では米や野菜、果樹など地域の特色を生かした農業体験学習が行われており、郷土や農業を知るための貴重な機会となっている。
第三期計画の 取 組 方 針	・地域でできる範囲で、無理せず長く続けていけるよう支援する。 ・農業体験交流により食文化の伝承及び食農活動を支援していく。
第三期計画の 具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・広報ながのを通じた参加者の募集や、その他の準備事務を支援する。 ・中山間地域以外の平坦地域や、小中学校での農業体験への支援策を検討する。 ・農業体験の受入れ可能な協力農家の情報を整備して、実施グループや学校などとの橋渡しを行う。

⑤ 農業・農村に対する理解の促進

イ 都市と農村の交流

No. 41

項 目 (担 当)	小中学生農家民泊誘致 農業政策課農業戦略企画室・長野市農業公社																		
事 業 内 容	学校教育の一環として農林業の体験学習を伴うホームステイを実施することで、多様な学びと体験を提供する事業。 ○実施地区（カッコは事業開始年） ・鬼無里（H18）、大岡（H18）、信里（H20）、芋井戸隠（H22）、信州新町（H27）、若穂（H30）、松代（R5） ※平成 18 年に 2 地区で開始し、令和 7 年度は 7 地区で実施 ※終了地区は信更（H23 開始、R5 終了）、七二会（H23 開始、R6 終了） ※芋井は、R7 から「芋井・戸隠農山村民泊受入れの会」に名称変更 ○長野市小中学校農家民泊誘致・受入事業補助金 ・受入回数割：1 回当たり 3 万円、上限 15 万円 ・実施経費割：10 分の 5 以内、上限 5 万円 合算して 上限 20 万円 ○長野市子ども夢学校受入れ協議会 ・受入れ団体間の連携や情報共有及びアドバイスをを行うために、農業公社を事務局として平成 21 年に開始した組織。 ・令和 3 年 2 月に受入れ窓口を一本化（長野市農家民泊予約センター）。																		
策定時（R 7） ま で の データの推移 ・ 現 況 等	○小中学校農家民泊受入状況 <table><tr><td></td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>受入地区数</td><td>2</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td><td>7</td></tr><tr><td>参加者数</td><td>106</td><td>853</td><td>1, 560</td><td>1, 854</td><td>1, 918</td></tr></table> ※R 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で受入れを中止した。		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	受入地区数	2	8	8	8	7	参加者数	106	853	1, 560	1, 854	1, 918
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7														
受入地区数	2	8	8	8	7														
参加者数	106	853	1, 560	1, 854	1, 918														
実 施 状 況 (令和 7 年度)	・受入れ窓口を一本化する長野市農家民泊予約センターにより、各受入れ組織の事務負担の軽減を図り、各組織が連携し受入れや誘致活動に取り組む。 ・新型コロナウイルス感染症の影響から徐々に農家民泊の受入れ数が戻る。																		
策定時（R 7） の 評 価	・高齢化により受入れ農家が減少傾向にある。 ・各地区の受入れ組織の連携により、事務負担の軽減、受入れや誘致活動を行える体制が整えられた。 ・バス運転手の働き方改革による交通費の高騰などにより、受入が関西方面から関東方面へと変わってきているため、新規の旅行代理店への営業や研修を実施した。																		
第三期計画の 取 組 方 針	・既に実施している地区については、今後も無理のない範囲で継続していけるよう支援する。 ・関東方面の旅行代理店への営業を強化することで受入れ人数の増加を図る。 ・受入れ農家数を増やすため、受入れ地区の広域化を進める。																		
第三期計画の 具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・農業公社の長野市子ども夢学校受入れ協議会を通じて、地域間や周辺市町村との情報交換や連携を行う。 ・新しい受入れ組織の立ち上げや農家募集に協力する。																		

⑤ 農業・農村に対する理解の促進

イ 都市と農村の交流

No. 42

項 目 (担 当)	市民農園（市民菜園） 農業政策課農業農政担当																																			
事 業 内 容	市内に都市部の住民がレクリエーションや生きがいや健康増進を目的に野菜などを栽培する小面積に区分された市民農園（市民菜園）を設置するもの。 ○市民農園整備促進法によるもの ・開設は、市町村が指定した市民農園区域または市街化区域に限られ、附帯施設（休憩施設、駐車場など）を整備することができる。 ・長野市市民農園（開設者：長野市） 市内の6か所に設置している。そのうち大岡中ノ在家クライנגアルテンは、短期滞在できる施設等を備えている。 ○特定農地貸付法によるもの ・開設は特に区域を限っていないが、附帯施設を整備することはできない。 ・市では、住民自治協議会と協働して市民菜園の開設を行う法人に対し開設費を支援しており、若槻、小田切、川中島の3地区で市民菜園が運営されている。 ○農園利用方式によるもの ・農業者が農園に係る農業経営を自ら行い、農業者の指導・管理のもとに利用者がレクリエーション等のために農作業を体験するもので、農業者と利用者は農園利用契約を締結する。（農地の貸借を行うものではない。） ・長野市農業公社市民菜園事業 長野市農業公社が、農業者が開設する市民菜園に関する事務（利用者の決定、利用料の徴収など）を代行している。																																			
策 定 時（R7） ま で の デ ー タ の 推 移 ・ 現 況 等	○市民農園等の利用状況（長野市・長野市農業公社） <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr><tr><td>長野市</td><td>区画数</td><td>267</td><td>267</td><td>267</td><td>267</td><td>267</td></tr><tr><td>市民農園</td><td>利用率(%)</td><td>57</td><td>60</td><td>60</td><td>55</td><td>57</td></tr><tr><td>農業公社</td><td>区画数</td><td>1,061</td><td>985</td><td>1,004</td><td>977</td><td>917</td></tr><tr><td>市民菜園</td><td>利用率(%)</td><td>90</td><td>84</td><td>80</td><td>79</td><td>80</td></tr></table>	区 分		R3	R4	R5	R6	R7	長野市	区画数	267	267	267	267	267	市民農園	利用率(%)	57	60	60	55	57	農業公社	区画数	1,061	985	1,004	977	917	市民菜園	利用率(%)	90	84	80	79	80
区 分		R3	R4	R5	R6	R7																														
長野市	区画数	267	267	267	267	267																														
市民農園	利用率(%)	57	60	60	55	57																														
農業公社	区画数	1,061	985	1,004	977	917																														
市民菜園	利用率(%)	90	84	80	79	80																														
実 施 状 況 (令和7年度)	利用案内チラシの作成、広報ながのや市政番組、ホームページにて利用者募集情報の周知を図ったほか、利用率の低い安庭市民農園の認知度を高めるため、市民農園PR事業として、以下の取り組みを実施した。 ・長野市農業政策課、広報広聴課、長野市農業公社が共同で野菜の栽培から調理までの動画を企画・制作し、YouTubeにて発信。 ・長野県立大学生と協同し、市民農園の紹介や農作業の様子などの動画を制作し、Instagramにて発信。																																			

⑤ 農業・農村に対する理解の促進

イ 都市と農村の交流

No. 42

策定時（R7） の 評 価	・ 中山間地域にある長野市市民農園の利用率が低下傾向にある。 ・ 農業公社が管理する市民菜園は、高い利用率を維持している。
第三期計画の 取 組 方 針	・ 長野市市民農園の今後の運営方針を検討する。 ・ 開設や運営について相談にのり、特定農地貸付法や農園利用方式による住民自治協議会や農地所有者が行う市民菜園の開設を支援する。
第三期計画の 具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・ 長野市市民農園は引き続き利用促進に取り組みつつ、利用率が低い市民農園については今後の運営方針を検討する。 ・ 住民自治協議会や農地所有者へのPRや相談などにより市民菜園の開設を支援する。